

平成 28 年度社会福祉推進事業
一時生活支援事業における包括的支援と
事業効果に関する調査研究事業
報告書

平成 29 年 3 月
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

目次

1. 調査の目的	1
2. 調査の概要	2
2.1 概要	2
2.2 検討委員会の設置、運営	2
2.3 事例調査.....	3
2.4 アンケート調査.....	3
3. 検討委員会の設置・運営	5
3.1 概要	5
4. 事例調査	6
4.1 事例調査概要.....	6
4.2 事業間連携の事例	12
4.3 広域実施の事例.....	33
4.4 自立支援センターの事例	49
4.5 事例調査から得られる示唆と今後の展望.....	56
5. アンケート調査	58
5.1 調査の概要	58
5.2 分析にあたっての留意点	58
5.3 調査結果.....	59
5.4 クロス分析	126
5.5 小括と今後の展望について.....	143
6. 総括と今後の展望	144
7. 参考資料	145
7.1 参考様式.....	145
7.2 アンケート調査.....	149

1. 調査の目的

平成 27 年 3 月 6 日に厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知として全国の自治体に配布された「一時生活支援事業の手引き」は、基本的な考え方や留意点を示したものであり、各自治体では、地域の特徴や課題、社会資源の状況等を踏まえ、今後も引き続き実施方法等を工夫し、生活困窮者にとってよりよい支援を行うことが求められている。また、平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行されて 1 年が経ち、一時生活支援事業が全国でどのように運営・展開されているか、実態を把握することが求められている。

本調査研究においては、生活困窮者自立支援制度施行後の一時生活支援事業の全国の取組状況を把握し、さまざまな自治体の実態や事例を調査し、とりまとめることで、一時生活支援事業の取組状況を把握し、生活困窮者自立支援法施行 3 年後の見直しに向けた検討に役立つ基礎資料となるような報告書を作成することを目的とするものである。特に、事例調査にあたっては、これまで一時生活支援事業を実施していない自治体にとって一時生活支援事業の実施の検討材料となり、実施を促進できるような観点、また、すでに一時生活支援事業を実施している自治体が今後の事業運営で参考となるような情報を収集する観点で調査を実施し、とりまとめた。

本調査研究での一時生活支援事業の実態把握によって、平成 27 年 4 月から法施行された一時生活支援事業の全国の状況と施策の進捗と効果を明らかにできる。また、一時生活支援事業の効果的活用やさまざまな工夫を事例で提示することにより、一時生活支援事業を実施している自治体にとっては効果的運営と質の向上につながり、未実施の自治体にとっては事業実施の検討・実施につながる効果が期待される。

さらに、一時生活支援事業の効果についての検討は、法施行 3 年後の見直し（「生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）」の附則第 2 条参照）に向けた基礎資料となる。

2. 調査の概要

2.1 概要

本業務は、①検討委員会の設置・運営、②事例調査、③全国の一時生活支援事業の実態把握のための自治体アンケート調査、によって構成される。

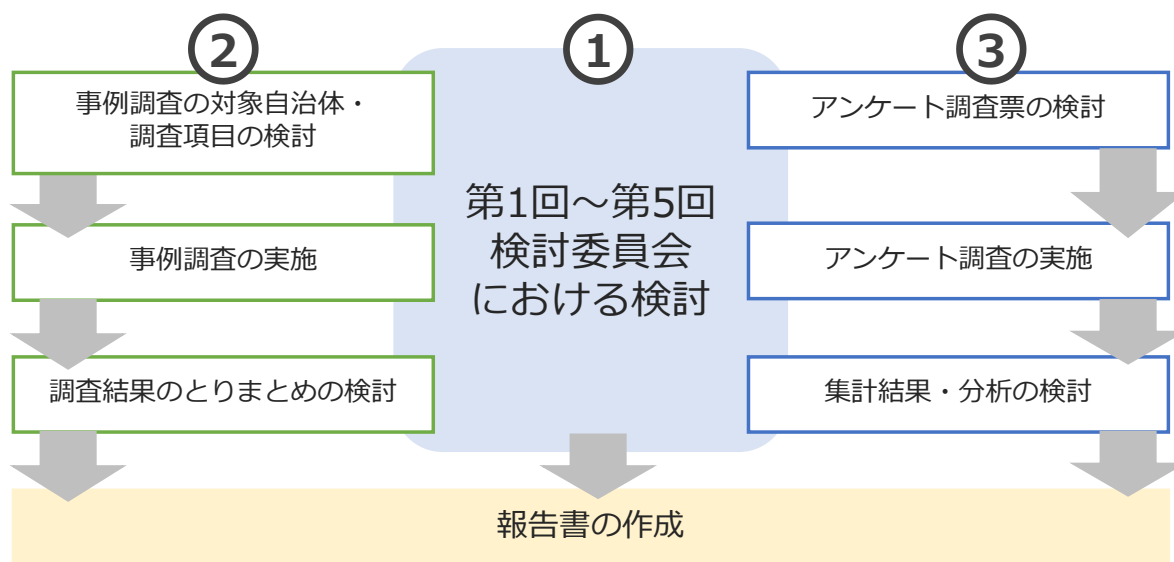


図 2-1 調査の流れ

2.2 検討委員会の設置、運営

生活困窮者自立支援について知見を有する学識者3名と実務者3名により構成する検討委員会（表 2-1）を設置、計5回開催し、自治体アンケート調査および事例調査に関する検討を行った。

本調査研究を進めるにあたり、委員には全般的に、また細部にわたってご助言を賜った。ご協力ならびにご指導いただいた委員の皆様はこの場を借りて深く御礼申し上げます。

表 2-1 検討委員会の委員

	氏名	所属
委員長	岡部 卓	首都大学東京 大学院人文科学研究科 教授
委員	垣田 裕介	大分大学 大学院福祉社会科学研究科 准教授
委員	笠原 正之	社会福祉法人みおつくし福祉会 自立支援センター舞洲 施設長
委員	立岡 学	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長
委員	森松 長生	特定非営利活動法人抱樸 専務理事
委員	山田 壮志郎	日本福祉大学社会福祉学部 准教授

※敬称略、五十音順。なお、所属については検討委員会開催当時のものである。

2.3 事例調査

「一時生活支援事業の手引き」には考え方や留意点が示されているが、自治体が実際に事業に取り組むにあたっては、具体的に参考となるような工夫が示された事例が求められ、一時生活支援事業をより効果的・効率的に実施するという観点から、自立相談支援事業との連携、広域実施、ホームレス自立支援センター等の社会資源の有効活用といったものが必要であると考えられる。

そこで本事例調査では、①事業間連携、②広域実施、③ホームレス自立支援センター等の3つの軸に焦点を当て、包括的支援等に関する事例を収集した。特に「①事業間連携」および「②広域実施」に重点を置いて調査を実施し、各事例において周知方法、運用方法、連携状況等を詳細に示すことで、自治体が一時生活支援事業を実施するうえで参考となる、活用しやすい資料の作成を目指した。

表 2-2 調査一覧

実施日	組織名	調査の視点
平成 28 年 11 月 2 日	愛知県	広域実施
平成 28 年 11 月 8 日	大阪市、社会福祉法人みおつくし福社会	ホームレス自立支援センター
平成 28 年 11 月 14 日	富士市、NPO 法人 POPOLO	広域実施
平成 28 年 11 月 21 日	北九州市、NPO 法人抱樸	ホームレス自立支援センター
平成 29 年 1 月 12 日	広島市	事業間連携
平成 29 年 2 月 16 日	南アルプス市社会福祉協議会	事業間連携
平成 29 年 2 月 21 日	宜野湾市	事業間連携
平成 29 年 2 月 22 日	うるま市パーソナルサポートセンター	事業間連携
平成 29 年 3 月 8 日	甲賀市	事業間連携

※調査日順

2.4 アンケート調査

平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援法が施行されて 1 年が経ち、一時生活支援事業が全国でどのように運営・展開されているか、実態を把握することが求められるが、既存調査の「生活困窮者自立支援制度事業実施状況調査」等では実施自治体数や運営形態等の概要程度しか把握できていない状況がある。

そこで全国の一時生活支援事業の運営実態とその事業効果をより詳細に把握するため、自治体アンケート調査を実施した。一時生活支援事業を実施している自治体に対しては、事業の基礎情報（運営形態、体制・規模、利用者数等）に加え、周知方法、運用方法、他事業・

他機関との連携状況、広域実施の有無、事業の効果や課題等を調査した。一時生活支援事業を実施していない自治体に対しては、一時生活支援事業を実施するにあたり障壁となっている課題や、緊急に宿泊が必要な人が来た場合の対応方法等を調査した。

3. 検討委員会の設置・運営

3.1 概要

生活困窮者自立支援について知見を有する学識者および実務者の計 6 名により構成する検討委員会を計 5 回開催し、自治体アンケート調査および事例調査に関する検討を行った。

表 3-1 検討委員会の実施概要

研究会	実施日	場所	検討事項
第 1 回	平成 28 年 8 月 1 日	(株) 三菱総合 研究所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施計画 ・ アンケート調査の調査票案に関する検討 ・ 事例調査の対象自治体の検討
第 2 回	平成 28 年 9 月 7 日	八重洲地下貸 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査の調査票案に関する検討 ・ 事例調査の対象自治体の検討 ・ 報告書骨子案の検討
第 3 回	平成 28 年 11 月 28 日	(株) 三菱総合 研究所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果（速報）報告と考察 ・ ヒアリング調査報告と考察 ・ 報告書骨子案に関する検討
第 4 回	平成 29 年 1 月 20 日	(株) 三菱総合 研究所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果（確報）報告と考察 ・ ヒアリング調査報告と考察 ・ 他事業・他機関との連携の調査方法等に関する検討 ・ 報告書骨子（案）に関する検討
第 5 回	平成 29 年 3 月 3 日	(株) 三菱総合 研究所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート結果（クロス集計）考察 ・ ヒアリング調査報告と考察 ・ 報告書（案）に関する検討

4. 事例調査

4.1 事例調査概要

4.1.1 調査概要

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施している自治体のうち、事業間連携、広域実施、ホームレス自立支援センターの 3 つの軸について、それぞれ好事例を抽出し、表 4-1 に記載の自治体や関係機関に対してヒアリング調査を行った。ヒアリング調査項目は、軸ごとにそれぞれ表 4-2、表 4-3、表 4-4 のとおりである。

表 4-1 調査対象一覧

調査の軸	調査対象自治体	ヒアリング対象機関
事業間連携	南アルプス市	・ 南アルプス市社会福祉協議会（※平成 27 年度自立相談支援事業受託機関。「南アルプス市ふくし相談支援センター」の運営主体）
	甲賀市	・ 甲賀市
	宜野湾市	・ 宜野湾市
	うるま市	・ 合同会社クレッシェレ（※平成 27 年度自立相談支援事業受託機関。「うるま市就職・生活支援パーソナル・サポート・センター」の運営主体）
	広島市	・ 広島市
広域実施	愛媛県	・ 愛媛県 ・ 松山市
	富士市	・ 富士市 ・ NPO 法人 POPOLO（※平成 27 年度自立相談支援事業および一時生活支援事業の受託機関）
ホームレス自立支援センター	大阪市	・ 大阪市 ・ ホームレス自立支援センター舞洲
	北九州市	・ 北九州市 ・ ホームレス自立支援センター北九州

表 4-2 事業間連携に関する調査項目

項目	内容
一時生活支援事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施状況 ・ 関係機関との調整、連携
支援員の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援員・就労支援員の人数 ・ 人材確保方法、採用時に重視したスキル
各段階の支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ シェルターへの入所～就職活動開始までの段階 ・ 就職活動中 ・ 内定から就労までの間 ・ 就労中・シェルター退所まで ・ シェルター退所後のフォロー等
就労自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時生活支援事業の利用者の就労自立のサポートのために必要な支援、姿勢、理念
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時生活支援事業の効果

表 4-3 広域実施に関する調査項目

項目	内容
一時生活支援事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時生活支援事業の周知方法 ・ 一時生活支援事業全体の効果と課題（対利用者、対地域） ・ 生活困窮者自立支援制度全体を通じた効果と課題（対利用者、対地域） ・ 緊急時（マニュアルや慣例では対応できなかったとき）の対応の事例 ・ 住居を確保できていない女性や若者などの生活困窮者への対応について
広域実施について	<p>広域実施に至るまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域実施を開始した時期・理由 ・ 広域実施の調整役や中心的役割の自治体に対する質問事項： ・ 一時生活支援事業および広域実施を行った理由 ・ 庁内での懸念点と、事業開始後の実態 ・ 連携自治体選定の基準 ・ どの部署・機関に、誰から、どのように連絡したか。その際の相手側の反応、難色を示された場合の調整・交渉方法 ・ 庁内の検討で懸念としてあげられた点、事業実施後の懸念点の状況
広域実施後の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託先の選定理由、選定時の懸念 ・ 費用負担の分担 ・ 支援調整会議の実施方法 ・ 広域実施で困難なこと（他の自治体・利用者に対して） ・ 広域実施のメリット、実施してよかった点

表 4-4 自立支援センターに関する調査項目

項目	内容
一時生活支援事業の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時生活支援事業の周知方法 ・ 一時生活支援事業全体の効果と課題（対利用者、対地域） ・ 生活困窮者自立支援制度全体を通じた効果と課題（対利用者、対地域） ・ 緊急時（マニュアルや慣例では対応できなかったとき）の対応の事例 ・ 住居を確保できていない女性や若者などの生活困窮者への対応について
自立支援センターの支援内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施している支援内容 ・ ホームレス以外への対応やセンターの利用の有無
自立支援センターの運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域から求められている役割 ・ 地域からの評価（行政、住民、その他） ・ 地域におけるセンターの今後のあり方の考え ・ 近隣自治体からの利用や要請 ・ 設置自治体との連携について（連絡頻度、会議の有無）
自立支援センターの利用者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者自立支援制度施行後のセンター利用者層の変化
具体の支援方策について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時生活支援事業と自立相談支援事業をはじめとする生活困窮者自立支援制度の他事業との組み合わせによる効果 ・ 生活困窮者自立支援制度以外の事業との組み合わせによる効果 ・ 自立を促すために必要な一時生活支援事業の効果的な実施方法

4.1.2 事例概要

事例の概要は表 4-5 のとおりである。事例は一時生活支援事業を実施している複数の自治体・団体等にヒアリング調査を行い、他自治体の参考となるような部分を抽出して、事例としてとりまとめた。

表 4-5 事例概要

調査の軸	自治体名	運用	一時生活支援事業の運営方式	紹介のポイント
事業間連携	南アルプス市	委託	シェルター借り上げ方式・シェルター設置方式	<ul style="list-style-type: none"> 一時生活支援事業と自立相談支援事業の組み合わせによる効果的な就労支援のあり方。
	甲賀市	直営	シェルター借り上げ方式	
	宜野湾市	委託	シェルター設置方式	
	うるま市	委託	シェルター借り上げ方式	
	広島市	委託	シェルター借り上げ方式	<ul style="list-style-type: none"> 3つの委託事業者による3つの支援類型。 一時生活支援事業と自立相談支援事業はそれぞれ異なる委託先で、利用者の情報や支援方針は自立相談支援事業の委託先が一括管理。
広域実施	愛媛県	委託	シェルター借り上げ方式	<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する一時生活支援事業に県内11市が参加。 利用者の自立につながる取組と、明確な役割分担による連携。
	静岡市	委託	シェルター借り上げ方式・シェルター設置方式	<ul style="list-style-type: none"> 市同士の協定締結による広域実施。 NPO法人の働きかけから実現した、複数の市を中心とした広域連携。
自立支援センター	大阪市	委託	—	<ul style="list-style-type: none"> 近隣事業者との関係構築による協力雇用主の確保。 支援員が生活をともにする設置型シェルターだからこ

				<p>そ可能な医療と就労の並行支援。</p>
	北九州市	委託	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民との関係構築と成果により施設の存在意義が浸透。 ・ 施設内にハローワーク職員が常駐し、支援員とともに伴走型の就労支援を実施。

4.2 事業間連携の事例

4.2.1 事例1 南アルプス市（山梨県）

【事業間連携】

落ち着いた環境でこれまでを振り返り、未来へ向けてともに歩み出す伴走型支援（南アルプス市）

以下に記載のある「利用者」とは、平成27年度の一時生活支援事業の利用者を意味する。

（1）一時生活支援事業の概要と取組のポイント

事業概要	<p>【開始年度】 平成27年4月</p> <p>【運営形態】 平成27年度の一時生活支援事業は、フードバンク事業を担う法人とシェルターを有する法人のコンソーシアムの事業体に委託。 平成27年度の自立相談支援事業は、南アルプス市社会福祉協議会へ委託。</p> <p>【施設形態】 設置型シェルターと借り上げ型シェルター。 事業開始時は設置型シェルターのみであり、自立相談支援機関からシェルターまで車で30分の距離で、密な支援が難しかったことから、平成28年1月～2月頃に自立相談支援機関から車で10分程度の距離にあるホテルを借り上げ型シェルターとして契約。</p> <p>【就労に向けて連携している事業・機関】 住居確保給付金、ハローワーク、市福祉事務所、市社会福祉協議会、病院等の医療機関</p> <p>【利用者実績】 3名（就労自立2名、県外移管1名）</p>
取組のポイント	<p>生活困窮に至ったこれまでの生活を振り返ったうえで、利用者本人から就労意向を引き出して、就職活動をサポート。 伴走型支援を重視し、利用者と密にコミュニケーションができるよう、自立相談支援機関に近接したシェルターを利用。</p>

(2) 就労に向けた支援

支援員人数	自立相談支援事業の支援員2名と就労支援員1名が対応。支援員は常勤で、それ以外に、必要に応じて社会福祉協議会の職員も対応。
自立相談支援の頻度	シェルター入所中は、ほぼ毎日、対面に限らず、電話でのサポートを実施。特に、シェルター入所後しばらくは、利用者のことを見守る存在があること、相談でき、頼ってもいい存在があることを理解してもらい、信頼関係を構築することを目指した。
主な就職活動方法	ハローワークを利用。 刑余者に対しては保護観察所も利用。

就労に向けた支援の内容

入所～就職活動開始まで	一時生活支援事業により衣食住が提供された環境で、まずは利用者の精神的な安定を図った。生活環境が整った中で、これまでの利用者の生活を振り返り、今後の生活の希望をもとに就労意向を引き出したうえで相談支援を重ね、就労意向をより明確にした。
就職活動中	週1回程度ハローワークに通う。就職活動が軌道に乗るまでの最初の1～2回は、支援員が同行(公用車を利用)。その後は利用者のみで、自転車や徒歩でハローワークへ行き、就職活動を継続。 刑余者には、保護観察所からの就職先紹介も視野に入れ、就職活動をサポート。
内定から就労までの間	過去に生活困窮に陥ったことを、利用者の自己責任として終わらせず、これまで生きてきた過程を否定せずに、利用者へ寄り添う支援を心がけた。
就労中・退所まで	電話で、就労や生活状況を確認し、就労継続の意欲が向上するよう助言。 県外で就職した利用者が失職し、生活保護受給となったことがあったが、当該自治体の生活保護課に状況確認を行い、早急に対応できるよう情報共有・確認を行った。
退所後のフォロー等	退所後も、必要に応じ電話連絡や面接を実施。最低月に一度は電話で連絡し、本人に状況を確認。

(3) 一時生活支援事業利用と就労支援の両立の課題とその対応

就職活動で利用する住所	平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者のうち、家賃滞納により住居を失った利用者は元の住所を利用して就職活動を行った。刑余者だった利用者は、住所がない状態で就職活動を行わざるをえない状況だったため、就職活動が難航。最終的に、理解のある雇用主が見つかり、就職となった。
就労とならなかった利用者（※県外移管者）	平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者 3 名のうち、1 名はもともと県外に居所していたため、当該自治体への移管となった。

(4) 一時生活支援事業の効果や留意点

効果	一時生活支援事業を利用することで生活環境が整い、将来を考えることができるようになった。衣食住が整わないと、落ち着いて将来を考える状況ではないと考えられる。
支援員の確保方法	公募、もしくは、人事異動により人材を確保。 公募は、福祉施設での相談業務の経験を応募条件に、社会福祉士の相談支援員として募集。
一時生活支援事業の利用者への就労支援に向けた留意点	<p>ハローワークとシェルターが近いことで、利用者は就職活動を円滑に行いやすく、また、就職活動も続けやすい。ハローワークまで自転車や徒歩で通える距離であれば、交通費の問題も生じない。</p> <p>シェルター入所後、しばらくの間は利用者とのコミュニケーションを密に行い、信頼関係を構築する。落ち着いた生活環境の中で、相談できる相手がいると利用者が思えることで、将来のことを考える意識が芽生える。</p> <p>支援方針は伴走型支援。対面だけでなく、電話でも相談支援を行い、利用者と支援員は同じ立ち位置で支援を行う。今まで誰にも相談できずに一人で困っていた利用者が、相談できて頼れる相手がいるとわかっってもらえることから始まる。支援員が寄り添うことで、利用者が今後の生活に向けてどうすればよいかを自ら考えることができる。</p>

4.2.2 事例 2 甲賀市（滋賀県）

【事業間連携】

幅広い経験を持つ支援員が利用者に寄り添い、丁寧な支援で就労自立を促進 （甲賀市）

以下に記載のある「利用者」とは、平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者を意味する。

（1）一時生活支援事業の概要と取組のポイント

事業概要	<p>【開始年度】 平成 27 年 4 月</p> <p>【運営形態】 一時生活支援事業および自立相談支援事業を市の直営にて実施。</p> <p>【施設形態】 借り上げ型シェルター。 ホテル、市の社会福祉法人の施設および市の勤労福祉会館と提携し、必要に応じて一時生活支援事業で利用できるような仕組み。</p> <p>【就労に向けて連携している事業・機関】 ハローワーク</p> <p>【利用者実績】 7 名（うち女性 1 名）、うち就労自立による退所者 5 名（うち女性 1 名）</p>
取組のポイント	支援員がハローワークまで同行し、利用者と一緒に就職活動を行い、就労自立を達成。

（2）就労に向けた支援

支援員人数	自立相談支援員 1 名、就労支援員 1 名
自立相談支援の頻度	利用者の状況により頻度はさまざまだが、対面での相談のみではなく、電話でも状況を伺い、利用者の状況確認と利用者が相談しやすい体制としている。
主な就職活動方法	主にハローワークを利用。支援員がシェルターまで迎えに行き、ハローワークへ同行している。 履歴書や応募書類を作成するときは、自立相談支援機関（市役所）で

	<p>支援員が利用者と一緒に作成し、面接の練習や注意点を指導するなどして就労支援を行っている。移動手段の問題もあり、説明会や面接に支援員が同行することもある。</p> <p>就職活動の際に使う住所は、利用者が住民登録をしている住所地を使用している。</p>
--	--

就労に向けた支援の内容

入所～就職活動開始まで	<p>アセスメントを行い、利用者の状況を確認。宿泊場所の決定、入所後、利用者が就職活動をすることに問題ないと判断した場合は、就労に向けて目標設定を行い、ハローワークに登録する。</p>
就職活動中	<p>シェルターとして利用している市内 3 箇所の宿泊施設から自立相談支援機関とハローワークへは徒歩圏内ではないため、支援員が公用車でシェルターまで迎えに行き、ハローワークまで同行している。利用者は週 1 回～2 回程度ハローワークへ行き、就職活動を行う。</p> <p>支援員は利用者と一緒に求人情報を確認し、履歴書や応募用紙などの応募時の提出書類を作成。移動手段がないことから、面接に支援員が同行する場合もある。</p>
内定から就労までの間	<p>宿泊場所を訪問して、もしくは電話で利用者の生活の様子を確認している。利用者が携帯電話を所有していない場合は、宿泊施設の電話を利用している。</p>

(3) 一時生活支援事業利用と就労支援の両立の課題とその対応

宿泊施設が休業となる年末年始の対応	<p>年末年始には、連携している宿泊施設が休業もしくは観光客で満室となってしまうことがある。平成 27 年度には発生しなかった課題だが、年末年始に利用の必要性が生じた場合についての対応を現在検討している。</p>
-------------------	--

(4) 一時生活支援事業の効果や留意点

就労自立を支援	<p>車で生活している方からの相談が数件あり、一時生活支援事業の利用により住居が安定したことで就職活動を行うことができ、就労自立につながったケースがあった。</p>
一時的な滞在場所の提供による自立意識の醸成	<p>一時生活支援事業で利用するシェルターは一時的な住居という意識が利用者側にもあるため、自立への意識を持つことができ、就労支援を受けながら、自立を目指すことができた。</p>

<p>支援員の確保方法</p>	<p>公募により確保。相談支援の経験や、福祉施設での勤務経験などは応募条件とせず、相談者の抱える問題に寄り添って支援を行えること、相談内容から適切な制度を案内できるよう幅広い知識を有していること、相談者の特性を理解してやる気を引き出せること、を重視した。業務に関連する資格は有していれば可、という程度で、さまざまな利用者が想定されることから広く公募し、適性を見て選考した。</p>
<p>就労支援の留意点 (理念・方針)</p>	<p>利用者は自立に向けて多くの不安を抱えているため、就労面だけでなく、生活面も含めて支援することが求められる。</p> <p>就職活動を利用者任せにせず、支援員がハローワークに同行する、履歴書等を一緒に作成するなど、丁寧な支援が必要。</p>

4.2.3 事例 3 宜野湾市（沖縄県）

【事業間連携】

自発的な就労意欲の喚起に向けて落ち着いた環境でじっくりと支援 （宜野湾市）

以下に記載のある「利用者」とは、平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者を意味する。

（1）一時生活支援事業の概要と取組のポイント

事業概要	<p>【開始年度】 平成 27 年 4 月</p> <p>【運営形態】 一時生活支援事業は、社会福祉協議会以外の社会福祉法人へ委託。 自立相談支援事業は市の直営にて実施。</p> <p>【施設形態】 設置型シェルター</p> <p>【就労に向けて連携している事業・機関】 ハローワーク（平成 28 年度からは就労準備支援事業を開始）</p> <p>【利用者実績】 3 名、うち就労自立による退所者 2 名</p>
取組のポイント	行政だけでなく、雇用主にも働きかけて継続的な見守りを行い支援することで、就労による自立と定着に結びついている。

（2）就労に向けた支援

支援員人数	自立相談支援事業の相談支援員 2 名、就労支援員 2 名。 相談支援員 1 名は正規職員で常勤、それ以外の相談支援員 1 名と就労支援員 2 名は嘱託職員（1 日 6 時間勤務で、週 5 日間勤務）。
自立相談支援の頻度	週に数回から月に 1 回程度まで、利用者の意思や状況に合わせて実施。
主な就職活動方法	<p>基本的にはハローワーク等の就労支援機関を中心に利用する。シェルターとハローワークの距離が離れていることもあり、就職活動は基本的に支援員が公用車でシェルターまで迎えに行き、ハローワークや面接先まで同行。</p> <p>その他にも、支援員が人脈や求人情報誌を活用して求人情報を探して、利用者の就職活動をサポート。利用者が県外への就職を希望した場合は、宜野湾市が連携している、県外へ人材派遣をしている会社を</p>

	通して情報収集を行う場合もある。
就労に向けた支援の内容	
入所～就職活動開始まで	入所時にアセスメントを実施し、体調面等を含めた状況確認を行い、稼働能力についての見立てを行うと同時に、利用者の就労意思や希望職種等の意向を確認して、ハローワーク登録へとつなげる。 利用者の就労の意志が強くない場合は、時間をかけて相談支援を行い、自発的な意欲を喚起させるよう心がける。まずは短期的な目標を設定し、その達成を目指すことから始める。
就職活動中	体調面にも問題なく、「就労阻害要因はない」と支援員が判断した場合は、すぐに就労支援を開始。ハローワークへ同行し、就職ナビゲーターらとの面談につなげている。利用者の就職活動状況等は、書類による情報共有のほか、ハローワークと自立相談支援を担当する宜野湾市福祉推進部生活福祉課で、月1回程度開催する会議でも情報共有。支援員は、利用者の職歴や経験を考慮したうえで、なるべく利用者の意向に合う、得意な分野での仕事を探せるようサポート。履歴書は、求人先への提出前に支援員が確認し、添削する。
内定から就労までの間	就職に向け利用者の抱える不安や問題点を、面談を通して聞きだし、他の方法を活用するなどし、少しでも改善できるよう努める。問題点としては、就労にかかる費用（交通費、弁当代等）、生活リズム、金銭管理、人間関係等がある。 また、転居費用を貯める等の自立に向けた目標を設定することで、利用者自身の自立意識の高揚に努める。
就労中・退所まで	就労定着に向けて、利用者の休日等に合わせて、なるべく支援員が利用者のもとを訪れて対面での面談や、電話による就労・生活状況の確認を行い、フォローを行っている。
退所後のフォロー等	退所後も、就労が定着しているか、生活状況を確認するため、居住先を支援員が訪問し面談を実施。退所・就労後しばらくは週に1回程度電話で状況確認と月に1回程度の面談。状況が落ち着いてきたら2ヶ月～3ヶ月に1回程度の頻度で面談や電話相談を実施。 状況確認は、支援員による利用者への面談や電話連絡のほか、ハローワークを通しての確認、就労先への支援員による直接連絡だが、就労時に支援員から雇用主に連絡して協力いただける体制も構築している。

(3) 一時生活支援事業利用と就労支援の両立の課題とその対応

<p>自立相談支援機関、シェルター、ハローワークがそれぞれ離れて立地</p>	<p>自立相談支援機関である市役所、シェルター、ハローワークがそれぞれ離れた場所に立地しており、車での移動が必須。市の公用車を利用して支援員が同行している。</p>
<p>現金給付がないことによる活動のしづらさ</p>	<p>一時生活支援事業の利用者の多くは所持金がほとんどなく、それに対する現金の支援がないことがネックになっている。就職活動等の移動手段は、基本的に自立支援機関である市の公用車を利用して支援員が同行する形式をとっているが、就労後の最初の給料日までは、就労先までの交通費や食事代などは市社会福祉協議会の貸付を利用。継続的な状況確認で金銭管理等を相談できるため、貸付の返済は計画的に実施できている。</p>

(4) 一時生活支援事業の効果や留意点

<p>すきまを埋める事業で生活困窮者を支援</p>	<p>生活保護だけではできない、複数の事業を組み合わせた支援を行えることで、一時生活支援事業をはじめとする生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者への支援の役割を果たしている。</p>
<p>落ち着いた生活環境の提供</p>	<p>一時生活支援事業の利用により、衣食住が確保され精神的な安定が図られるとともに、求職活動に専念できる環境が整えられる。</p>
<p>生活リズムの調整</p>	<p>一時生活支援事業の利用者は、シェルター入所中に、一時生活支援事業の委託事業者が運営している高齢者施設で、草むしりなどの手伝いをしながら就職活動をしていた。高齢者施設の入所者とも良好な関係を築き、就職活動以外の活動も行うことで、シェルター入所中に生活のリズムを整えられた。</p>
<p>見守り生活で利用者に変化</p>	<p>これまでの職歴では定着率が悪く、家賃滞納により住居を失って一時生活支援事業を利用しはじめた方が、事業終了半年後の状況確認では、就労も続いており、30万円程の貯金ができていた。しっかりとした支援と定期的な状況確認の継続により、利用者本人の自立意欲も継続したことにより、利用者の生活に変化が生じたと考えられる。</p>

市外・県外への就職希望への対応	平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者のうち、就労した 2 名は県内に就職したが、市外・県外への就職希望があることも想定して、支援員は情報提供・情報収集等を実施。求人情報は、支援員の人脈や、県外に人材派遣実績のある県内の会社から得ている。
支援員の確保方法	公募により確保。応募条件は、生活保護ケースワーカー経験者、社会福祉関係以外も含めて就労支援や教育分野、キャリア教育等に携わった経験があること等の実務経験を有する人。応募者の中に、生活困窮者自立支援制度のモデル事業での支援員経験者がおり、平成 27 年度の生活困窮者自立支援事業で活躍できた。
就労支援の留意点 (理念・方針)	<p>一時生活支援事業の利用者に限らないが、利用者の気持ちに寄り添い、支援員らの意見等押し付けることなく、利用者の自己決定や意思を尊重したうえで、就労自立に向けた支援を実施するようにしている。例えば、就労に問題はなくても、利用者の就労意志が弱い場合は、急かすことなく面談を重ねてじっくりと話し合い、自発的な就労意欲を喚起させるよう心がけている。</p> <p>就労先の雇用主との連携。就労時に、支援員から雇用主に対して、利用者の就職活動の手伝いをした旨を共有。雇用主の協力が得られ、利用者への気配りやケアをしていただいております。支援員や行政側だけでなく、雇用主も、継続して利用者を見守って支援している。</p>

4.2.4 事例 4 うるま市（沖縄県）

【事業間連携】

受身な利用者実践的な支援を行うことで、意欲を喚起し自立を促進 (うるま市)

以下に記載のある「利用者」とは、平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者を意味する。

(1) 一時生活支援事業の概要と取組のポイント

事業概要	<p>【開始年度】 平成 27 年 4 月</p> <p>【運営形態】 一時生活支援事業と自立相談支援事業を合同会社に委託。合同会社は自立相談支援機関として「うるま市 就職・生活支援パーソナル・サポート・センター」（以下、「サポートセンター」）を開設。</p> <p>【施設形態】 協定を締結している旅館やドミトリー等の複数の民間宿泊施設を必要に応じて借り上げ型シェルターとして使用。</p> <p>【利用者実績】 5 名、うち就労自立による退所者 3 名</p>
取組のポイント	<p>実践的な支援により、利用者自身も問題を認識でき、支援員と面談を積み重ねることで、自立への意欲喚起とともに、自立できるようになるための能力を養う。</p>

(2) 就労に向けた支援

支援員人数	<p>自立相談支援事業の支援員 5 名で、勤務形態は全員常勤。</p>
自立相談支援の頻度	<p>週に 1 回～2 回は必ず面談を実施。庁舎間連絡バスや公共施設間連絡バスを利用してサポートセンターまで来てもらう。</p>
主な就職活動方法	<p>主にハローワーク、求人情報誌、求人情報サイトを利用しているほか、うるま市で就労支援の委託事業として実施している「就労サポートであえ〜る」（以下、就労サポートセンター）も使用。求人情報誌は、沖縄県が作成・配布しているものをサポートセンターでも配布。うるま市の求人情報ページに付箋を貼っておく等してわかりやすい工夫をしている。求人情報サイトは、会員登録をせずに利用できるサイトを利用。支援員から使い方を説明してから実際に操作してもらっている。</p>

	<p>る。</p> <p>就職活動には、滞在している宿泊施設（シェルター）の住所を使用している。また、委託事業者の社用車にて支援員の同行支援を実施。</p>
<p>就労に向けた支援の内容</p>	
<p>入所～就職活動開始まで</p>	<p>一時生活支援事業利用申込み時のアセスメントで利用者の状況を確認。数日間はゆっくりと今後の生活について考えてもらい、その後、健康状態の確認、就労意欲、職歴等の就労に関するアセスメントを行い、目標を設定する。就労意欲が喚起されたら、ハローワークや就労サポートセンター等で求職登録を行う。</p>
<p>就職活動中</p>	<p>自立相談支援事業や一時生活支援事業では、利用者への金銭的な給付はできないため、就職活動に支障がない程度に日雇いの求人を提供する（平成27年度の実績はないが、女性利用者がポスティングやチラシ配りのアルバイトをできるよう企業に協力を依頼している）。</p> <p>就職活動期間中は、ハローワークとサポートセンターへ週1回程度通ってもらい、就職活動状況の確認、振り返りを行う。最初の1回～2回程度のみ支援員が同行するが、ハローワークの就職支援ナビゲーターが担当制で利用者を支援するため、利用者との信頼関係が構築され、利用者も就職活動を円滑に進められた。</p> <p>求人応募等の際し、求人先へ連絡する必要がある場合は、利用者がサポートセンターの電話を使用して、本人から連絡を入れることもある。支援員が電話の対応の様子を見られることは、就職活動の支援でも役に立っている。</p> <p>応募書類は支援員が確認し添削する。</p>
<p>内定から就労までの間</p>	<p>これまでの生活状況を振り返り、一時生活支援事業利用終了後に自立した生活を送るため、主に金銭管理について相談。金銭管理の問題を解決するために実践的な支援を行っている。例えば、買い物に同行し、1週間分の食材を利用者自身に自由に選んでもらうことで、利用者の金銭感覚を支援員も把握できる。その後に決めた予算内で相談しながら一緒に買い物をするといった、実践的な方法をとっている。</p>
<p>就労中・退所まで</p>	<p>就労定着に向けて、なるべく定期的に対面での面談を実施。形式的な面談ではなく、利用者の表情を見たり、時には愚痴を聞いたりしながら、利用者が就労定着できるよう、適宜アドバイスを行っている。就労により面談が難しい場合は、お昼休み等に電話で様子を伺ったり、支援員が職場付近を訪問して面談を行ったり等している。</p>

退所後のフォロー等	一時生活支援終了後は、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月経過ごとに電話で状況を確認。必要に応じてサポートセンターに来てもらい、面談を実施している。
-----------	---

(3) 一時生活支援事業利用と就労支援の両立の課題とその対応

現金給付がないことによる諸経費の問題	一時生活支援事業や自立相談支援事業では利用者に現金給付がないため、もともと所持金がほとんどない状態の利用者には日雇い労働をしてもらい、自立までに必要なお金を自分で稼いでいる。男性向けと女性向けそれぞれの日雇い労働先に、協力を依頼している。
宿泊施設(シェルター)、サポートセンター、ハローワーク間の移動手段	庁舎間バスなどの公共交通機関の利用、もしくは自立相談支援機関の社用車での支援員同行による移動をしている。社用車を利用する際も送迎のみではなく、自立に向けた意欲喚起の機会と捉えて、利用者の様子を伺い、話し合いをしている。

(4) 一時生活支援事業の効果や留意点

住居の安定により落ち着いて就職活動ができる	住居が安定することで、落ち着いて就職活動に向き合うことができたことが大きい。住居が不安定な状況だと、何よりもその夜を越す場所のことを考えざるをえない。一時生活支援事業により衣食住が確保できることで、生活困窮者の大きな不安要素の一つを減らすことができた。
住居の安定により複数の場面で支援ができるように	住居が安定することにより、支援員のみが利用者に関わるのではなく、ハローワーク、宿泊施設(シェルター)等の多くの方が関わり、支援員と情報共有することで、生活全般における利用者の課題を多面的に対処できる。
後ろ向きだった利用者が前向きに変化	当初、「どうせ……」「無理だよ」と後ろ向きなマイナス発言や、投げやりな発言が見られたが、衣食住が少し安定することで「こんな仕事をしたい」、「これからこんなこともしてみたい」と前向きな発言が多くなり、発言も行動も積極的になった。
市外・県外への就職希望への対応	市外への就職希望があった場合は、当該自治体の自立相談支援機関に求人情報等を確認することがあったが、平成27年度ではそのケースは少なかった。

<p>支援員の確保方法</p>	<p>公募による。応募条件は、福祉関係の有資格者はなお可、という程度にし、アセスメント能力や対話力を重視。自立相談支援事業の利用者にはさまざまな背景を持った人たちがいるため、支援員も経験、考え方、性別、年代がなるべく偏らないように採用した。平成 27 年度の支援員は、男性 2 名、女性 3 名。</p>
<p>就労支援の留意点 (理念・方針)</p>	<p>自立相談支援事業の利用者に対して支援員は担当制としているが、状況によっては、一時的に担当外の支援員が対応することもあるため、毎朝のミーティングで利用者の重要ポイントを共有している。</p> <p>支援を提供するだけで利用者が受身の姿勢でいると、利用者本人の能力や自発的な自立意欲が育成されないとの考えから、支援員がやり方を教える等して、利用者自身で体感してもらい、手を動かしてもらうような、実践的な支援をなるべく取り入れている。</p> <p>就労意欲が弱い利用者に対する意欲喚起の方法は、利用者に対し先の未来のことを想像してもらうこと。1 年先、5 年先もこのままでいいのか、と問いかけ、なりたい未来像を想像してもらう。多くの利用者は変わらないといけないことは認識しているので、それを手助けする。未来像を実現するために、今何をすればよいかを支援員と利用者と一緒に考えることで、就労への意欲を喚起できている。</p> <p>支援員が自らの相談スタイル・固定概念、既成概念等を理解したうえで、利用者に共感を持って接する。 就労による自立をサポートするだけでなく、生活全般（日常）を支えるためにどうするかを考えながら接する。</p>

4.2.5 事例 5 広島市（広島県）

【事業間連携】

利用者の状況に応じた3つの支援タイプの構築と自立相談支援機関による利用者情報の一元管理を通じた効率的な自立支援（広島市）

以下に記載のある「利用者」とは、平成27年度の一時生活支援事業の利用者を意味する。

（1）一時生活支援事業の概要と取組のポイント

事業概要	<p>【開始年度】 平成27年4月</p> <p>【支援類型】 集団支援型、個別支援型、独立型の3つの類型があり、利用者の状況に合わせて振り分けを行っている。</p> <p>【運営形態】 支援類型ごとに委託により運営。平成27年度はNPO法人風の家（集団支援型）、公益社団法人広島県社会福祉士会（個別支援型）、NPO法人反貧困ネットワーク広島（独立型）に委託。</p> <p>【施設形態】 借り上げ型シェルターと設置型シェルターの計15部屋。広島市中心部である中区、南区、西区に立地している。 借り上げ型シェルターの間取りは1K～2DKで、一部は家族など複数名で利用可。</p> <p>【利用者実績】 222名（平成28年度は平成29年1月末時点で176名）。</p>
取組のポイント	利用者の状況に応じて適切な支援ができるよう、3つの支援タイプを構築。それぞれを異なる委託事業者が運営。 一時生活支援事業者と自立相談支援事業をそれぞれ異なる事業者に委託しているが、利用者の情報は自立相談支援機関が一元管理し、自立に向けた各種支援を実施。

(2) 一時生活支援事業の取組の工夫

3つの支援類型のシェルターで利用者の状況に応じた支援を提供

一時生活支援事業の利用者は、長期間路上等に定着している、いわゆる“狭義のホームレス”に限らず、さまざまな人々が想定され、利用者の状況によって必要な支援も多様であることから、広島県の補助事業である「ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業」でシェルターを運営していた事業者の取組や意見を参考に、3つの支援類型のシェルターで、利用者の状況に応じた支援を提供する仕組みを構築。なお、シェルター入所後の利用者の状況変化に応じて、他類型のシェルターへの移動も可。

【集団支援型】(男性用:3室・定員3名)

主な利用者は、出所後に行き場のない刑余者で、管理人が常駐するシェルター内で他の事業の利用者も含めた十数名と一緒に食事をするなど、集団生活で孤立を防止し、再犯率の低下を目指す。シェルターは建物1棟を借り上げ、居室のほか、事務所や食堂なども建物内に設置。

【個別支援型】(男性用:2室・定員2名)

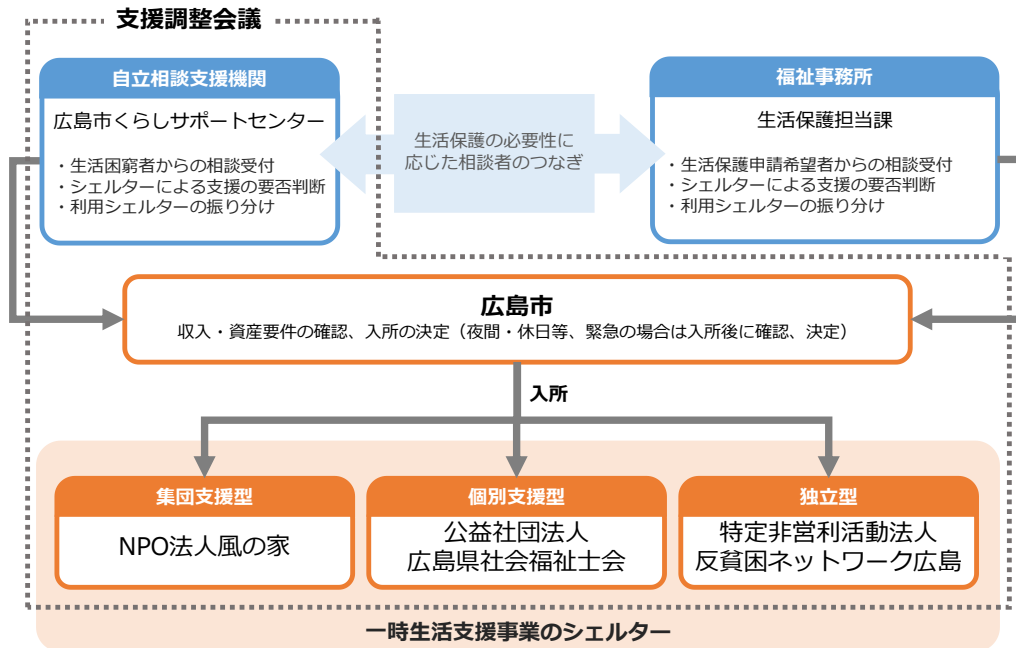
主な利用者は、日常生活上のきめ細かな支援が必要なホームレスや高齢者、障害者など。民間のアパートを借り上げたシェルターに、ホームレス経験のある管理人が同居。利用者の外出時には「いってらっしゃい」、帰宅時には「おかえりなさい」が聞ける環境で、管理人が調理した食事をともに食すなど、家族のような見守りで利用者を支援。

【独立型】(男性・女性用:10室・定員12名)

日常生活上の支援の必要性が特段ない人が利用対象。3つの支援類型の中で、唯一、女性の受け入れが可能。利用者は民間アパートを活用した借り上げ型シェルターで単独生活を送り、自立の基盤を整える。食事は弁当の配達により提供しており、異常の早期発見等の見守りを兼ねている。

(3) 連携・取組の工夫

【広島市の一時生活支援事業体制図】



出所) 広島市資料およびヒアリング調査より作成

<p>一時生活支援事業者と自立相談支援機関の役割分担と連携</p>	<p>自立相談支援事業と一時生活支援事業をそれぞれ異なる事業者にて委託して運営。相互に連携を図りながら、それぞれの強みを活かした生活困窮者支援を実施。なお、他類型のシェルターへの移動は年間数件にとどまっております。一時生活支援事業の3事業者間で調整を要する場面は少ないが、そうした場合でも、利用者の情報を一元管理している自立相談支援機関を通じて情報共有を図り、円滑な支援の提供に努めている。</p>
<p>一時生活支援事業開始後に早期の見直し</p>	<p>平成27年4月からの一時生活支援事業の開始後、4月分の事業実施報告から、独立型シェルターの稼働率が他類型のシェルターと比較して突出して高く、利用者の状況に応じた適切な振り分けがなされていないことが判明。そこで、市内8区的生活保護担当課の連絡会議などで、市担当者から一時生活支援事業の内容、適切な類型のシェルターへの振り分け、類型間での空室の融通について説明し、周知に努めたことで、5月以降は適切な振り分けと空室の融通がなされ、各シェルターの稼働率は平準化された。</p>
<p>フロー図と実施要領による関係機関への周知</p>	<p>一時生活支援事業の利用では複数の関係機関が関わることから、一時生活支援事業の実施要領とフロー図を広島市が作成し、関係機関に配布。市担当者も直接説明に向くなど周知に努めることで、大きな混乱やトラブルなく一時生活支援事業を運営できている。</p>

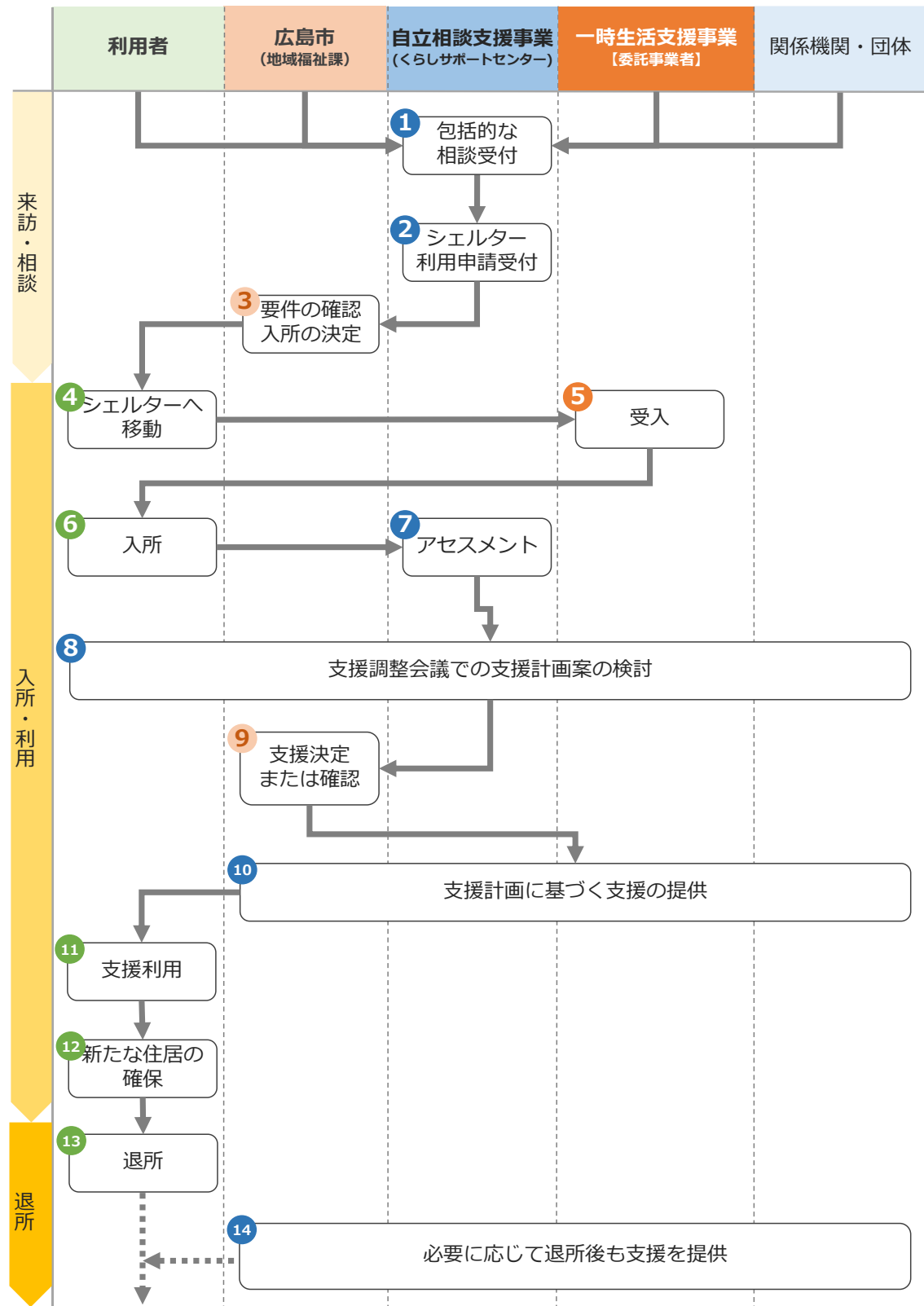
<p>情報共有不足の事例を契機とした見直し</p>	<p>一時生活支援事業の利用者が就労後、十分な就労収入を得ていたにもかかわらず、シェルターを利用し続けるという事例が発生。支援調整会議に一時生活支援事業者が呼ばれていないなど関係者間の情報共有が不十分であったため、この事例が契機となって、関係者の意識改革を図り、情報共有を徹底。支援調整会議には、自立相談支援機関、市担当者に加えて、一時生活支援事業者も出席することとし、シェルターでの生活状況を報告してもらうことで、利用者の状況に即した支援プランを策定するなどの見直しを行った。以降、関係者が支援方針と利用者の状況を適切に共有できるようになった。</p>
<p>利用者の状況変化に応じた他類型のシェルターへの移動</p>	<p>体調や精神状態の悪化、就労開始など利用者の状況に変化が生じ、利用中のシェルターでの支援が難しくなった場合は、他類型のシェルターへの移動を行っている。移動に際しては、支援調整会議での話し合いや、利用者、自立相談支援機関の相談支援員、生活保護の担当者、一時生活支援事業者の意見等を踏まえて広島市が決定している。利用者の希望による自由な移動は前提としていないため利用者からの申請等は不要。</p> <p>具体的な事例としては、集団支援型シェルターの入所者が夜勤の仕事に就いたことで、門限までにシェルターに帰ることができなくなり、門限のない独立型シェルターへ移動することになったケースがある。</p>

(4) 一時生活支援事業の効果や課題、今後の展望

<p>効果</p>	<p>シェルター入所前に 1 か月以上住居を喪失していた者は 1 割以下で、一時生活支援事業の利用者の 9 割は“狭義のホームレス”ではない。一時生活支援事業の実施によって、一時的な住居喪失者を路上に定着させることなく、福祉や就労など何らかの支援につなげることができている。</p> <p>出所後、行き場のない刑余者を受け入れる体制を一時生活支援事業で構築し、出所後に生活困窮となってしまった刑余者を支援。社会復帰の足掛かりになるとともに、集団生活による孤立の防止によって、再犯防止に一定の成果がある。</p>
<p>課題とそのための取組</p>	<p>広島市外からの生活困窮者の流入が課題。その解決策として、県内のほかの市町に対して広島市担当者から、一時生活支援事業は生活保護申請者も住居を確保するまでの間に利用できる制度であること、一時生活支援事業の主な利用者が“狭義のホームレス”のみで</p>

<p>はないこと、通年での施設確保や多額の経費は必要がないこと、広域実施の事例等について説明し、一時生活支援事業の必要性について理解を求めるとともに、積極的な事業実施について働きかけを行っている。</p>
<p>他自治体への働きかけの成果もあり、平成 30 年度を目途に、広島市が中心となって、広島市近隣 4 町との協定締結による一時生活支援事業の広域実施を予定している。これは、広島市から広島県へ一時生活支援事業の必要性を訴える等の働きかけを行ったことにより、県からも働きかけてもらえたことも大きい。</p>
<p>平成 27 年度は女性の利用者数が男性の利用者数の 4 分の 1 程度だったが、一時生活支援事業を必要とする女性が少ないのではなく、女性の受け入れが可能なシェルターが独立型のシェルターに限られているために、実際にはニーズがあるにもかかわらず、それが表面化されていないのではないかと思案し、対策を検討した。平成 29 年度から女性用の個別支援型シェルターを設置するため、プロポーザル方式で委託先を公募中（平成 29 年 2 月現在）。</p>

(5) 相談受付から退所までのフロー



出所) 広島市資料より作成

4.2.6 小括

一時生活支援事業の利用者の就労自立の割合が高い南アルプス市、甲賀市、宜野湾市、うるま市の事例から、一時生活支援事業の利用者の就労自立に向けた各自治体の取組は以下のような内容であった。

- ・ 相談支援員が利用者に寄り添った伴走型支援を実施。利用者が自立相談支援機関へ出向いて相談支援を行うだけでなく、必要に応じて相談支援員がシェルターへ出向く。
- ・ 相談支援員だけでなく、一時生活支援事業の事業者やハローワーク、時には利用者が就労した職場の雇用主と情報を共有しながら、相談支援員が情報をとりまとめて、利用者への支援を実施。
- ・ 利用者の就労意欲が低い場合は、時間をかけて、面談を繰り返し、自発的な意欲喚起を心がけている。
- ・ 利用者に金銭管理の問題がある場合は、シェルター退所後の生活を見据えて実践的なトレーニングを実施。
- ・ 利用者が就労定着し、自立を継続するためにも、一時生活支援事業の利用終了後も利用者を継続的に見守る。

また、いずれの自治体からも、一時生活支援事業の利用により衣食住が確保され、緊急に宿泊が必要な人の抱える不安要素の大部分を占める住居の問題が解決することで、将来のことを利用者自身が考えられるようになるという効果があるという声が聞かれた。すなわち、一時生活支援事業で利用するシェルターを利用者の自立に向けた拠点として、自立相談支援機関の支援により自立を目指す枠組みができたといえよう。

複数の事業者が一時生活支援事業に関わる広島市では、以下のような取組により事業間や関係者間での連携が図られ、また、一時生活支援事業実施促進への取組を行っていた。

- ・ 一時生活支援事業の運営事業者間での横の連携に頼るのではなく、自立相談支援機関が一括して利用者の支援を管理することで混乱を防止。
- ・ 自治体担当者が実績報告等から問題を発見した場合、直ちに体制や事業方針を改めて見直し、関係者に周知。自治体が責任を持って対応。
- ・ 周辺に一時生活支援事業を実施している自治体がないため、近隣自治体へ一時生活支援事業の実施を自治体担当者が働きかけ。今後、広域実施等で一時生活支援事業を実施する自治体が増加する見込み。

4.3 広域実施の事例

4.3.1 事例1 愛媛県

【広域実施】

利用者の自立につながる取組と、明確な役割分担による連携（愛媛県）

以下に記載のある「利用者」とは、平成27年度の一時生活支援事業の利用者を意味する。

（1）一時生活支援事業の概要と取組のポイント

事業概要	<p>【開始年度】 平成27年4月</p> <p>【運営形態】 委託により運営。 委託先は公募により一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会に決定した。</p> <p>【施設形態】 借り上げ型シェルター。松山市中心部から1～2kmに立地する民間アパートの一室を借り上げ。間取りは1Kで、世帯利用も可としている。</p> <p>【連携自治体】 愛媛県が県内一円を対象に実施する一時生活支援事業に県内11市が協定を締結して参加。</p> <p>【利用者実績】 7名（平成28年度は11月2日時点で4名）。 一時生活支援事業の利用直前に松山市に滞在していた人が大半で、それ以外では今治市、四国中央市、西予市からの利用者があった。</p>
取組のポイント	県と自治体で役割分担を明確にすることで円滑な連携ができている。利用者の自立につながるような取組を実践している。

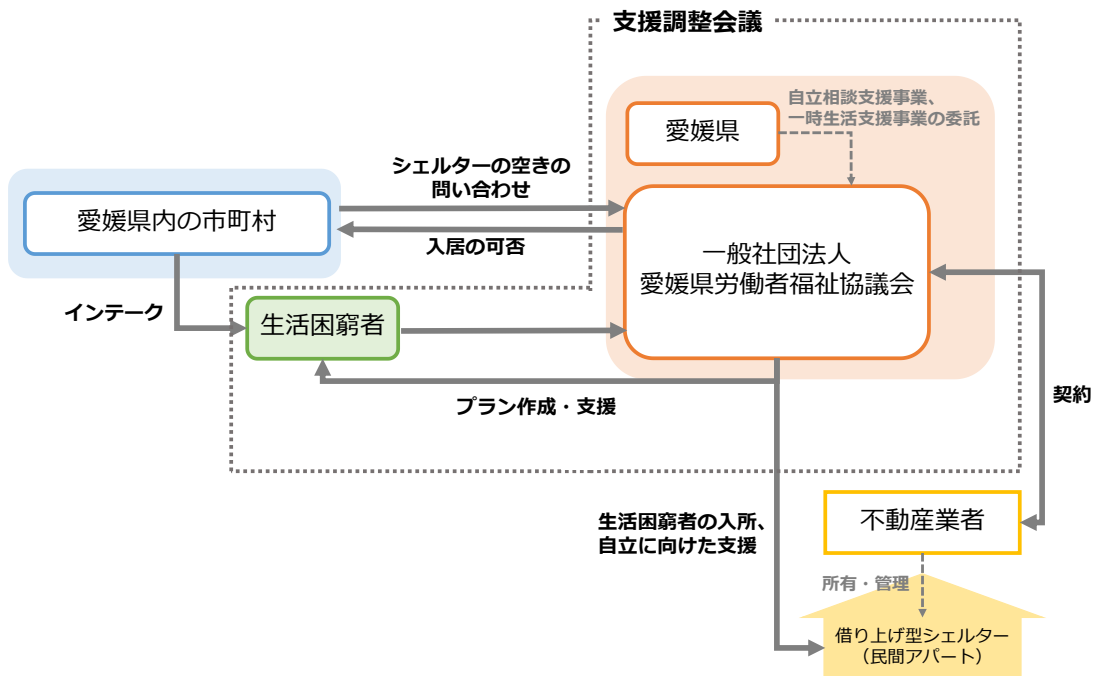
（2）一時生活支援事業の取組の工夫

シェルター利用規則の周知によるトラブル防止	入居前に、利用者にシェルターの生活環境や利用規則（飲酒と喫煙は禁止等）を説明し、理解を求めている。これまでに周辺住民とのトラブルはない。
利用者によるシェルターの清掃	退所前に利用者自身がシェルターを掃除し、一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会が確認。掃除業者を使う必要がない。
利用者の自立意思と行政の支援姿勢をアピールして不	退所後の住居確保のため、支援員が利用者に同行して不動産業者へ行き、住居確保の支援を行う。支援員が、利用者が自立を目指している旨、生活保護の利用を前提としている旨、生活保護の申請手続きにつ

<p>動産業者の協力を獲得</p>	<p>いても同行支援を行っている旨を説明し、不動産業者の協力を得ている。</p>
<p>家計管理や栄養管理を見据えて利用者が自炊</p>	<p>退所後の日常生活の自立（自炊や栄養管理）を見据え、基本的には米や食材を現物支給し利用者が自炊。食材は支援員がスーパーで購入するほか、フードバンクからの米の寄付により確保。1週間に1回程度の支給で、食費は1週間で2,500円～5,000円程度。料理が苦手な利用者には、調理加工品やカット野菜などを支給、自炊ができない利用者には市販の弁当を支給。料理の写真を撮って見せてくれる利用者もあり、入所前は弁当を食べる機会が多かった利用者にとって、自炊は良い刺激になっていると考えられる。</p>

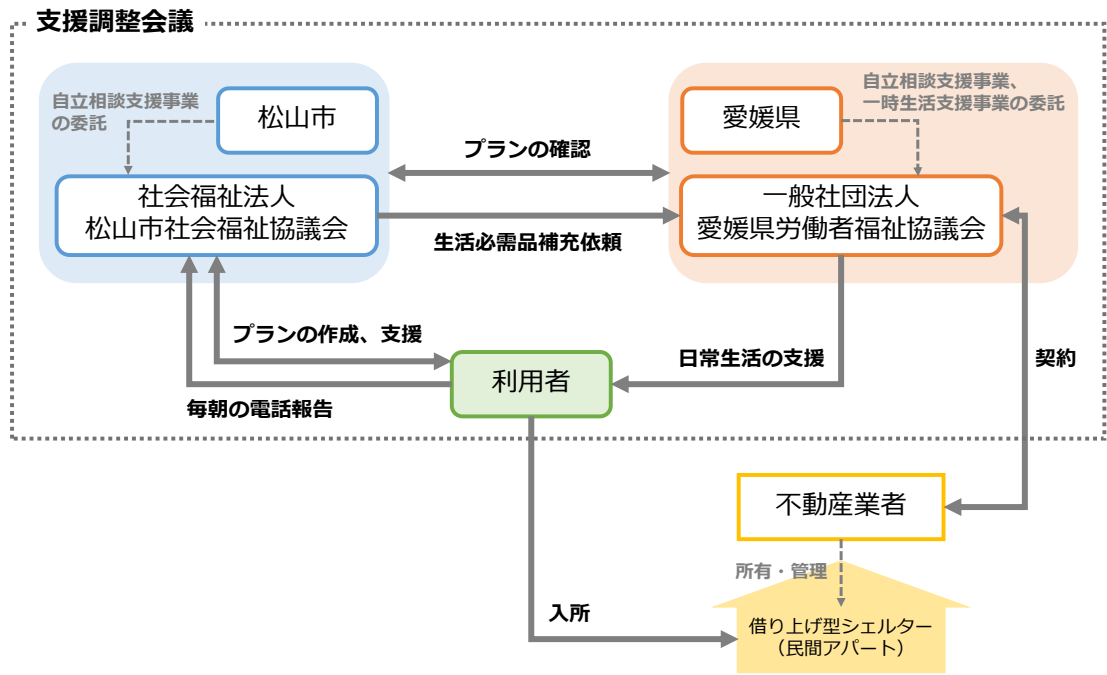
(3) 広域実施の工夫

【愛媛県の一時的な生活支援事業の体制図】



出所) 愛媛県へのヒアリング調査をもとに作成

【愛媛県と松山市の連携体制図】



出所) 愛媛県および松山市へのヒアリング調査をもとに作成

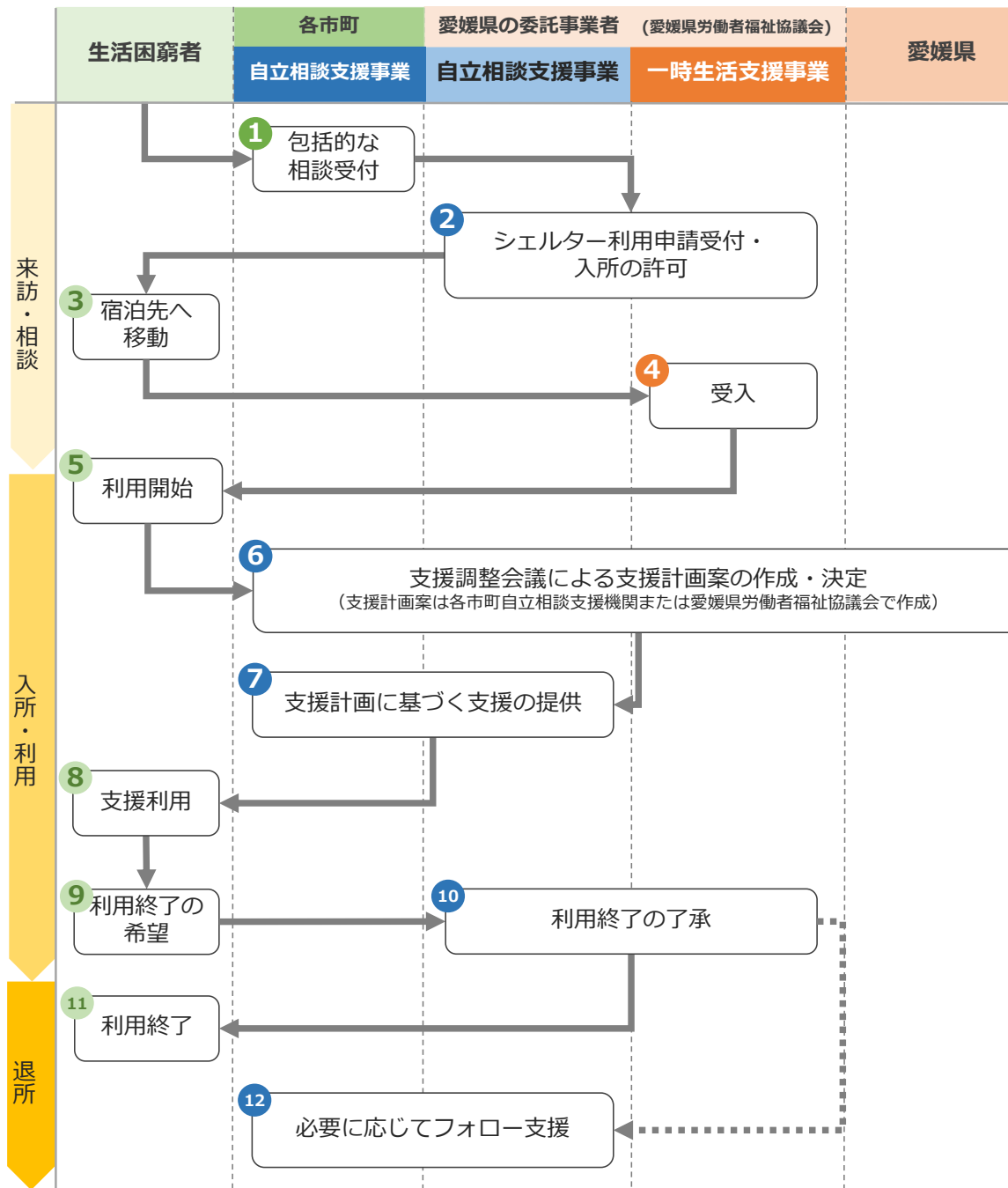
<p>一時生活支援事業の実施に至る経緯</p>	<p>愛媛県内ではホームレスがいる自治体が限られており、ホームレス数も少なく、県がまとめて対応した方が効率よいと判断。ホームレスが現在その場所に滞在しているからとって、滞在地の自治体が支援の費用を負担しなければならないのか、という疑問もあった。</p>
	<p>生活困窮者自立支援法施行前から、会議、セミナー、説明会等を開催して事前に研修を実施。最終的に愛媛県から各市に対して実施を打診し、平成 27 年 3 月に一時生活支援事業の実施が決定。各市に大きな負担が発生しないため、異論は出なかった。愛媛県知事と県内 11 市の市長が協定書を交わした。</p>
<p>過年度事業の枠組みの活用</p>	<p>平成 25 年度と平成 26 年度に実施していたホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業の枠組みを生活困窮者自立支援制度にも引き継いで活用している。</p>
<p>明確な役割分担</p>	<p>松山市からの利用者には、毎朝松山市社会福祉協議会へ電話報告をしてもらう。報告内容は、本人の状況や、シェルター内の生活必需品の確認や物損の有無等。生活必需品の補充は、利用者から報告を受けた松山市社会福祉協議会が一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会に連絡し、必要に応じて補充してもらう。</p> <p>就労支援は、松山市社会福祉協議会が週 1 回程度の来所時に利用者に対して必要な支援を行い、一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会は日常生活の指導を行うといった役割分担をしている。</p> <p>支援調整会議における役割分担は明確にしている。松山市から相談者を一時生活支援事業につないだときは松山市が就労支援を行っている。</p>

	各自治体は、生活困窮者を一時生活支援事業につなぐ際には、一般社団法人愛媛県労働者福祉協議会に初回インテーク結果を提供している。
費用の負担	松山市からの利用も含め、一時生活支援事業の費用は県が負担している。
利用者に対する取扱 注意事項の情報共有	利用者への対応については注意事項を関係者で情報共有している。

(4) 一時生活支援事業の効果や課題

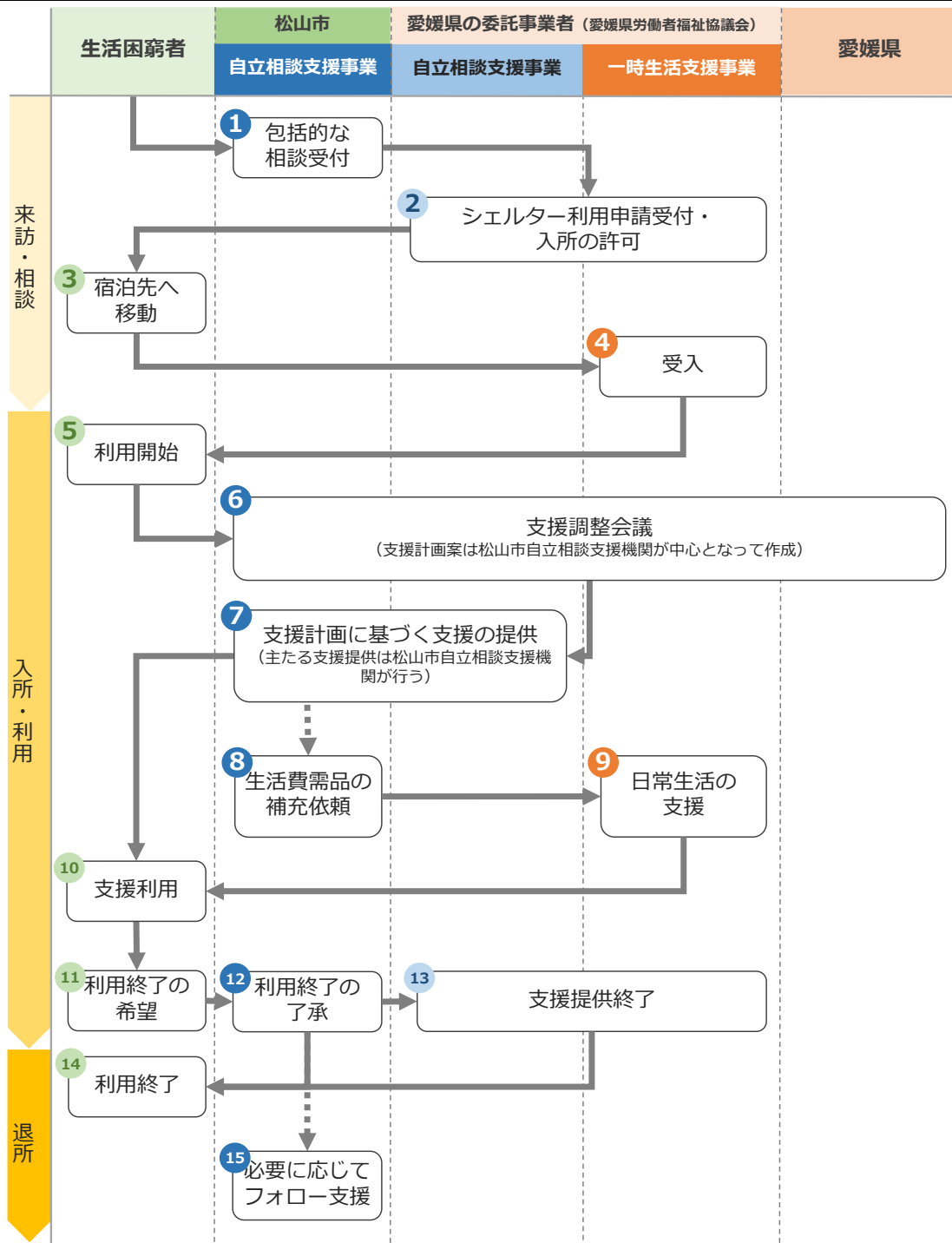
効果	<p>出所後に受入先がなく、住居に窮している刑余者の受入先としても機能している。</p> <p>任意事業であり、かつ利用者数が少ない一時生活支援事業でも、県が実施主体となって一時生活支援事業を行えば、県内全域をカバーできる。そのため愛媛県は一時生活支援事業実施率 100%であり、県内で支援を必要としている人をすぐに受け入れる体制が整っている。</p>
現状の課題	<p>最長 3 ヶ月の入居期間では就労まで至らないケース、自立に必要な額の貯金ができないといったケースが多い。</p> <p>シェルターは DV からの避難者も利用するため住所を非公開としており、一時生活支援事業の利用者の住所として利用ができない（住所の獲得のためには一時的に生活保護を受給する）ことから、住所地が決定できず、求職活動に支障が生じている。</p> <p>60 歳を超えた利用者の場合、就労が難しく、やむを得ず生活保護の受給となってしまうことが多い。</p>

(5) 利用開始から終了までのフロー（松山市以外の市町からの利用者の場合）



出所) 愛媛県へのヒアリング調査をもとに作成

(6) 利用開始から終了までのフロー（松山市からの利用者の場合）



出所) 愛媛県および松山市へのヒアリング調査をもとに作成

4.3.2 事例2 富士市ほか6市（静岡県）

【広域実施】

NPO 法人の働きかけから実現した、市を中心とした広域連携（富士市ほか6市）

以下に記載のある「利用者」とは、平成27年度の一時生活支援事業の利用者を意味する。

（1）一時生活支援事業の概要と取組のポイント

事業概要	<p>【開始年度】 平成27年4月</p> <p>【運営形態】 10市の委託契約によりNPO法人POPULO（以下、「POPULO」）が運営。</p> <p>【施設形態】 POPULO事務局内に併設された定員24名の設置型シェルター。ほかにアパート5部屋の借り上げシェルターがある（5部屋のうち、一時生活支援事業の枠内での契約は3部屋、残りの2部屋はPOPULOの独自事業による借り上げ）。</p> <p>【連携自治体】 平成27年度に、富士市、沼津市、富士宮市、島田市、藤枝市、掛川市、三島市の7自治体とPOPULOが協定を締結し、各市が自立相談支援事業と一時生活支援事業をPOPULOに委託。（平成28年度は、熱海市、焼津市、伊豆市が加わり、10自治体が自立相談支援事業と一時生活支援事業をPOPULOに委託。）</p> <p>【利用者実績】 平成27年度は入所者105名。そのうち、65名が自立し退所。（広域実施に加わっていない自治体からの受け入れを含む※受け入れ数11名、うち4名が自立）</p>
取組のポイント	NPO法人が主体となって連携を市に呼びかけ、各市とNPO法人が個別に委託契約。

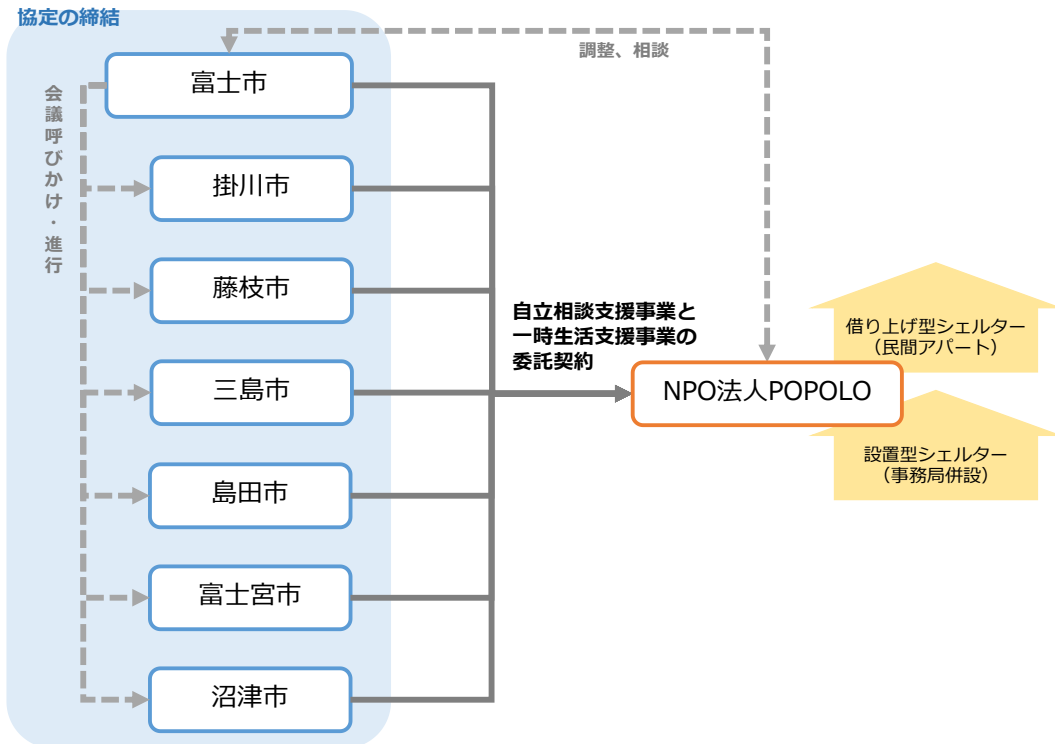
（2）一時生活支援事業の取組の工夫

求人情報は入所者自らで取得	労働の機会を自ら獲得することが自立につながると考え、就労を目指す入所者自身がハローワークや求人誌等で得た求人情報に対して、支援員がアドバイスをし、キャリアコンサルティングをしっかりと行って就労を支援している。長期的な就労を目指すためにも、日雇い労働など安易な就労は許可しない。
入所者に自立を意識させる取組	支援方針は社会権の重視。入所者本人にも自立に向けた計画を作成してもらい、常に自立を意識させている。生活保護を受給した入所者にも可能な範囲での就労を促し、週2日程度でも働いてもらう。

	<p>自立には自身の気づきとやる気が必要であり、他人に頼られることで自信もつくボランティア活動や地域イベントへの参加を積極的に促している。さらに、任意で家計相談にも応じている。</p> <p>※POPULO では家計相談支援事業はどの市からも受託しておらず、家計相談は独自の事業として行っている。</p>
<p>失敗も受け入れ、入所者との信頼関係を構築</p>	<p>利用者のやる気を阻害するような否定的な反応はせず、取り返しのつく失敗はしてもかまわないという方針の下、極力見守る。例えば、施設からの無断退所も、逃げ出すことが本人の成長に必要と判断した場合は、複数回の無断退所があっても本人に戻るとい意志があれば受け入れる。また、対面でのコミュニケーションが難しい入所者には手紙を書くなどして、コミュニケーションに務めている。</p>
<p>(独自事業) 施設卒業生も交えたイベントの開催でフォローアップ</p>	<p>クリスマス会や焼肉会などの交流会を開催し、入所者・卒業生(施設退所者)・職員が参加。入所者にとっては卒業生の自立した姿を目の当たりにすることで目標像が具体的にイメージできる場になっている。また、卒業生にとっても現入所者にアドバイスすることで役に立っているという意識が生まれ、退所後の孤立防止機能も果たしている。</p>
<p>一時生活支援事業の課題</p>	<p>一時生活支援事業の利用者の就労率はおおよそ 6 割にとどまっている。非正規雇用の求人が多い。</p>

(3) 広域実施の経緯・工夫

【NPO 法人 POPOLO を中心とした富士市ほか 6 市による広域実施の体制】



※上記は平成 27 年度広域実施開始時の体制図。平成 28 年度には熱海市、焼津市、伊豆市が加わり、10 自治体が広域実施に参加している。

出所) 富士市および NPO 法人 POPOLO へのヒアリング調査より作成

<p>広域実施に至る経緯</p>	<p>静岡県が平成 24 年～平成 26 年度に「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業」を POPOLO に事業委託。事業終了後のホームレス支援の継続実施には自治体の枠組みを超えた支援と、相互に助け合う協力体制の構築が必要不可欠と考え、平成 26 年初頭に静岡県内の全市にホームレス支援の需要の有無を POPOLO から調査。</p> <p>POPOLO の事務所がある富士市より、絆再生事業と同等の補助金額を富士市が負担することは難しいが、他自治体と協力・分担して負担すれば不可能ではないかもしれないという回答を得た。</p>
<p>各自治体への呼びかけ</p>	<p>広域連携して事業を実施する事例を示し、富士市に改めて相談。富士市の予算をもとにほかの自治体に POPOLO から打診したところ、6 自治体が興味を示した。そこで、富士市から呼びかける形で、7 自治体(富士市、富士宮市、沼津市、三島市、島田市、掛川市、藤枝市)での会議を開催。費用の算出方法や生活保護の適用などを議題に 3 回程度会議を開催したが、費用面での合意を得られなかった。</p>
<p>NPO 法人側からの提案</p>	<p>事前に「ベッド単位での契約による費用分担案」を POPOLO から全自治体に打診したうえで POPOLO が会議に参加し、ベッド単位での契約と費用</p>

	<p>分担を提案。利用者数の予測が難しいため、一日の利用料をもとにした費用分担では予算立てが困難な点を踏まえ、二段ベッド 1 台での契約とすれば、定員が埋まった際にも利用を融通できるというメリットを主張。POPOLO が不足分を負担することに加え、富士市の負担分を多くして、残りを他自治体と POPOLO で分担すると提案。</p> <p>予算とともに懸案事項だった「フリーライダーの問題」は、自治体のみの負担とならないよう、POPOLO も自治体と同等に費用負担を行うと提案。広域実施に参加していない自治体からの生活困窮者が支援を必要としていた場合、POPOLO のシェルターを利用する旨の合意を得た(広域実施に参加していない自治体からの生活困窮者を施設に受け入れた場合は、翌年度にその自治体に対し予算請求をする想定)。</p> <p>初回会議では、富士市は司会に努めたが、さまざまな意見が出たため、複数回にわけて協定締結に向けての会議を実施することとなった。自治体はすべて予算を前提としており、予算組みの段階で具体的な構想が必要となることから、費用面などでなかなか合意に至らなかったが、その後 POPOLO が事前調整に尽力した。</p>
県への働きかけ	<p>静岡県はこの協定に参加していないが、POPOLO から随時静岡県に報告を行っている。最近では県から POPOLO へ直接費用に関する質問を受けている。また、広域実施に加わっておらず一時生活支援事業を実施していない自治体へ向けて一時生活支援事業の実施を促すための情報提供も県から行われている。</p>
協定自治体との関係	<p>富士市、沼津市、富士宮市、島田市、藤枝市、掛川市、三島市が協定書を交わし、各市が POPOLO 自立相談支援事業と一時生活支援事業を POPOLO に委託する形で締結。協定書の案は、富士市を中心に協定自治体とも相談して POPOLO が作成。状況に応じて毎年若干改定できるよう、強い拘束力のない、緩い協定内容とした。毎年 3 月に全協定自治体が参集して会議を開催している。</p> <p>支援調整会議は、全自治体の出席を求めている。沼津市、島田市、熱海市は支援調整会議には参加せず、三島市、掛川市、藤枝市は POPOLO の施設まで市の担当者が訪れ、POPOLO の関係者と市の担当で支援調整会議を実施している。焼津市、富士市、富士宮市は、利用者がある場合は支援調整会議に参加し、各市の社会福祉協議会の担当を交えてプラン等を議論している。なお、伊豆市は平成 28 年度 9 月現在、利用実績がない。各市とはパートナー関係であり、お互いの信頼関係のためにも、できない可能性がある問題が生じた場合は、必ず情報共有している。</p>
一時生活支援事業の入所までの流れ	<p>相談があった市や市社会福祉協議会窓口で、POPOLO が作成したアセスメントシートや様式をもとにアセスメントを行う。アセスメント結果を POPOLO に送付してもらい、POPOLO がシェルター入所の可否を</p>

	判断している。入所決定後に再度アセスメントを行い、アセスメント内容は市や市社会福祉協議会とも情報共有。POPOLO作成のプランによる支援開始後、生活困窮者自立支援法内で対応不可と判断した場合は、市社会福祉協議会や自治体に別途相談。入所者の病気が判明した場合は、行政の担当課が異なるため、市に連絡する。入所後の自立相談支援はPOPOLOが実施。
--	---

(4) 広域実施の効果と課題

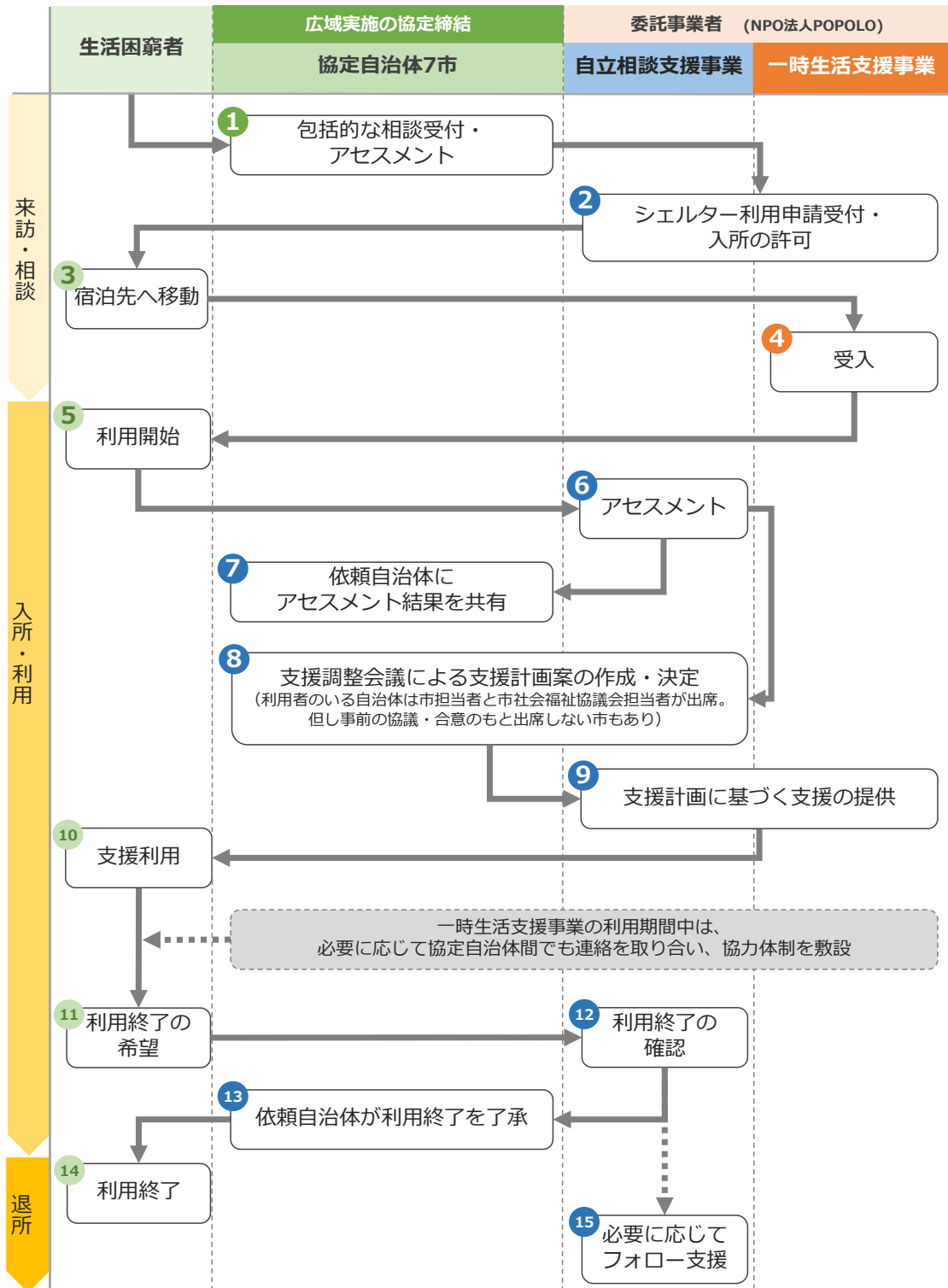
効果	協定を締結することで、協定脱退の抑止力になると同時に、各市で予算確保に尽力できる。また、一つの組織による独占の防止や権力の分散となる。
	1自治体あたりの費用負担が少ないため、自治体にとって参加するメリットが大きい。
	生活困窮者が必要な支援を受けられる機会が創出できる。
現状の課題	委託事業者側の運営上の課題としては、報告書作成や手続きに相当量の時間がかかってしまう。
	シェルターがある自治体での就職が多くなってしまう傾向。

(5) NPO 法人主体の広域実施に至る工夫

自治体への説明	生活困窮者がたらい回しにされず、静岡県内どこでも支援を受けられる体制が必要という理念の説明だけでなく、生活困窮者が相談に来て何らかの対応が必要になった場合の方が一の保険的な役割となり、議会にも説明できる、と説明。
自治体の要望と懸念への対応	各自治体の実情に応じ、要望や懸案事項も異なるため、どうすれば協力・参加してもらえるか、相手の立場に立って考えることが重要。懸念事項があれば、現実の問題への発展を防ぐ仕組みを作り、提案する。
意見交換や対話の必要性	自治体の要望と、NPO が対応可能なことを整理し、事例も積極的に開示し、自治体側の理解や共感を得られる説明資料を作成・準備する。最初に難色を示されても、その場で否定せず時間をかけて交渉し、意見交換や対話を重ねることが重要。一時生活支援事業は、自由度が高い事業なので、提案事項はともに考えましょうと交渉。
事前調整で円滑な会議進行	各自治体が参集する会議の円滑な進行のために、事前に自治体への説明等の事前調整を行い、同意を得ておくことで、会議を円滑に進行できる。
予算立てを考慮した事前交渉	自治体の予算立てを念頭に置くことが重要。夏までにはおおよその予算感がわかるようする。次年度以降に実施する取組については電話や

	<p>往訪で事前相談を行う。特に増額が予想される取組は、協力的な自治体にまず相談して反応を伺う。新規提案は、翌々年度の実施を目指して話し合いを進めることで、自治体が円滑に予算要求できるようになる。</p>
	<p>協定自治体を確保するため、また自治体間の良好な関係を維持するためにも、事業費用は、各自治体から提示されたうち、最も少ない上限金額を基準にした。</p>

(6) 利用開始から終了までのフロー



出所) 富士市およびNPO 法人 POPOLO へのヒアリング調査より作成

4.3.3 小括

愛媛県を中心とした広域実施の事例と、富士市を中心とした広域実施の事例から、広域実施のメリットとデメリット、および想定される課題とそのための対応案は以下のように整理できる。

メリットについては、以下の点があげられる。

- ・ 近隣自治体と協定を結んで一時生活支援事業を実施することで、一時生活支援事業の実施への懸念事項とされている他自治体からの生活困窮者の流入といった問題がある程度解決される。
- ・ 一時生活支援事業の実施へのノウハウや想定されるさまざまなケースに対して、協定自治体との話し合いにより解決策を見出すことができる。
- ・ 各自自治体が契約したベッド数や利用者数を超えて利用が発生した場合、空きのある協定自治体の契約枠を借りる等により、支援を受けられない生活困窮者がいなくなる。
- ・ 一時生活支援事業と自立相談支援事業が同一の運営主体によって実施される場合、シェルター入所者が自立相談支援事業を受けやすくなり、自立に向けた支援が円滑に進みやすい。

デメリットや、広域実施により想定される課題は、以下の点があげられる。

- ・ シェルターのある自治体での就職が多くなり、シェルター入所前の居所や、出身自治体での就職に結びつきにくい。
- ・ 生活保護の申請となった場合、シェルターのある自治体で申請する傾向があるため、シェルターのある自治体の負担が増加する恐れがある。
- ・ 一時生活支援事業と自立相談支援事業を同一の運営主体が行う場合、特にシェルターのある場所から離れた自治体が自立相談支援を実施しているという実感を持たずに、運営主体任せになってしまう恐れがある。

上記のようなデメリットや想定される課題に対しては、以下のような対応案が考えられる。

- ・ 生活保護を申請する場合は、入所直前の居所や出身自治体で申請を行う旨を協定内容に含み、当該自治体が責任を持って入所者を支援するという認識を共有する。
- ・ 一時生活支援事業と自立相談支援事業を同一の運営主体が行う場合、入所者が直前に居所していたもしくは出身の自治体担当者は、支援調整会議や自立相談支援への参加頻度を定める、もしくは運営主体と電話等で書面のみによらない情報共有を行うよう取り決めをする。

4.3.4 広域実施のモデルケース

愛媛県を中心とした広域実施の体制と、富士市を中心とした広域実施の体制を参考に、広域実施のモデル体制を提示する。

なお、「7 参考資料」に広域実施のための協定書の参考様式例を掲載した。自治体間の協定を締結する際の一助になるための例示である。ヒアリング調査により自治体からご提供いただき、他自治体での使いやすさを考慮し、一部修正したものである。

(1) 枠組み例①「一時生活支援事業と自立相談支援事業を同一の運営主体が実施する場合」

単独で一時生活支援事業を実施することが難しい自治体 A が中心となって、近隣自治体 B、C、D へ広域実施を提案、呼びかけを行う。自治体 A が主導して各自治体と調整を行い、都道府県にも参加を交渉する等して、検討会議等を開催する。検討会議等では、広域実施の協定を締結すること、協定を締結した自治体それぞれが同一事業者に自立相談支援事業と一時生活支援事業を委託することを前提に、合意形成を図る。

検討内容が具体的になった段階や、広域実施の合意後などのタイミングで委託先(事業者)を選定し、自治体 A、B、C、D がそれぞれ事業者と委託契約を結ぶ。そして、自治体 A、B、C、D の間で広域実施の協定を締結し、事業開始となる。

シェルター入所者の無断退所時や、各自治体が事業者と契約した利用定員数を超過した場合は、協定自治体に相談するなどして、協定自治体間で協力し合っ一時生活支援事業を実施する。シェルター入所中の自立相談支援事業は、自立相談支援事業を受託した事業者が、入所を依頼した各自治体と協力して実施する。

愛媛県の事例のように、都道府県が町村を対象に実施している一時生活支援事業に、市部が協定を締結して広域実施する場合は、図内の「自治体 A」が都道府県に、自治体 B、C、D が市町村に該当する。この場合、自立相談支援事業を一時生活支援事業の事業者に委託するか、もしくは別の運営主体が実施するかは、各自治体の実情や、シェルターまでのアクセスなどを加味して検討しなければならない。

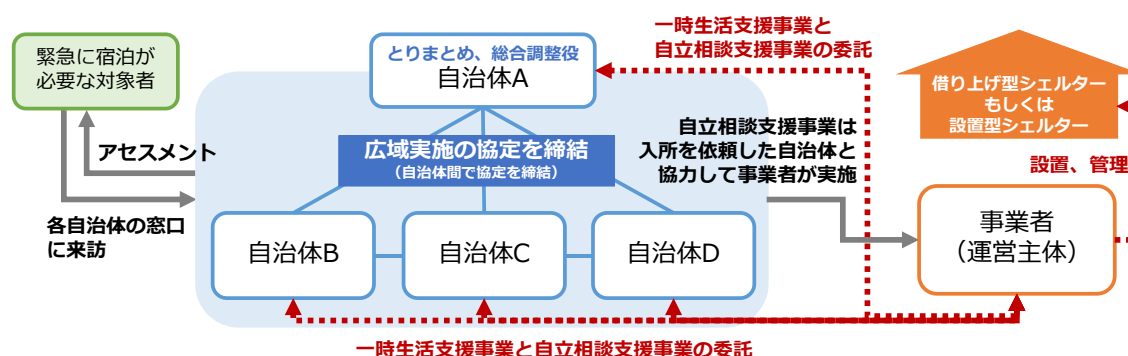


図 4-1 一時生活支援事業と自立相談支援事業を同一の運営主体が実施する場合の枠組み例

(2) 枠組み例②「一時生活支援事業のみ同一の運営主体が実施する場合」

単独で一時生活支援事業を実施することが難しい自治体 A が中心となって、近隣自治体 B、C、D へ広域実施を提案、呼びかけを行う。自治体 A が主導して各自治体と調整を行い、都道府県にも参加を交渉する等して、検討会議等を開催する。

検討内容が具体的になった段階や、広域実施の合意後などのタイミングで委託先(事業者)を選定し、自治体 A、B、C、D がそれぞれ事業者と委託契約を結ぶ。また、自治体 A、B、C、D の間で広域実施の協定を締結し、事業を開始となる。

シェルター入所者の無断退所時や、各自治体が事業者と契約した利用定員数を超過した場合は、協定自治体に相談するなどして、協定自治体間で協力し合って一時生活支援事業を実施する。シェルター入所中の自立相談支援事業は、入所を依頼した各自治体の自立相談支援機関が中心となって、入所者の支援方針等を決定し、自立に向けた支援を行う。支援調整会議には、シェルター事業者が出席し、入所者の生活状況を共有し、支援方針を把握することが望ましい。

広島市の事例のように、自立相談支援事業と一時生活支援事業を異なる運営主体が実施する場合は、入所を依頼した自治体と自立相談支援機関が中心となって入所者の自立に向けた支援を行う。自立相談支援機関は、入所者の情報を一括で管理し、一時生活支援事業の事業者と連携して適宜情報を共有する。

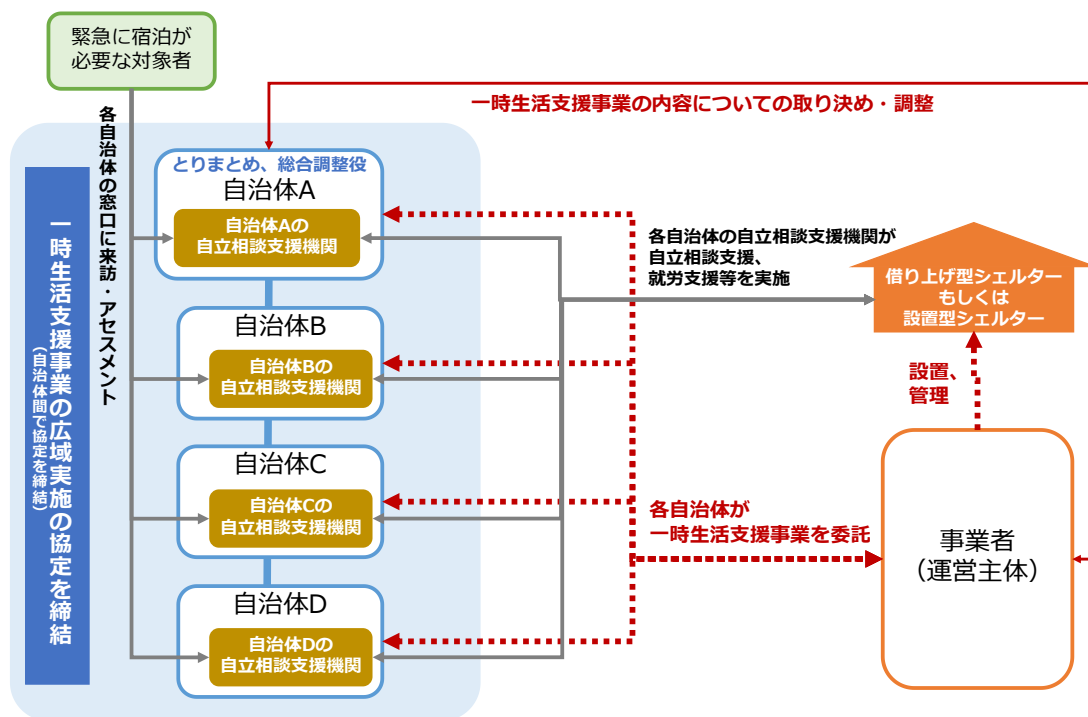


図 4-2 一時生活支援事業のみ同一の運営主体が実施する場合の枠組み例

4.4 自立支援センターの事例

4.4.1 事例1 大阪市立自立支援センター舞洲

【自立支援センター】

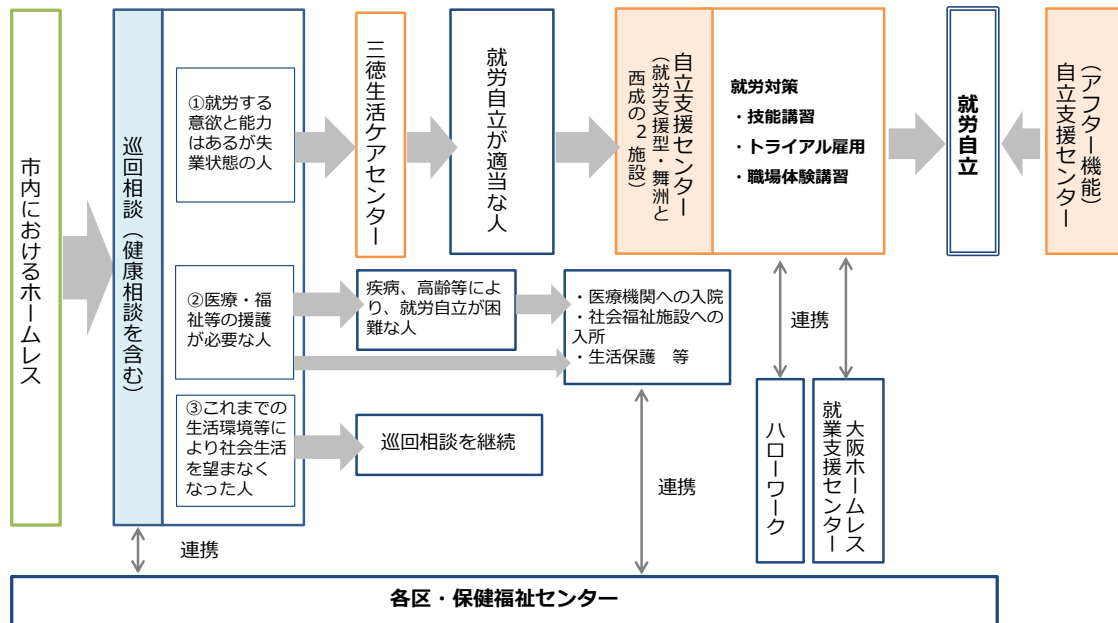
支援員が生活をともにする自立支援センターだからこそ可能な医療と就労の並行支援（大阪市自立支援センター舞洲）

(1) 自立支援センター舞洲の概要

施設概要	<p>【開設年度】 平成 27 年 4 月</p> <p>【運営形態】 社会福祉法人みおつくし福祉会に運営を委託。</p> <p>【施設形態】 自立支援センター</p> <p>【施設定員】 90 名と賃貸住宅型運営事業 10 名</p> <p>【施設沿革】 大阪市のホームレス数の減少に伴い、自立支援センター事業の再編として、平成 27 年 4 月に開設。それまでのアセスメント型自立支援センター舞洲 1 と就労型自立支援センター舞洲 2（ともに平成 18 年開設）を整理統合し、新たにすべての機能を持ち合わせた自立支援センター舞洲（100 床）に賃貸住宅型（20 室）を付加した形となった。なお、平成 28 年度より自立支援センター舞洲（90 床）に賃貸住宅型（10 室）で運営している。</p> <p>【利用対象】 利用対象は、仕事と住まいを同時に喪失した方々（大阪市と協議のうえ、男女は限らず家族も含め受け入れられる設備あり）</p> <p>【利用実績】 平成 27 年度の退所者は 134 名。 うち 69 名が就労自立、14 名が生活保護施設へ入所。</p>
事業の位置付け	<p>時限立法である「ホームレス自立の支援等に関する特別措置法」が平成 29 年 8 月で期限を迎えるため、ホームレス自立支援センター事業は、平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」の生活困窮者自立支援事業として位置付けられた。</p> <p>就労自立を目指したい生活困窮者で、住居のある生活から離れて長い人や一人暮らしが難しい人が集団生活を送り、社会性を養いながら就労を目指す施設である。基本サービスとして、一時生活支援事業と自立相談支援事業を一体化させた宿泊・食事・入浴・日常生活用品の提供を行う。</p>

(2) ホームレスの自立支援フローと自立支援センターの取組

【大阪市のホームレスに対する自立支援フロー】



出所) 大阪市資料より作成

他事業を併用した就労支援への取組・就労対策

生活困窮者自立支援制度以外の予算により、ハローワークと大阪ホームレス就業支援センターとが連携し、技能講習、トライアル雇用、職場体験講習を実施。職場体験講習やトライアル雇用は、自立に向けた資金を貯めるための就労という役割も担う。就労には入所者の希望を考慮し、「この仕事は難しい」「無理だ」という決めつけや全否定はしないが、入所者の抱える障害や性格から、明らかに向いていない仕事は紹介していない。

なお、自立支援センターに滞在していることを雇用主に告げずに匿名で就労することは、自立支援センター舞洲では推奨していない。

医療面からの支援

自立支援センターの強みの一つは、医療と就労の支援を同時並行で行えること。自立支援センター舞洲では、嘱託医が月1回来所し、入所者を診察。また、施設でともに過ごす職員や支援員の経験による気づきやモニタリング、また時には他の入所者からの指摘によって何らかの“引っかかり”が発見されるなど、入所者の顕在化していない問題が明らかになる機会が多い。

金銭管理を兼ねたフォローアップの工夫

退所後も日常生活や再就職の相談などを受けている。また、就労による退所の場合、2万～3万円を定めた解放日(受け渡し日)まで施設が預かる。適切な家計管理を促すことが目的だが、退所者の大半が解放日

	までに所持金を使い果たしてしまう現状がある。
研究や調査への協力による意義の周知	職員が社会福祉分野の研究論文を執筆したり、学識者の調査研究に対して施設が協力したりすることで、社会福祉分野における自立支援センター舞洲の存在と役割を、結果的に周知・広報できている。

(3) 一時生活支援事業における自立支援センターの意義

状況に応じた支援の見極め	生活困窮者の状況によって必要な支援は異なり、例えば、解雇されて困っている人と、長い路上生活をしてきたが健康上の問題等により路上生活ができなくなった人とは、必要となる支援は全く異なる。就労による自立を目指すだけではなく、生活保護の受給あるいは半就労を目指すほうが良い場合もある。 自立支援センターで生活する中で本人の自立に結びつく支援を検討するため、知識と経験の豊富な支援員による問題と支援策の見極めを行っている。
利用者が自覚できなかった問題点の発見	アルコール、ギャンブル等の依存症や、発達障害を含めた何らかの障害等、本人や家族を含めた周りの人も気づかなかった問題点が、自立支援センターでの生活とアセスメントを行う中で顕在化してくることが多々ある。生活面も含めた問題点を支援員が把握できることは、中長期的な支援を行ううえで非常に大きな役割を果たすとともに、支援を受ける利用者にとっても安心につながっており、周りの人から気づかれにくいような障害を抱えた人たちの、今後を考える起点となっている。
近隣事業者との関係構築による就労の機会の創出	自立支援センター舞洲が立地する舞洲スポーツアイランドの土地利用は、準工業地域もしくは商業地域で、住居地域ではないという特性がある。そこで、自立支援センター舞洲が島内の事業者との関係構築により、複数の協力雇用主と自立支援センターの意思疎通ができている状態にあることで、トライアル雇用や職場体験講習等の就労に向けた支援を円滑に実施できている。

4.4.2 事例2 ホームレス自立支援センター北九州

【自立支援センター】

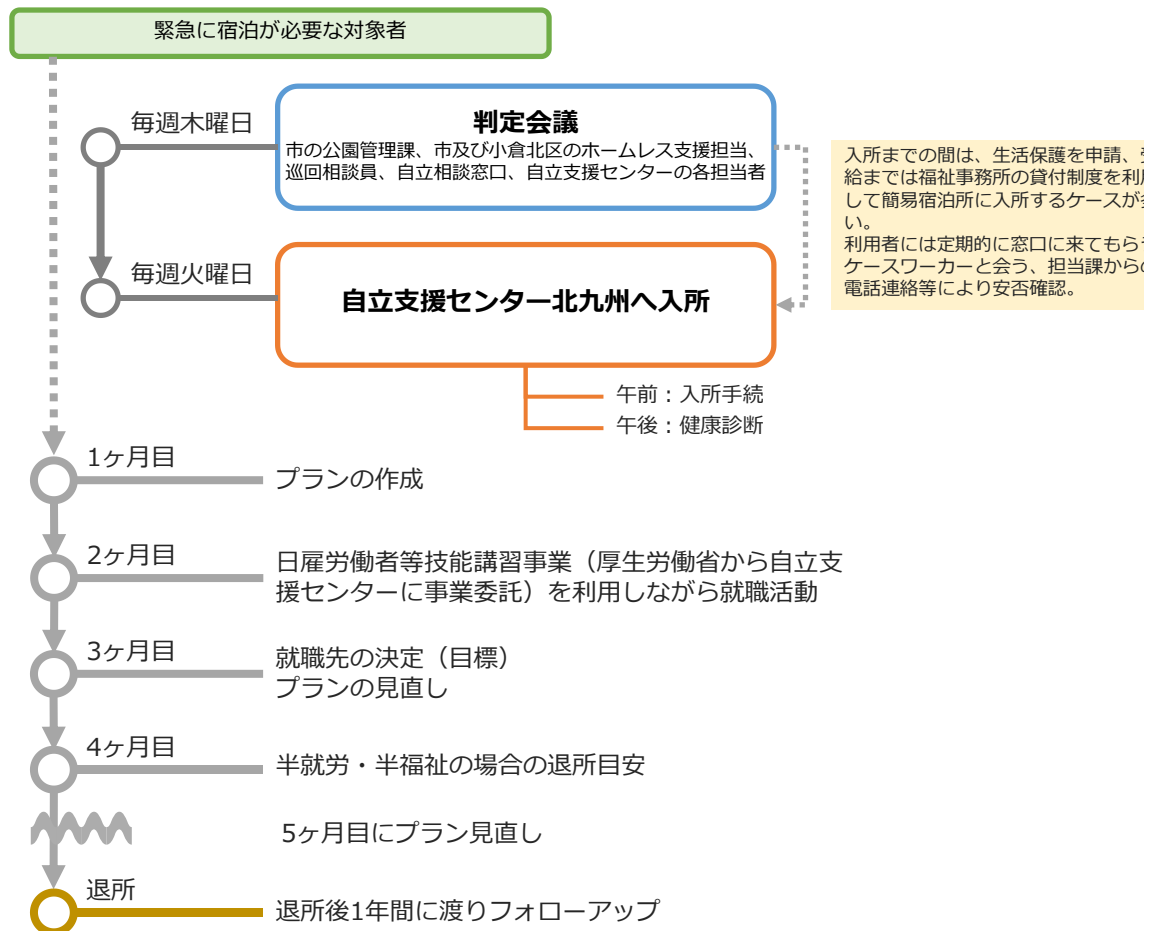
地域とのネットワーク等、良好な関係の構築でホームレスに対する住民の意識も変化（北九州市ホームレス自立支援センター北九州）

(1) ホームレス市自立支援センター北九州の概要

施設概要	<p>【開設年度】 平成 16 年 9 月</p> <p>【運営形態】 NPO 法人抱樸に運営を委託。</p> <p>【施設形態】 自立支援センター</p> <p>【施設定員】 40 名（平成 27 年 4 月より、うち女性 4 名まで受け入れ可）</p> <p>【施設沿革】 ホームレス対策の中心的施策として、平成 16 年 9 月に開設。当時の運営は、現在の委託事業者である NPO 法人抱樸の前身の NPO 法人北九州ホームレス支援機構に生活相談指導事業として委託。生活困窮者自立支援法が施行された平成 27 年度からは、NPO 法人抱樸が一時生活支援事業のほか、自立相談支援事業（巡回相談、生活相談、サポート）を北九州市から委託し、運営。</p> <p>【利用対象】 主な利用対象は、ホームレスおよび仕事と住まいを同時に喪失した方々で、働く能力・意欲のある方（家族世帯の場合は自立支援センターでの対応は難しいため、NPO 法人抱樸等が有するシェルターへの入所等で対応）。</p> <p>【利用実績】 平成 27 年度の入所者は 71 名、退所者は 67 名。 退所者のうち、就労が 34 名、年金等他法活用が 8 名、長期入院・施設入所が 7 名、生活保護の居宅保護が 9 名、自主退所等が 8 名。</p>
事業の位置付け	<p>時限立法である「ホームレス自立の支援等に関する特別措置法」が平成 29 年 8 月で期限を迎えるため、ホームレス自立支援センター事業は、平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」の生活困窮者自立支援事業として位置付けられた。</p> <p>北九州市では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」下で提供してきた相談支援、住居支援、就労支援、技能講習、家計（金銭）管理、フォローアップに加え、就労準備や就労訓練等の新たな取組もワンパッケージで提供できる体制を整えている。</p>

(2) ホームレスの自立支援フローと自立支援センターの取組

【北九州市のホームレスに対する自立支援フロー】



出所) 北九州市およびホームレス自立支援センター北九州へのヒアリング調査より作成

伴走型就労支援と他事業との連携

基本的には、入所翌日にハローワークに登録、就職活動を開始してもらう。自立支援センター北九州の特徴の一つは、センター内にハローワーク職員が常駐し、一般就労を目指す入所者のカウンセリングを実施できること。また、就職活動に際して必要な連絡先は、自立支援センターの住所・電話を使用できる（電話は専用の回線あり）。就職活動は入所者の自主性を尊重しているが、入所者に合わせて支援員との話し合いにより目標設定を行う、支援員が面談へ同行する等により、一人ひとりの状況に応じた伴走型の支援を実施している。

就職活動期間中は、必要に応じて民間の就労訓練協力事業所等や、NPO 法人抱樸内の給食センターや就労訓練事業所（惣菜製造業）で、就労体験を受けることもできる。

退所後の継続サポート	原則として退所後1年間にわたって退所者全員にフォローアップを実施。北九州市から抱樸が委託を受け、自立支援センター内で運営する自立生活サポートセンターを通じて、就労、地域トラブル、人間関係、健康面、借金問題、福祉関連等のさまざまな相談・支援を実施。サポート期間終了後も、今後の生活等に不安がある場合は、NPO 法人抱樸の独自事業を通して支援を継続するシステムを整備している。
------------	--

(3) 一時生活支援事業における自立支援センターの意義

意見交換と目に見える成果で猛烈な反対から良好な関係へ	<p>平成16年9月に開所したが、開所前には地域住民からの猛烈な反対があった。そこで、推進派と反対派の共通認識である「ホームレスを減らすためには追い出しではなく、自立支援が必要」という点から反対派を説得。同時に、行政内部で設置された「ホームレス対策推進本部」による施策に市民の意見を反映させるため、「ホームレス問題解決のための市民協議会」を立ち上げ、NPO 法人抱樸が事務局を担った。さらに「市民協議会」による「ホームレス問題解決のためのグランドプラン」を提案。そのプランに基づき、行政側の「対策本部」と市民側の「市民協議会」が連携し、「推進協議会」が設立されたことにより、実質的な官民協働による推進が図られることになった。</p> <p>また、グランドプランを説得材料として、自治会や企業、商店街、近隣小・中学校に向けた説明会を実施。開所後も、協議会を定期的に開催、事業報告や課題について意見交換を行う等により、地域との関係を構築。当初は協議会を年4回開催していたが、開所から数年で近隣のホームレスが激減し、自立支援センターの意義が目に見えたことから、地域住民の見方も変化。現在では、協議会は年2回で、自治会長から「自立支援センターができて良かった」という感想もいただき、地域と良好な関係を築けている。</p>
住民意識の変化	<p>以前は市民からのホームレスに関する通報は「困るから何とかしてほしい」。自立支援センターの開設によりホームレスを市民があまり見かけなくなったこともあり、現在の訴えは「寒い中で路上にいてかわいそうなので保護してほしい」と、ここ数年で顕著に変化。市の公式ウェブサイトから通報できる仕組みがあり、通報に対する心理的な抵抗も少なくなったこと等で、ホームレスに対する意識も変わりつつある。</p>
きめ細やかな就労支援と福祉支援、フォローアップによる高い自立（継続）率	<p>生活相談指導員をはじめとした複数の専門的視点を持った職員が入所者の困窮度合いや状況に応じて日常的な生活支援を行いながら、課題や状況を的確に見極め。また、技能講習やハローワークと連携した効果的な就労支援と障害等に対する福祉支援、それに退所後の継続的なフォローアップによる高い自立率(89.8%)、就労率(57.3%)、自立継続率(90.5%)を生み出している。</p>

4.4.3 小括

大阪市の自立支援センター舞洲と、北九州市のホームレス自立支援センター北九州の 2 つの事例をとりあげた。

自立支援センター舞洲では、支援員と利用者との距離の近さにより、支援員が利用者の様子をよく見ることができることから、利用者の心身の健康問題や依存症など、これまで発見されずに利用者の自立や就労定着の妨げとなっていた問題に支援員が気づき、解決へ向かえるということが大きな効果であった。また、その立地の特性から、近隣事業者との関係構築によって、利用者の就労の機会を創出することができ、利用者の自立に向けた就労訓練の機会も得ることができている。

ホームレス自立支援センター北九州では、近隣に住宅地や学校のある立地のため、開設にあたり大きな反対があった経緯がある。そのため、これから一時生活支援事業のシェルターの準備や確保をする自治体において、地域住民等からの反対があるような場合は、ホームレス自立支援センター北九州の対応方法が参考となるだろう。また、もともとホームレスの多い地域であったことから、ホームレスが減少し、それを地域住民が実感できるという、目に見える成果をあげられたことで、地域の社会福祉の一翼を担う存在になっていると言える。

両施設とも、支援員が利用者に寄り添って、伴走型支援を行い、衣食住の提供に加え、法律相談や体験就労、就労支援といった幅の広い支援をパッケージにしていることが特徴である。

4.5 事例調査から得られる示唆と今後の展望

計9自治体の事例調査から得られた示唆としては、一時生活支援事業の実施に関する事項と、利用者の就労自立に関する事項に分類できる。

4.5.1 一時生活支援事業の実施についての示唆

(1) 一時生活支援事業の利用者（見込み）数が少なくとも民間アパートや旅館等の施設を利用した借り上げ型シェルターにより一時生活支援事業を実施

借り上げ型シェルターは、以下の2つの方法が考えられる。

①アパート等の一室を借り上げ

- ・ ある程度の利用者数が見込める場合は、アパート等の一室を、年度を通して借り上げてシェルターを確保する。

②旅館等の民間事業者と提携して利用の必要に応じて都度利用

- ・ 利用者数の見込みが立たない、利用者数が少ないことが予想されるため常にシェルターを確保することは予算面等からも難しい、といった理由のため一時生活支援事業を実施できないといった課題にも対応できる。旅館等との提携により、利用の必要性が生じた際に利用できるようにすればよい。

①および②いずれの場合も、複数の施設と提携できると、シェルターが満室（満床）となり新たな緊急に宿泊が必要な人を受け入れられない、といったリスクへの対応策となる。アパートや旅館等の民間事業者と提携、協定が結べない場合は、社会福祉法人が有する施設や、公営の施設を活用することも考えられる。

(2) 複数の自治体間で連携した広域実施を行うことにより、利用者の増減に対応

一時生活支援事業の広域実施により、地域全体で生活困窮者を支援する体制作りができる。例えば、ある自治体において利用者数が予想以上に多くなったとしても、連携自治体間で調整を行い、利用者を受け入れることができ、支援が必要な人に適切な支援をすることができる。

広域実施を行う際は、連携の協定を締結する自治体間、または関係団体等との取り決めについての事前調整が必要不可欠となる。調整にあたっては、広域実施を主導する中心的な役割を担うキーパーソンや団体が求められ、連携自治体間の合意を予め得て、関係者全員が出席する会議等では事前に得た合意事項の確認、承認を行うようにすることで、円滑な連携が期待できる。事前に取り決め、合意すべき事項としては、一時生活支援事業でどのようなサービスを提供するか、費用分担方法や利用者の取扱い等が考えられ、自治体ごともしくは利用者ごとに異なる対応とならないよう規定もしくは対応方針を定めておくこととよいだろう。

広域実施を行うにあたり留意点は、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が一時生活支援事業を利用したことで支援が終了するのではなく、一時生活支援事業の利用終了後も、自立に向けた支援を継続的に行うことが重要という点である。すなわち、生活困窮者自立支援制度の趣旨に基づき、生活困窮者自立支援制度の支援を決定した自治体が、利用者が自立できるようになるまで支援を行うことを前提として、一時生活支援事業の利用終了後も、生活保護の適用を含めた福祉や就労に向けた支援等を継続して実施するよう、広域実施を行う自治体は取

り決めを行うことが必要となる。

4.5.2 利用者の就労自立についての示唆

(1) 相談支援員は、関係者とのやりとりを中心的に行い、利用者の情報をしっかりと共有し、利用者の自立に向けた支援の中心となることが必要

特に、複数の事業者が一時生活支援事業をはじめとする生活困窮者自立支援制度に関わる場合は、事業者間同士の横の連携に依存せずに、自立相談支援機関がしっかりと情報を集約し、適切に情報共有することで混乱を防ぐことができる。

一時生活支援事業の利用が決定し、シェルターに入所した後は、自立相談支援事業の支援員は利用者の今後についてしっかりと話し合い、利用者の抱える課題を把握し、利用者自身の意向を尊重して、今後の支援方針を決定することが求められる。利用者の就労自立を目指すにあたり、就労に問題がなく利用者も就労の意思がある場合は就職支援に移行し、解決すべき課題がある場合はまずその課題を解決してから就労支援に移行するというように、利用者の状況に合わせて段階を経て適切な支援を行うことで、就労後の定着や自立の継続が期待できる。利用者の就労意志が弱い場合は、まず意欲喚起を行うことが求められる。

自立相談支援事業の相談支援員を配置している設置型シェルターや自立支援センターのように、支援員と利用者が密にコミュニケーションをとりやすい形態が望ましいが、借り上げ型シェルターを利用する場合でも、支援員は利用者の立場に立って、積極的に寄り添い支援をすることが望ましく、支援員と利用者が信頼関係を構築し、相談支援の機会を密に持つことで、利用者の自立を促進できる。また、シェルターとハローワークの立地は近接しているほうが就労支援を行いやすいが、遠隔の場合でも支援員がシェルターまで出向く、移動支援を行う等することで、利用者の就職活動を支援することが望ましい。

一時生活支援事業の効果については、以下のように整理できる。

一時生活支援事業の利用により衣食住が安定することで、利用者を取り巻く環境だけでなく、心身が落ち着くことができる。そして、利用者が抱える困難や課題に対して本人が冷静に整理する時間を確保でき、前向きな気持ちとなることで自立の意欲が喚起され、今後の生き方の方針を自らが考え、決定し、そのための準備をすることができるという点があげられる。

5. アンケート調査

5.1 調査の概要

全国の一部生活支援事業の運営実態とその事業効果をより詳細に把握することを目的として、福祉事務所を設置する 901 自治体の生活困窮者自立支援制度の担当者に対して、郵送によるアンケート調査を実施した。回収数および回収率は表 5-1 のとおりである。

調査票は「7.2.1 アンケート調査票」に示す。なお、本アンケート調査に先立ち、厚生労働省により「平成 27 年度における自立相談支援事業等実績調査」が実施されるため、本業務におけるアンケート調査では、回答する自治体の負荷とならないよう配慮に努めた。

表 5-1 アンケート調査概要

調査形式	郵送によるアンケート調査
調査対象自治体	901 自治体 (全国の福祉事務所設置自治体の生活困窮者自立支援制度の担当者)
調査実施期間	平成 28 年 10 月 4 日発送 ～ 平成 28 年 11 月 22 日締切
回収率	72.0% (回収数 649 件)

5.2 分析にあたっての留意点

一部生活支援事業は実施する施設形態ごとに特性が異なるため、一概に比較することができない。調査結果をもとに施設形態別の一部生活支援事業の概要を表 5-2 にまとめた。設置自治体数や施設数だけでなく、利用者数や最も多い利用期間も異なり、また同じ施設形態でも自治体ごとに利用状況が異なるため、分析にあたっては留意する必要がある。

表 5-2 平成 27 年度の一部生活支援事業の施設形態別の概要

	借り上げ型シェルター 方式	設置型シェルター 方式	自立支援センター
設置自治体数	121 自治体	13 自治体	8 自治体
箇所数	279 箇所	16 箇所	8 箇所
利用者数	3,020 人	1,232 人	64,378 人
最も多い 利用期間	15 日間以上 1 ヶ月未満	15 日間以上 1 ヶ月未満	2 ヶ月以上 3 ヶ月未満

※本アンケート調査結果による

5.3 調査結果

「7.2.1 アンケート調査票」に示した設問ごとの結果を以下に示す。

5.3.1 回答状況

(1) 都道府県別回答数

都道府県別の回答数は以下のとおりであった。

表 5-3 都道府県別の回答数

件数	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
	23 3.5%	10 1.5%	10 1.5%	10 1.5%	12 1.8%	10 1.5%	12 1.8%	21 3.2%	9 1.4%	9 1.4%	32 4.9%	30 4.6%	37 5.7%	13 2.0%	18 2.8%	7 1.1%
	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
	6 0.9%	7 1.1%	10 1.5%	14 2.2%	17 2.6%	17 2.6%	32 4.9%	12 1.8%	13 2.0%	11 1.7%	23 3.5%	21 3.2%	9 1.4%	6 0.9%	10 1.5%	11 1.7%
	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
合計	649 100%	16 2.5%	14 2.2%	12 1.8%	7 1.1%	6 0.9%	10 1.5%	9 1.4%	22 3.4%	8 1.2%	12 1.8%	9 1.4%	7 1.1%	7 1.1%	19 2.9%	9 1.4%

※未記入の場合は調査票送付時に付与した ID から都道府県を特定

(2) 自治体区別の回答数

自治体区別の回答数は以下のとおりであった。

表 5-4 自治体区分

件数	都道府県	政令指定都市、特別区	中核市	施行時特例市	その他の市（政令特例指定都市以外）	町村
合計	649 100%	40 6.2%	36 5.5%	44 6.8%	19 2.9%	485 74.7%
						25 3.9%

※未記入の場合は調査票送付時に付与した ID から自治体を特定

5.3.2 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業について

(1) 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施した自治体は、回答自治体 649 件中 42 自治体であり、実施率は回答自治体中 6.5%であった。自治体区分では政令指定都市・特別区の実施率が高い。

表 5-5 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無

	件数	実施した	実施しなかった	無回答
合計	649	42	607	
	100%	6.5%	93.5%	

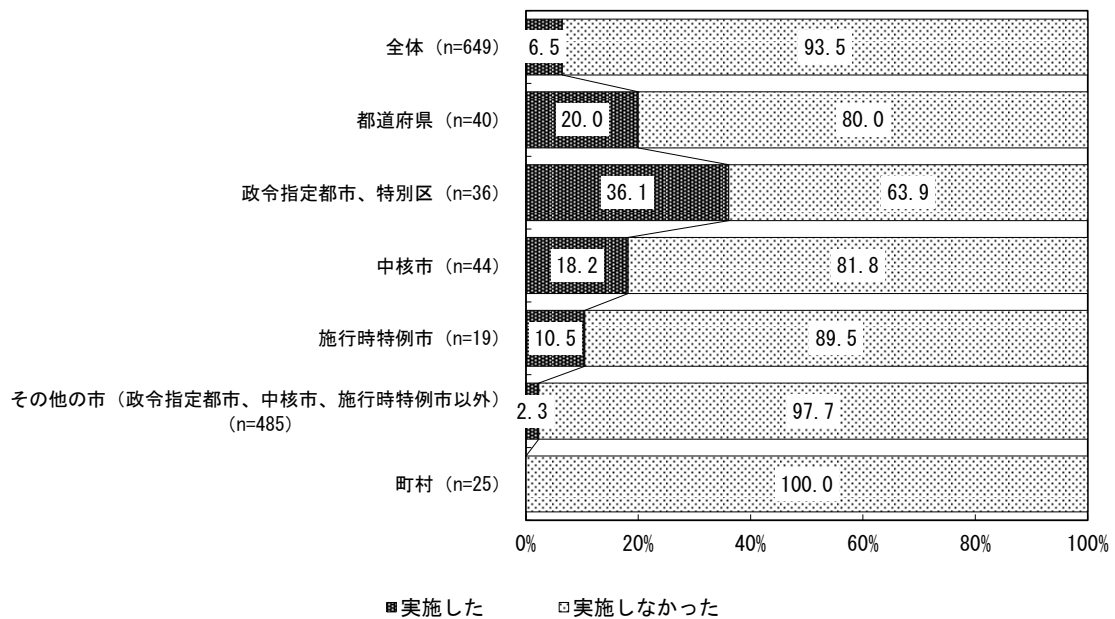


図 5-1 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無 (自治体区分別)

(2) 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業の延べ利用人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施した 42 自治体のそれぞれの延べ利用人数は、「51 人以上」の自治体が最も多く、次いで「0～5 人以下」が多い結果となった。利用者数の多い自治体と利用者数の少ない自治体に二分される傾向にあった。

表 5-6 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業の延べ利用人数

件数	0 ～ 5 人 以 下	6 ～ 1 0 人 以 下	1 1 ～ 1 5 人 以 下	1 6 ～ 2 0 人 以 下	2 1 ～ 2 5 人 以 下	2 6 ～ 3 0 人 以 下	3 1 ～ 3 5 人 以 下	3 6 ～ 4 0 人 以 下	4 1 ～ 4 5 人 以 下	4 6 ～ 5 0 人 以 下	5 1 人 以 上	無 回 答
合計	42 100%	9 21.4%	4 9.5%	1 2.4%	3 7.1%	1 2.4%			2 4.8%		13 31.0%	9 21.4%

※「0 人」回答の場合も正しい回答とみなしそのまま集計

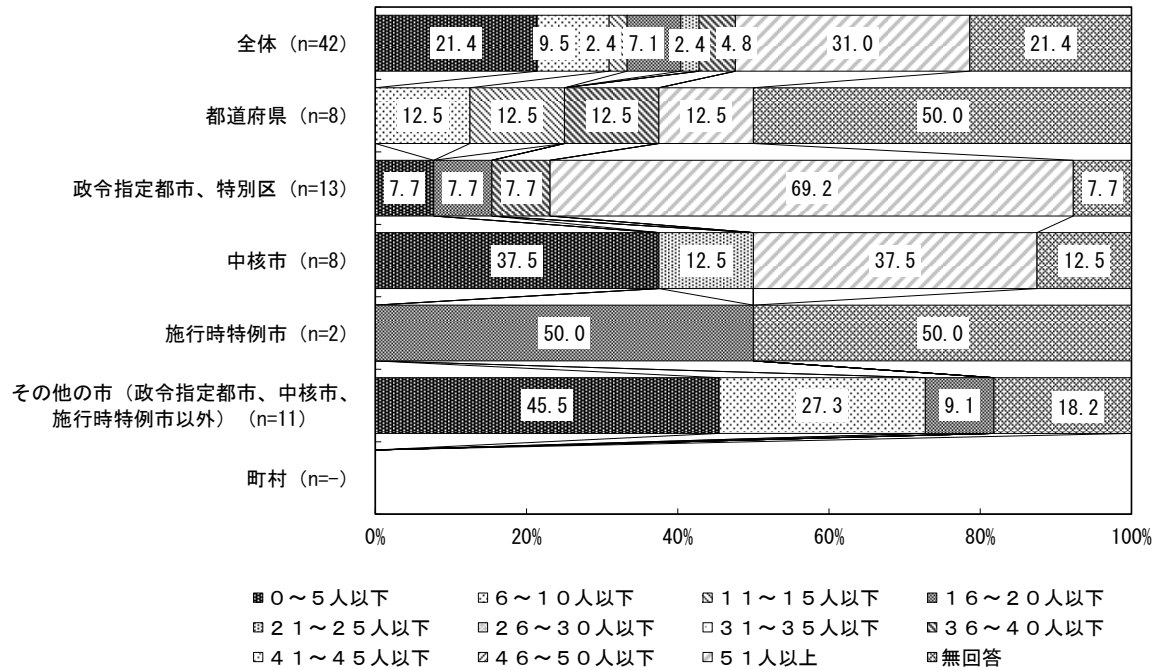


図 5-2 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業の延べ利用人数（自治体区分別）

(3) 平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない場合に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合の対応方法

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない 607 自治体において、緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合の対応方法は、「生活保護で対応した」が最も多く、次いで「応急援護で対応した」と続くが、「その他」も 18.6%と多い結果となっていた。

「その他」の内訳は、自由記述の回答があった 108 件のうち、「該当者がいない」、「実績がない」、「不明」等が合計 91 件であり、それ以外の回答では、「NPO 法人を紹介」もしくは「NPO 法人に依頼」、「ホームレス等貧困・困窮者の『絆』再生事業による支援の実施」等があげられていた。

表 5-7 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合の対応方法

	件数	生活保護で対応した	支給等（応急援護・交通費等の対応）	たる他自治体	貴自治体	が実施した	貴自治体内の民間機関	委託した自治体の他機関	紹介した自治体の他機関	した自治体	応急援護に該当した自治体	生活困窮者から相談を受けた自治体	その他	無回答
合計	607 100%	319 52.6%	122 20.1%	12 2.0%	12 2.0%	1 0.2%	10 1.6%	7 1.2%	30 4.9%	113 18.6%	107 17.6%			

※複数回答あり

(4) 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合に応急援護で対応した人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合、「応急援護で対応した」と回答した 122 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。

表 5-8 平成 26 年度に応急援護で対応した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	122 100%	4 3.3%	4 3.3%	6 4.9%	3 2.5%	1 0.8%		3 2.5%	1 0.8%		4 3.3%	11 9.0%	85 69.7%

(5) 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合に自治体を実施している他サービスで対応した人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合、「自治体を実施している他サービスで対応した」と回答した 7 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。具体的なサービスの内容・名称としては、「自治体内の福祉住宅」、「養護老人ホーム」、その他に類似事業（緊急一時宿泊支援事業）等があげられていた。

表 5-9 平成 26 年度に自治体を実施している他サービスで対応した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	12 100%	7 58.3%	2 16.7%			1 8.3%	1 8.3%					1 8.3%	

(6) 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合に自治体内の民間機関が実施している他サービスに依頼した人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合、「自治体内の民間機関が実施している他サービスに依頼した」と回答した 12 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。具体的なサービスの内容・名称としては、「NPO 法人が運営しているシェルター」や「無料低額宿泊所」があげられていた。

表 5-10 平成 26 年度に自治体内の民間機関が実施している他サービスに依頼した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	12 100%	10 83.3%		1 8.3%	1 8.3%								

(7) 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に自治体内の他機関に依頼した人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合、「自治体内の他機関に委託した」と回答した 1 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。

表 5-11 平成 26 年度に自治体内の他機関に依頼した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	1 100%											1 100.0%	

(8) 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に自治体内の他機関を紹介した人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合、「自治体内の他機関を紹介した」と回答した 10 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。具体的な紹介先では、「社会福祉協議会」や「NPO 法人」があげられていた。

表 5-12 平成 26 年度に自治体内の他機関を紹介した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	10 100%		3 30.0%										7 70.0%

(9) 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に他自治体に対応を委託した人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、緊急に宿泊

が必要な対象者が相談窓口に来た場合、「他自治体に対応を委託した」と回答した7自治体で対応した人数は以下のとおりであった。

表 5-13 平成 26 年度に他自治体に対応を委託した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	7 100%			2 28.6%								1 14.3%	4 57.1%

(10) 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合に生活困窮者から相談を受けたが具体的な対応には至らなかった人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、「生活困窮者から相談を受けたが、具体的な対応には至らなかった」と回答した 30 自治体での人数は以下のとおりであった。

表 5-14 平成 26 年度に生活困窮者から相談を受けたが具体的な対応には至らなかった人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上
合計	30 100%	1 3.3%		1 3.3%								

(11) 平成 26 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合のその他の対応方法の人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合の対応方法で「その他」と回答した 113 自治体での人数は以下のとおりであった。具体的には、「該当者がいなかった」という回答が多かった。

表 5-15 平成 26 年度に相談窓口に来た場合のその他の対応方法の人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	113 100%	7 6.2%	2 1.8%	1 0.9%	1 0.9%							1 0.9%	101 89.4%

(12) 平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、生活保護で対応した場合の内容

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、生活保護で対応した場合、最も多かったのは「無料低額宿泊所」で、次に「居宅」、「保護施設」と続いた。

表 5-16 平成 26 年度に生活保護で対応した場合の内容

	件数	居宅	保護施設	無料低額宿泊所	簡易宿泊所	シェルター	その他	無回答
合計	319	108	90	133	9	21	59	21
	100%	33.9%	28.2%	41.7%	2.8%	6.6%	18.5%	6.6%

※複数回答あり

(13) 平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、生活保護で対応した場合の人数

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していない自治体のうち、生活保護で対応した場合の人数は以下のとおりであった。「無料低額宿泊所」、「居宅」、「保護施設」の順で多く利用されていた。

表 5-17 平成 26 年度に生活保護で対応した場合の対応項目別人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
居宅	108		21	6		1	1	1		1		6	71
	100%		19.4%	5.6%		0.9%	0.9%	0.9%		0.9%		5.6%	65.7%
保護施設	90	2	9	6	3	1	1		1	1		2	64
	100%	2.2%	10.0%	6.7%	3.3%	1.1%	1.1%		1.1%	1.1%		2.2%	71.1%
無料低額宿泊所	133	1	7	7	3	2	1	6	3	2	1	15	85
	100%	0.8%	5.3%	5.3%	2.3%	1.5%	0.8%	4.5%	2.3%	1.5%	0.8%	11.3%	63.9%
簡易宿泊所	9												9
	100%												100.0%
シェルター	21		3	2									16
	100%		14.3%	9.5%									76.2%
その他	59	1	17	2	2			1				2	34
	100%	1.7%	28.8%	3.4%	3.4%			1.7%				3.4%	57.6%

※複数回答あり

5.3.3 平成 27 年度の一時生活支援事業の実施状況

(1) 平成 27 年度の一時生活支援事業の有無

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した自治体は、649 自治体中 132 自治体であった。自治体区分では政令指定都市・特別区、地方局区分では近畿において実施率が高く、東北が最も低くなっていた。

表 5-18 平成 27 年度の一時生活支援事業の有無

	件数	実施した	実施しなかった
合計	649	132	517
	100%	20.3%	79.7%

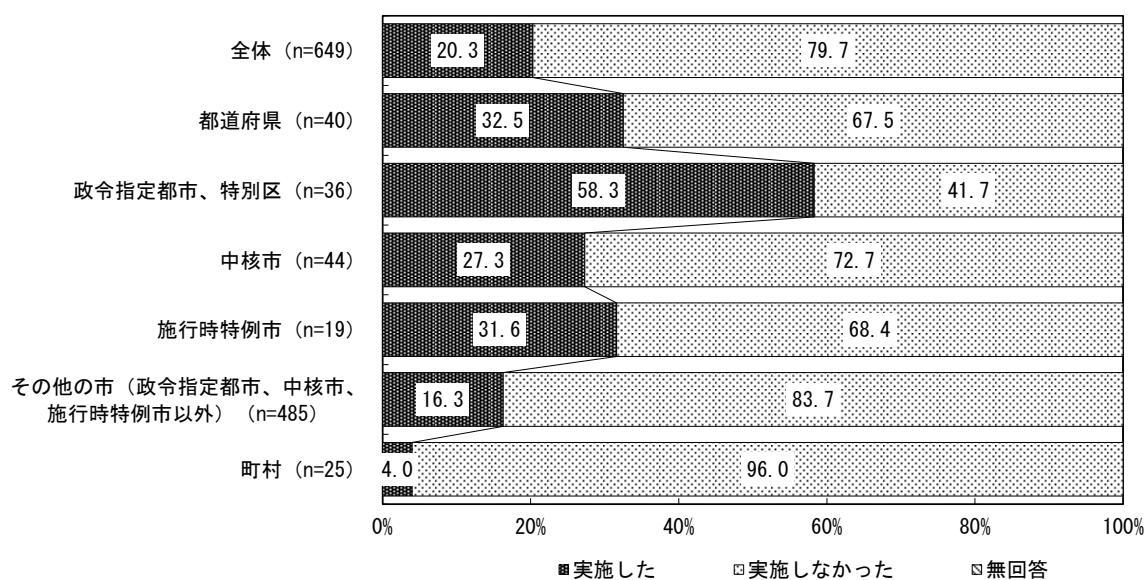


図 5-3 平成 27 年度の一時生活支援事業の有無 (自治体区分別)

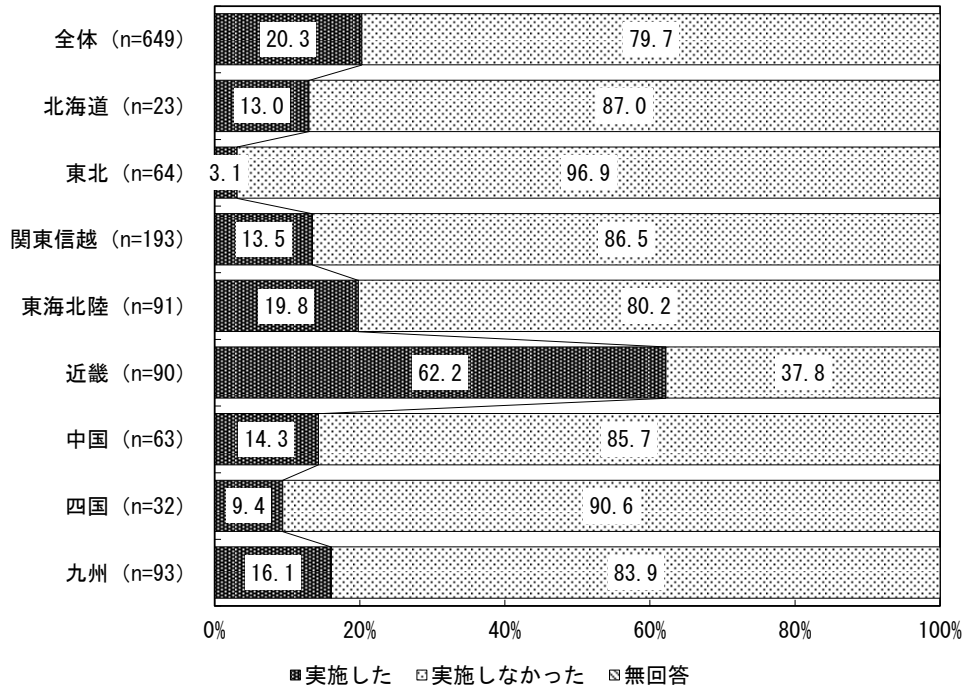


図 5-4 平成 27 年度の一時生活支援事業の有無（地方局区分別）

(2) 平成 27 年度の一時生活支援事業の延べ利用人数

平成 27 年度の一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体のそれぞれの延べ利用人数は、「0～5 人以下」の自治体が最も多く、次いで「6～10 人以下」、「51 人以上」の順となっていた。利用者数が 10 人以下と少数か、もしくは 51 人以上と、二分される傾向にあった。

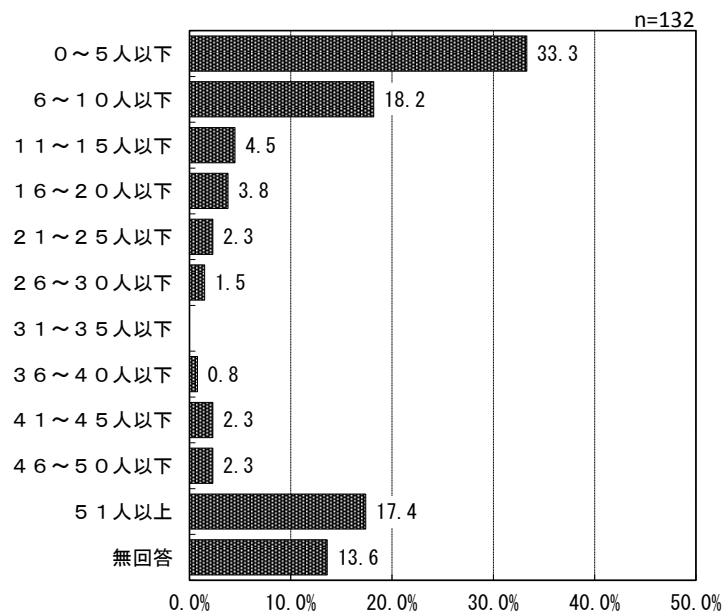


図 5-5 平成 27 年度の一時生活支援事業の延べ利用人数

5.3.4 平成 27 年度に一時生活支援事業を実施していない場合の緊急に宿泊が必要な生活困窮者への対応

(1) 平成 27 年度に一時生活支援事業を実施していない場合に緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来た場合の対応方法

緊急に宿泊が必要な対象者が、相談窓口で相談に来た場合の対応方法は、「生活保護で対応した」が最も多く、次いで「応急援護で対応した（乾パン・交通費等の支給等）」、「生活困窮者から相談を受けたが、具体的な対応には至らなかった」で、「その他」も 23.6%と多くなっていた。

「その他」の内訳は、自由記述の回答があった 117 件のうち、「該当者がいない」、「実績がない」、「不明」等が合計 77 件であり、「該当者がいない」等の回答でも、「もし対応するとしたら生活保護で対応する」という回答も見られた。それ以外の回答では、「住居付きの就労の紹介」、「救護施設等の福祉施設」、「敷金・礼金・保証金が不要の賃貸住宅の紹介」、「親族・友人宅」、「他自治体のシェルター」等があげられていた。

表 5-19 平成 27 年度に一時生活支援事業を実施していない場合に緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来た場合の対応方法

	件数	生活保護で対応した	支給等（乾パン・交通費等の）	応急援護で対応した	たる他自治体	貴自治体	ビが実	が自治体内の民間機関	委託自治体内の他機関	紹介自治体内の他機関	した自治体	他自治体	応急援護で対応した	生活困窮者から相談を受けた	その他	無回答
合計	517 100%	280 54.2%	124 24.0%	20 3.9%	19 3.7%	2 0.4%	17 3.3%	5 1.0%	44 8.5%	122 23.6%	64 12.4%					

※複数回答あり

(2) 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に応急援護で対応した人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来た場合、「応急援護で対応した」と回答した 124 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。

表 5-20 平成 27 年度に応急援護で対応した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	124 100%	3 2.4%	11 8.9%	6 4.8%	3 2.4%		4 3.2%	2 1.6%	1 0.8%	2 1.6%		10 8.1%	82 66.1%

(3) 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に自治体を実施している他サービスで対応した人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来た場合、「自治体を実施している他サービスで対応した」と回答した 20 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。具体的なサービスの内容・名称では、「養護老人ホーム」や「DV 被害者のための施設」があげられていた。

表 5-21 自治体を実施している他サービスで対応した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	20 100%	10 50.0%	5 25.0%	2 10.0%	1 5.0%	1 5.0%						1 5.0%	

(4) 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に自治体内の民間機関が実施している他サービスに依頼した人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来た場合、「自治体内の民間機関が実施している他サービスに依頼した」と回答した 19 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。具体的なサービスの内容・名称では、「社会福祉法人が自主事業として一時的な宿泊場所を提供しているサービス」があげられていた。

表 5-22 平成 27 年度に自治体内の民間機関が実施している他サービスに依頼した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	19 100%	12 63.2%	6 31.6%			1 5.3%							

(5) 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に自治体内の他機関に委託した人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来た場合、「自治体内の他機関に委託した」と回答した 2 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。

表 5-23 平成 27 年度に自治体内の他機関に委託した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	2 100%	2 100.0%											

(6) 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に自治体内の他機関を紹介した人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来た場合、「自治体内の他機関を紹介した」と回答した 17 自治体で対応した人数は以下のとおりであった。具体的な紹介先では、「NPO 法人」や「社会福祉協議会」があげられていた。

表 5-24 平成 27 年度に自治体内の他機関を紹介した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	17 100%		4 23.5%	2 11.8%									11 64.7%

(7) 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に他自治体に対応を依頼した人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来た場合、「他自治体に対応を依頼した」と回答した

5自治体で対応した人数は以下のとおりであった。

表 5-25 平成 27 年度に他自治体に対応を依頼した人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	5 100%		1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%	1 20.0%							1 20.0%

(8) 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口にご相談に来た場合に生活困窮者から相談を受けたが、具体的な対応には至らなかった人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、「生活困窮者から相談を受けたが、具体的な対応には至らなかった」と回答した 44 自治体での人数は以下のとおりであった。

表 5-26 平成 27 年度に生活困窮者から相談を受けたが、具体的な対応には至らなかった人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	44 100%	1 2.3%	7 15.9%	5 11.4%	2 4.5%			1 2.3%					28 63.6%

(9) 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関にご相談に来た場合のその他の対応した人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関にご相談に来た場合の対応方法で「その他」と回答した 122 自治体の相談受付人数は以下のとおりであった。具体的な回答では、「該当者なし」や「支援を行っている NPO 法人を紹介」、「寮つきの就職先のあっせん」等があげられていた。

表 5-27 平成 27 年度に緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関にご相談に来た場合のその他の対応方法人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
合計	122 100%	6 4.9%	15 12.3%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%		1 0.8%	1 0.8%			1 0.8%	95 77.9%

(10) 平成 27 年度に生活保護で対応した場合の内容

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来て、「生活保護で対応した」と回答した 280 自治体では、対応方法は「無料低額宿泊所」が最も多く、次いで「居宅」、「保護施設」となっていた。

表 5-28 平成 27 年度に生活保護で対応した場合の内容

	件数	居宅	保護施設	無料低額宿泊所	簡易宿泊所	シェルター	その他	無回答
合計	280 100%	94 33.6%	83 29.6%	115 41.1%	3 1.1%	18 6.4%	51 18.2%	16 5.7%

(11) 平成 27 年度に生活保護で対応した場合の人数

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しなかった自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自立相談支援機関に相談に来て、「生活保護で対応した」と回答した自治体で対応した人数は以下のとおりであった。

表 5-29 平成 27 年度に生活保護で対応した場合の人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答
居宅	94 100%	1 1.1%	11 11.7%	9 9.6%	2 2.1%	2 2.1%	4 4.3%	2 2.1%				4 4.3%	59 62.8%
保護施設	83 100%	1 1.2%	23 27.7%	7 8.4%	6 7.2%	3 3.6%						2 2.4%	41 49.4%
無料低額宿泊所	115 100%		9 7.8%	7 6.1%	1 0.9%	4 3.5%	2 1.7%	4 3.5%	4 3.5%		1 0.9%	15 13.0%	68 59.1%
簡易宿泊所	3 100%												3 100.0%
シェルター	18 100%		6 33.3%	1 5.6%									11 61.1%
その他	51 100%	1 2.0%	17 33.3%	5 9.8%	1 2.0%			1 2.0%				1 2.0%	25 49.0%

※複数回答あり

5.3.5 平成 27 年度の一時生活支援事業の事業予算

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、事業予算は、選択肢のうち最も高額な区分「5,000 千円以上」が最も多く、次いで最も低額の区分「200 千円未満」、「200～400 千円未満」の順になっていた。自治体規模別に見ると、都道府県では予算規模は分散しており、政令指定都市・特別区では回答の 3 分の 2 が「5,000 千円以上」、その他の市（政令指定都市、中核市、施行時特例市以外）では「600 千円未満」の割合が約 4 割となっていた。

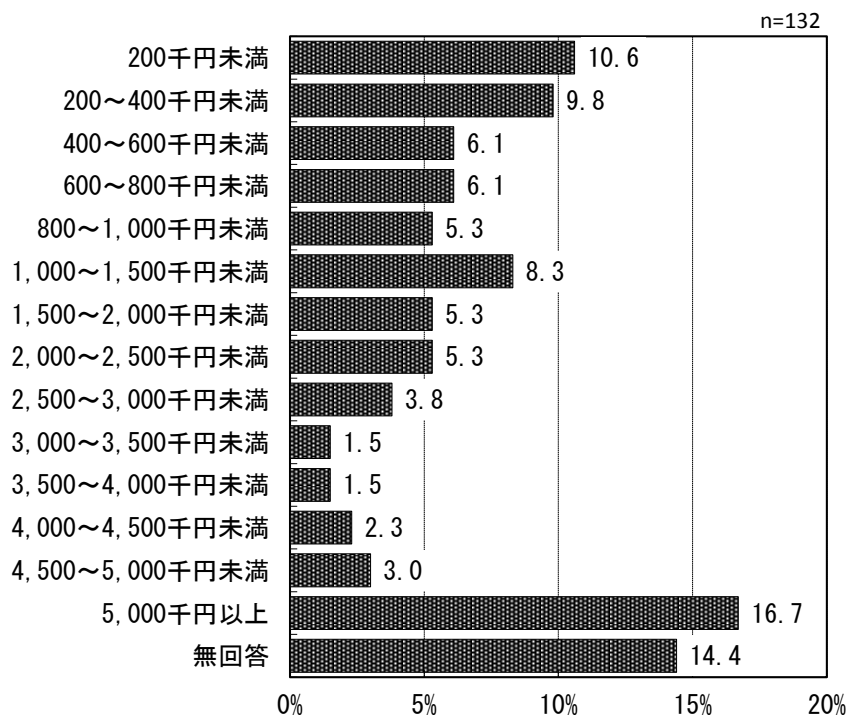


図 5-6 平成 27 年度の一時生活支援事業の事業予算

	件数	200千円未満	200～400千円未満	400～600千円未満	600～800千円未満	800～1,000千円未満	1,000～1,500千円未満	1,500～2,000千円未満	2,000～2,500千円未満	2,500～3,000千円未満	3,000～3,500千円未満	3,500～4,000千円未満	4,000～4,500千円未満	4,500～5,000千円未満	5,000千円以上	無回答
全体	132	14	13	8	8	7	11	7	7	5	2	2	3	4	22	19
都道府県	13	1	1		1		1	1	1			1	2	1	2	
政令指定都市、特別区	21							1	1	1	1		1		14	2
中核市	12				1	1			2	1				2	4	1
施行時特例市	6			1		2	1		1				1			
その他の市(政令指定都市、中核市、施行時特例市以外)	79	13	12	7	6	4	9	5	2	2	1			1	2	15
町村	1															1
		16.5%	15.2%	8.9%	7.6%	5.1%	11.4%	6.3%	2.5%	2.5%	1.3%			1.3%	2.5%	19.0%
																100.0%

図 5-7 平成 27 年度の一時生活支援事業の事業予算（自治体規模別）

5.3.6 平成 27 年度の一時生活支援事業の広域実施

(1) 平成 27 年度の一時的な生活支援事業の広域実施の有無

平成 27 年度に一時的な生活支援事業を実施した 132 自治体のうち、40 自治体が広域実施をしていた。

表 5-30 平成 27 年度の一時的な生活支援事業の広域実施の有無

	件数	実施した	実施しなかった	無回答
合計	132 100%	40 30.3%	78 59.1%	14 10.6%

(2) 平成 27 年度に一時的な生活支援事業で広域実施を実施していた場合、中心となった自治体

平成 27 年度に一時的な生活支援事業の広域実施を行った 40 自治体のうち、6 割となる 24 自治体が「所属している都道府県が中心となった」と回答しており、市町村間の自主的な連携による広域実施の動きは活発ではないことがわかる。

表 5-31 平成 27 年度に一時的な生活支援事業で広域実施を実施していた場合、中心となった自治体

	件数	回答自治体	回答している都道府県が所属し	市区町村	民間の機関等	その他	無回答
合計	40 100%	4 10.0%	24 60.0%	5 12.5%	2 5.0%	1 2.5%	4 10.0%

※複数回答あり

(3) 平成 27 年度の一時生活支援事業で広域実施を実施していた場合、呼びかけを行った自治体

平成 27 年度に一時生活支援事業の広域実施を行った 40 自治体のうち、26 自治体が「所属している都道府県が呼びかけを行った」と回答していた。

表 5-32 呼びかけを行った自治体

	件数	回答自治体	て回答する自治体 都道府県が所属し	市区町村	民間の機関等	その他	無回答
合計	40 100%	4 10.0%	26 65.0%	5 12.5%	3 7.5%		4 10.0%

※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

(4) 総合調整役の自治体

平成 27 年度に一時生活支援事業の広域実施を行った 40 自治体のうち、25 自治体が「所属している都道府県が総合調整役を担っていた」と回答していた。

表 5-33 総合調整役の自治体

	件数	回答自治体	て回答する自治体 都道府県が所属し	市区町村	民間の機関等	その他	無回答
合計	40 100%	4 10.0%	25 62.5%	5 12.5%	1 2.5%		5 12.5%

(5) 広域実施を実施しなかった理由

平成 27 年度の一時生活支援事業で広域実施をしなかったと回答した 78 自治体では、その理由としては「単独で事業を実施することに問題がなかった」との回答が多かった一方で、「広域実施を検討し、他自治体と話し合ったが、合意形成できなかった」という回答が 3 件、また、「その他」の回答の自由記述で「広域実施が有効的と思ったが具体的な対応も見つからず話し合いまで行きつけなかった」、「他の自治体と話し合い検討する機会がなかった」、「離島のため」といった回答が見られた。

表 5-34 広域実施を実施しなかった理由

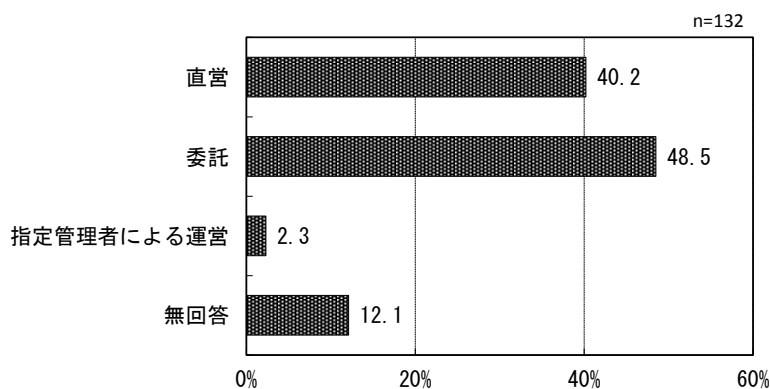
	件数	に単独で事業を実施すること	携広先域が実施を見つけたが、連	か体的な対応方法がわかな	成広成体広	成体広	その他	無回答
合計	78 100%	59 75.6%	1 1.3%	2 2.6%	3 3.8%	6 7.7%	9 11.5%	

※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

5.3.7 平成 27 年度の一時生活支援事業の運用

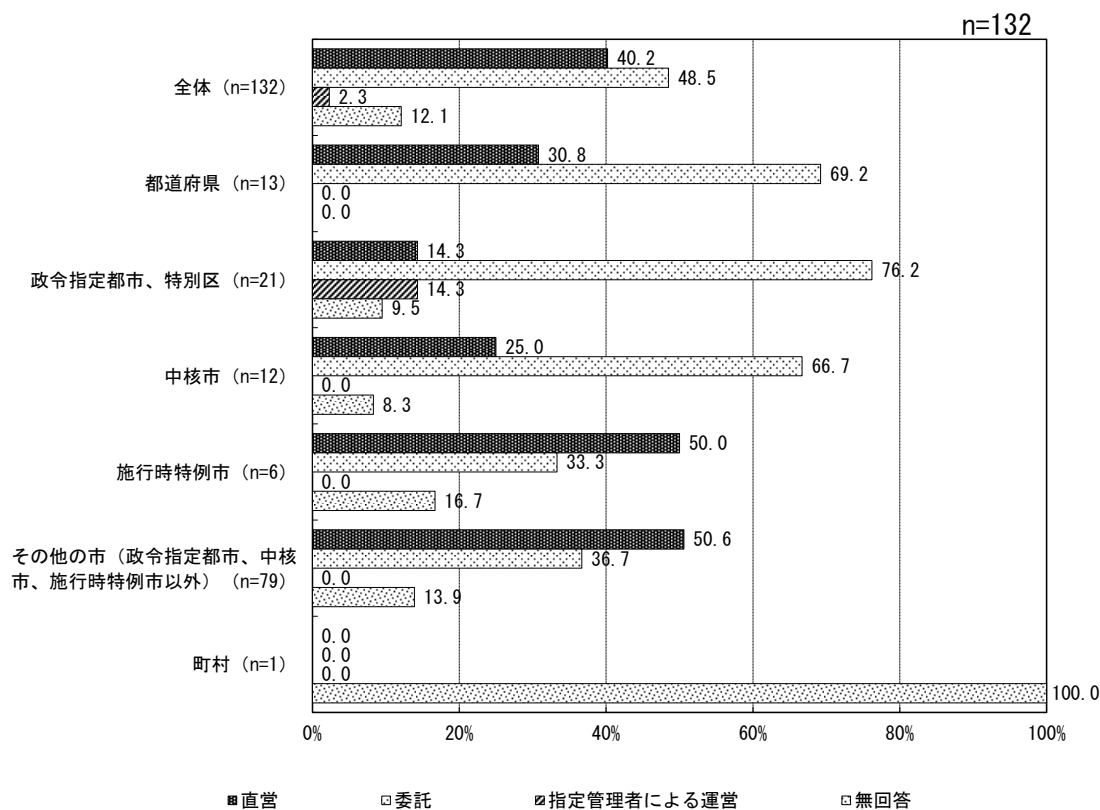
(1) 平成 27 年度の一時生活支援事業の運用形態

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、一時生活支援事業の運用形態は、「委託」が「直営」を上回っていた。「指定管理者による運営」は政令指定都市、特別区以外では見られなかった。



※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-8 平成 27 年度の一時生活支援事業の運用形態



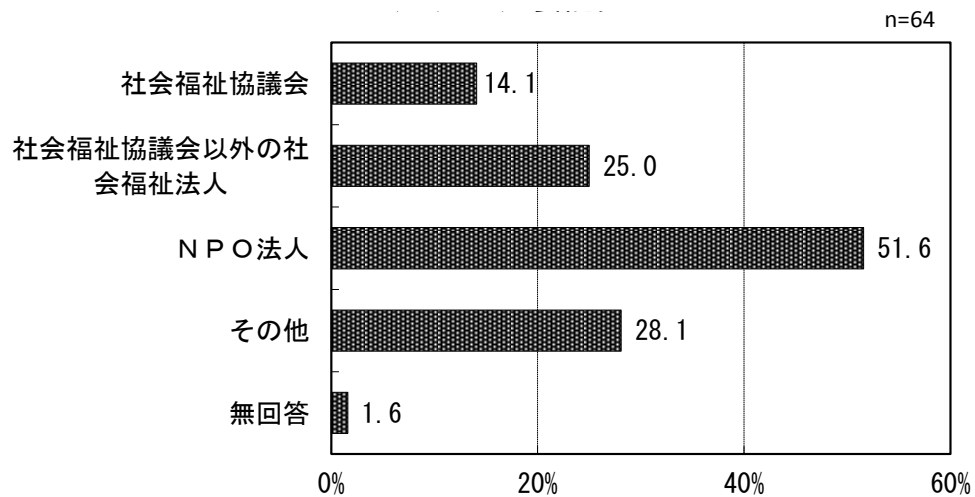
※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-9 平成 27 年度の一時生活支援事業の運用形態 (自治体区分別)

(2) 平成 27 年度の一時生活支援事業の委託先

平成 27 年度に一時生活支援事業を委託して実施したと回答した自治体では、委託先の内訳は、「NPO 法人」が最も多く、約 5 割となっていた。

「その他」の回答のうち、自由記述回答の内訳は、一般社団法人や公益財団法人が 13 件と最も多く、それ以外に、株式会社や生活協同組合に委託しているケースも見られた。

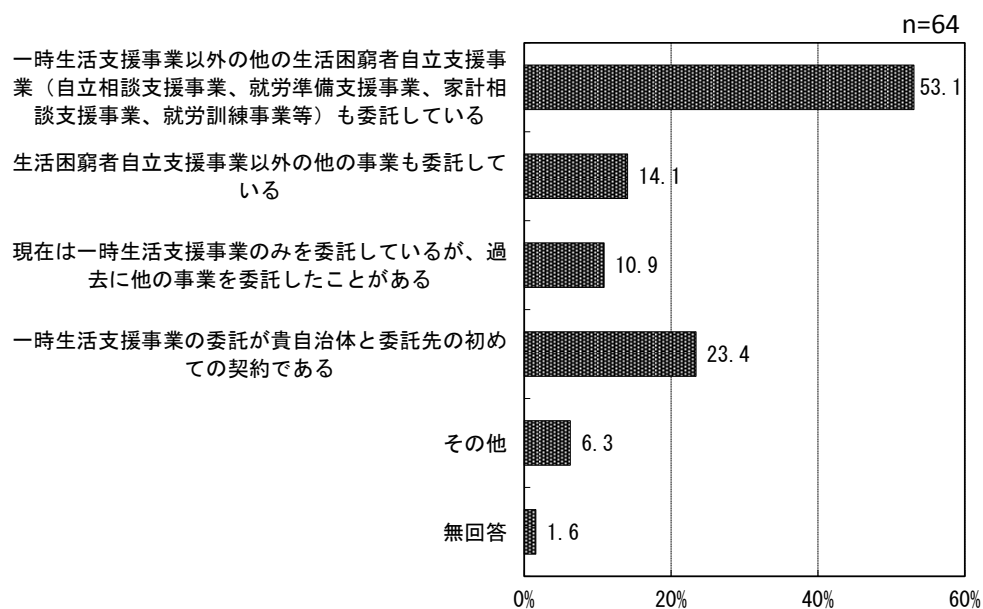


※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-10 平成 27 年度の一時生活支援事業の委託先

(3) 平成 27 年度の一時生活支援事業の委託先との関係

委託先との関係は、回答した約半数の自治体が「一時生活支援事業以外の他の生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業等）も委託している」と回答していた。



※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-11 平成 27 年度の一時生活支援事業の委託先との関係

(4) 平成 27 年度の一時生活支援事業の指定管理者

平成 27 年度の一時生活支援事業を「指定管理者で運用した」と回答した場合の指定管理者の内訳は、「社会福祉協議会以外の社会福祉法人」のみであった。

表 5-35 平成 27 年度の一時生活支援事業の指定管理者

	件数	社会福祉協議会	社会福祉協議会以外の社会福祉法人	NPO 法人	その他	無回答
合計	3 100.0%		3 100.0%			

(5) 平成 27 年度の一時生活支援事業の指定管理者との関係

平成 27 年度の一時生活支援事業を「指定管理者で運用した」と回答した自治体では、指定管理者との関係は以下のとおりであった。

表 5-36 平成 27 年度の一時生活支援事業の指定管理者との関係

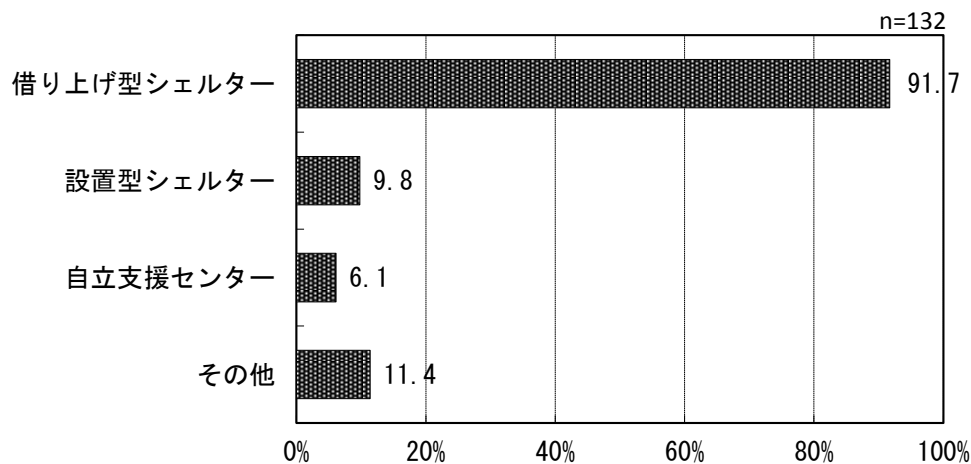
件数	一時生活支援事業の指定管理者との関係	生活困窮者自立支援事業の指定管理者との関係	現在実施している事業との関係	一時生活支援事業の指定管理者との関係	その他
合計	3 100.0%	3 100.0%	2 66.7%		1 33.3%

※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

5.3.8 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設

(1) 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、一時生活支援事業で使用している施設形態は、「借り上げ型シェルター」の回答が最も多くなっていた。「その他」の回答の自由記述には、「その都度借り上げなど」「無料低額宿泊施設」等が見られた。



※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-12 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態

(2) 平成 27 年度の借り上げ型シェルターの設置箇所数

平成 27 年度に一時生活支援事業を「借り上げ型シェルターで実施した」と回答した 121 自治体では、「借り上げ型シェルター」の設置箇所数は、「1 箇所」の回答が最も多く、5 箇所以下の回答が合計 59 件で約 5 割を占めていた。

地方区分別に見ると、「10 箇所以上」と回答している地域は近畿地方が多くなっていた。

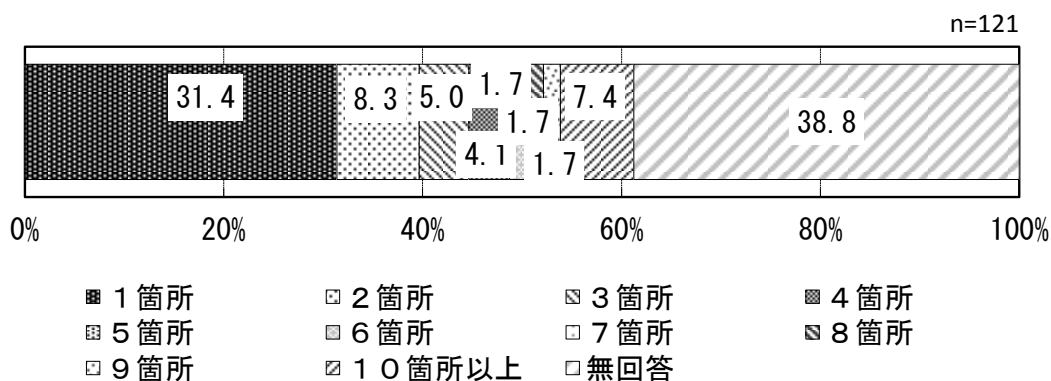


図 5-13 平成 27 年度の借り上げ型シェルターの設置箇所数

表 5-37 平成 27 年度の借り上げ型シェルターの設置箇所数（地方局区分別）

	件数	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所	7箇所	8箇所	9箇所	10箇所以上	無回答
全体	121	38 31.4%	10 8.3%	6 5.0%	5 4.1%		2 1.7%		2 1.7%	2 1.7%	9 7.4%	47 38.8%
北海道	3	2 66.7%		1 33.3%								
東北	-											
関東信越	25	7 28.0%		1 4.0%	2 8.0%						2 8.0%	13 52.0%
東海北陸	13	6 46.2%	2 15.4%	1 7.7%							1 7.7%	3 23.1%
近畿	55	9 16.4%	6 10.9%	2 3.6%	3 5.5%		2 3.6%		2 3.6%	2 3.6%	6 10.9%	23 41.8%
中国	9	5 55.6%	1 11.1%	1 11.1%								2 22.2%
四国	3	1 33.3%										2 66.7%
九州	13	8 61.5%	1 7.7%									4 30.8%

(3) 平成 27 年度の設置型シェルターの設置箇所数

「設置型シェルター」は、「1 箇所」のみ設置している自治体が多く、「2 箇所」、「4 箇所」となっていた。

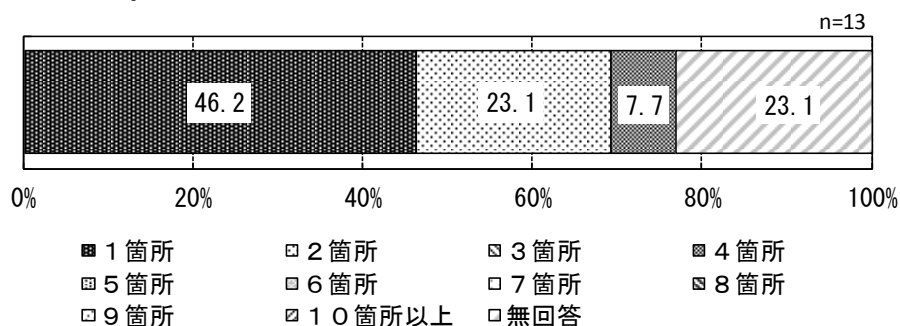
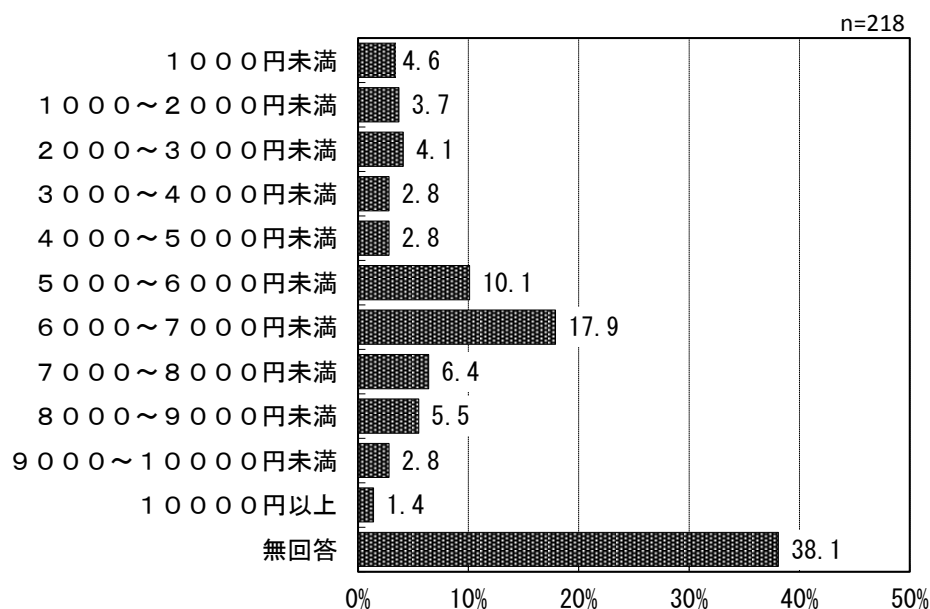


図 5-14 設置型シェルターの設置箇所数

(4) 平成 27 年度の借り上げ型シェルターの一泊あたりの料金

「借り上げ型シェルター」の一泊あたりの料金は、「6000 円～7000 円未満」が最も多く、次いで「5000～6000 円未満」、「7000～8000 円未満」の順で多かった。7000 円未満と回答した自治体が 5 割以上で、国庫負担額の 6000 円前後の経費で運営されていた。

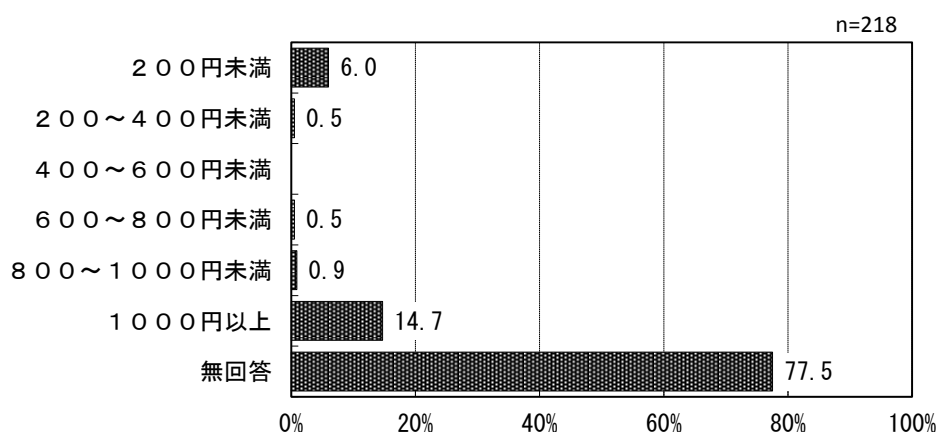


※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-15 借り上げ型シェルターの一泊あたりの料金

(5) 平成 27 年度の借り上げ型シェルターの一泊あたりの料金のうち食費

「借り上げ型シェルター」の一泊あたりの料金のうち食費の金額は、1000 円以上が最も多かった。

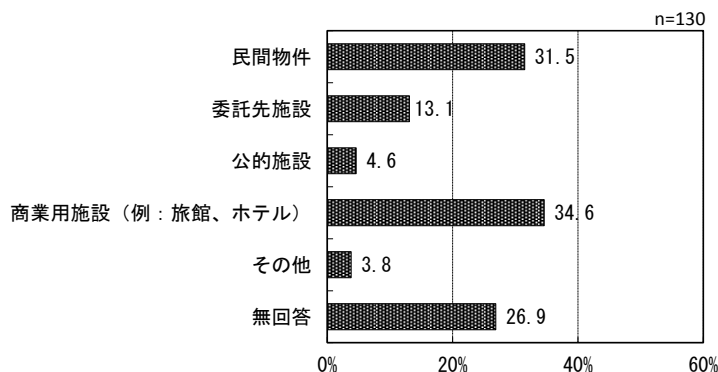


※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-16 借り上げ型シェルターの一泊あたりの料金のうち食費

(6) 平成27年度に借り上げ型シェルターおよび設置型シェルターで一時生活支援事業を実施した場合の実施場所

「借り上げ型シェルター」および「設置型シェルター」の実施場所は、「商業用施設」、「民間物件」、「委託先施設」の順で多くなっていた。

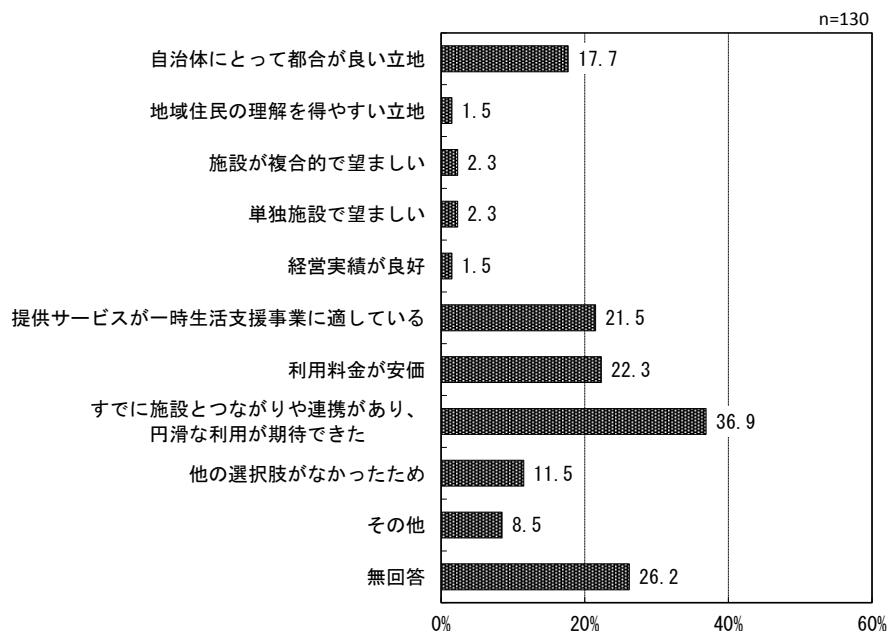


※複数回答ありのため、回答合計は100%にならない

図 5-17 借り上げ型シェルターおよび設置型シェルターの実施場所

(7) 平成27年度に借り上げ型シェルターおよび設置型シェルターで一時生活支援事業を実施した場合の施設の選定理由

「借り上げ型シェルター」および「設置型シェルター」の施設の選定理由は、「すでに施設とつながりや連携があり、円滑な利用が期待できた」、「利用料金が安価」、「提供サービスが一時生活支援事業に適している」、「自治体にとって都合が良い立地」の順で多くなっていた。



※複数回答ありのため、回答合計は100%にならない

図 5-18 借り上げ型シェルターおよび設置型シェルターの施設の選定理由

5.3.9 平成 27 年度の一時生活支援事業の実施のための取組

(1) 平成 27 年度の一時生活支援事業実施のための職員用のマニュアル類の有無

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、一時生活支援事業実施のためのマニュアルの有無については、「あり」と「なし」がほぼ同数の回答となっていたが、「なし」のほう若干多くなっていた。自治体区別で見ると、マニュアルが「あり」と回答した割合が最も高いのは「政令指定都市、特別区」であり、最も低かったのは「その他の市（政令指定都市、中核市、施行時特例市以外）」だった。

表 5-38 平成 27 年度の一時生活支援事業実施のための職員用のマニュアル類の有無

	件数	あり	なし	無回答
合計	132 100%	54 40.9%	60 45.5%	18 13.6%

表 5-39 平成 27 年度の一時生活支援事業実施のための職員用のマニュアル類の有無（自治体区別別）

	件数	あり	なし	無回答
全体	132 100%	54 40.9%	60 45.5%	18 13.6%
都道府県	13 100%	7 53.8%	6 46.2%	
政令指定都市、特別区	21 100%	11 52.4%	8 38.1%	2 9.5%
中核市	12 100%	3 25.0%	8 66.7%	1 8.3%
施行時特例市	6 100%	3 50.0%	2 33.3%	1 16.7%
その他の市（政令指定都市、中核市、施行時特例市以外）	79 100%	30 38.0%	36 45.6%	13 16.5%
町村	1 100%			1 100.0%

(2) 平成 27 年度に使用したマニュアル類の種類

マニュアル類があると回答した 54 自治体では、使用しているマニュアル類の種類は、「一時生活支援事業の手引き（平成 27 年度厚生労働省発出）」が多く使われていたが、「回答自治体が独自に作成したマニュアル・手引き等」の回答も 3 割程度あり、一時生活支援事業を実施している自治体が実情等に合わせて独自に工夫して事業を実施していると考えられる。

表 5-40 使用しているマニュアル類の種類

	件数	引き等 した自治体 が独自に 作成した 手引き等	回答した 自治体 が独自に 作成した 手引き等	度厚引一 生き一 働一 省平支 発成援 出 2 事 （ 7 業 年 の	ニ他 ユ自治 ア自治 ル体 が 手 引 成 し た マ	そ の 他	無 回 答
合 計	54 100%	17 31.5%	45 83.3%	1 1.9%	2 3.7%		

※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

5.3.10 平成 27 年度の一時生活支援事業と他の事業と同時利用あるいは連携の手続きなどを定めたマニュアル類の有無

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、他の事業と同時利用あるいは連携に向けたマニュアル類は、「なし」としている自治体が大半を占めていた。「あり」と回答した自治体は、「自治体もしくは自治体内の関連施設」がマニュアル類を作成していた。

表 5-41 他の事業と同時利用あるいは連携の手続きなどを定めたマニュアル類の有無

	件数	あり	なし	無 回 答
合 計	132 100%	8 6.1%	107 81.1%	17 12.9%

表 5-42 他の事業と同時利用あるいは連携の手続きなどを定めたマニュアル類の作成者

	件数	回答自治体内の関連施設	他自治体もしくは他自治体関連施設	その他	無回答
他の生活困窮者自立支援事業と連携するためのマニュアル類の作成者	8 100%	7 87.5%			1 12.5%
生活保護に引き継ぐためのマニュアル類の作成者	8 100%	5 62.5%			3 37.5%
貴自治体独自の生活困窮者等向け事業と連携するためのマニュアル類の作成者	8 100%	1 12.5%			7 87.5%

5.3.11 平成27年度の一時生活支援事業と自治体独自の生活困窮者等向け事業と連携するためのマニュアル類がない理由

マニュアル類がないと回答した107自治体では、その理由としては、「マニュアル類がなくても、円滑な引継ぎ・連携ができています」が最も多く、次いで「マニュアル類の必要性を感じているが、どのように作成すればよいかわからない」の回答が多くなっていた。

表 5-43 自治体独自の生活困窮者等向け事業と連携するためのマニュアル類がない理由

	件数	円滑な引継ぎ・連携ができていない	現在作成している途中である	作成しにくい	必要性を感じない	その他	無回答
合計	107 100%	74 69.2%	2 1.9%	18 16.8%	11 10.3%		2 1.9%

5.3.12 平成 27 年度の一時生活支援事業と自立相談支援事業との連携

(1) 平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者が自立相談支援事業で相談する頻度

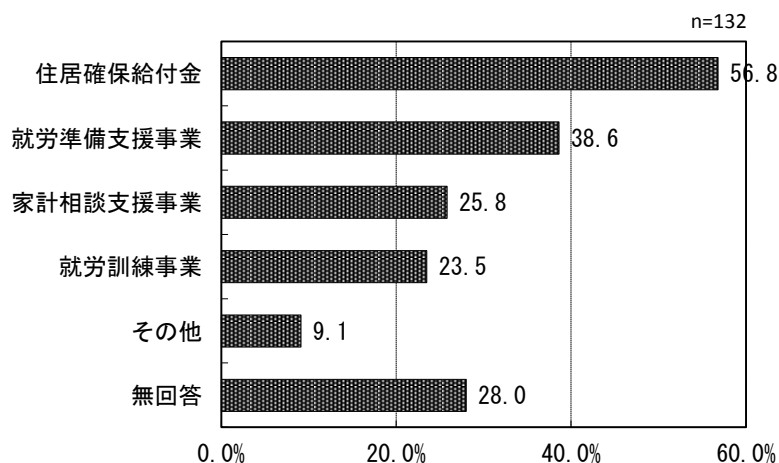
平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者が自立相談支援事業で相談する頻度は、「週 1～2 回程」が最も多かった。「毎日」や「週 3～6 日程」と頻繁な相談の機会を設けていた自治体は約 2 割であり、「週 1～2 回程」の回答と合わせると、週 1 回以上の相談を実施している回答が約 5 割であった。一方で、「相談していない」と回答した自治体は約 1 割であった。

表 5-44 自立相談支援事業で相談する頻度

	件数	毎日	週 3 ～ 6 回程	週 1 ～ 2 回程	月 1 ～ 3 回程	相談 して いな い	無 回 答
合計	132 100%	9 6.8%	18 13.6%	35 26.5%	27 20.5%	16 12.1%	27 20.5%

(2) 平成 27 年度の自立相談支援事業を通じて利用できる生活困窮者自立支援事業

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者が自立相談支援事業を通じて利用できる生活困窮者自立支援事業は、「住居確保給付金」が最も多く、次いで「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」、「就労訓練事業」の順となっていた。また、13 自治体が、上記 4 事業をすべて利用できると回答していた。

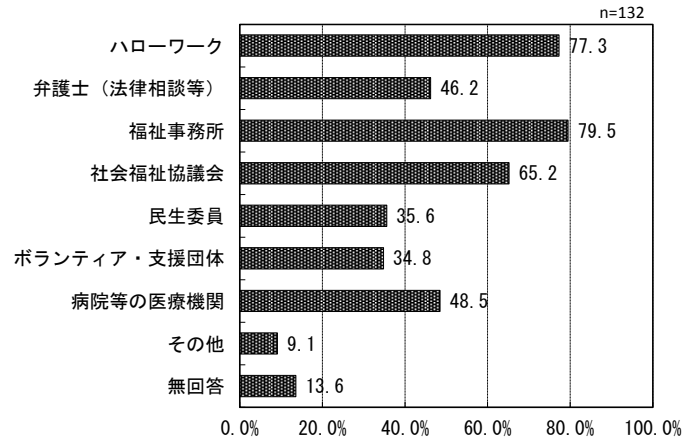


※複数回答あり

図 5-19 自立相談支援事業を通じて利用できる生活困窮者自立支援事業

(3) 平成 27 年度に自立相談支援事業を通じて利用できる他機関

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体の平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者が、自立相談支援事業を通じて利用できる他機関は、「福祉事務所」と「ハローワーク」を選択した自治体がそれぞれ約 8 割と多く、次に「社会福祉協議会」、「病院等の医療機関」、「弁護士（法律相談等）」の順となっていた。



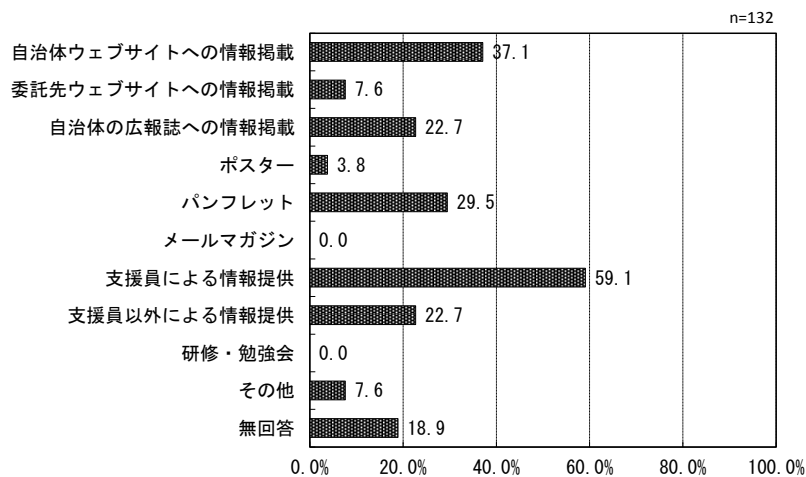
※複数回答あり

図 5-20 自立相談支援事業を通じて利用できる他機関

5.3.13 平成 27 年度の一時生活支援事業の周知

(1) 生活困窮者に対して一時生活支援事業の周知のために活用した方法

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、生活困窮者に向けた一時生活支援事業の周知方法は、「支援員による情報提供」が最も多く、過半数の自治体が活用していた。次いで「自治体ウェブサイトへの情報掲載」、「パンフレット」となっていた。

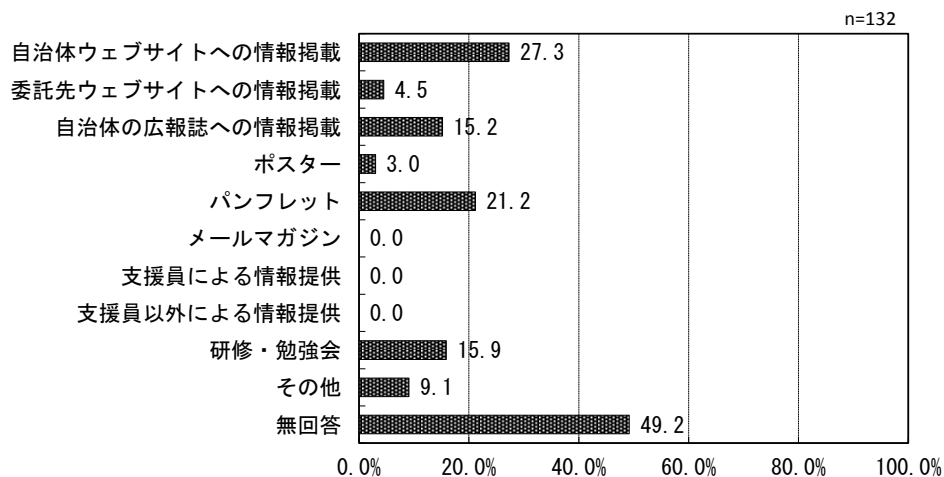


※複数回答あり

図 5-21 周知のために活用した方法

(2) 平成 27 年度に巡回相談を行っている相談員や NPO 法人等の関係機関に対して一時生活支援事業の周知のために活用した方法

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、巡回相談を行っている相談員や NPO 法人等の関係機関に向けた一時生活支援事業の周知方法は、「自治体ウェブサイトへの情報掲載」が最も多く、次いで「パンフレット」、「研修・勉強会」、「自治体の広報誌への情報掲載」となっていた。



※複数回答あり

図 5-22 巡回相談を行っている相談員や NPO 法人等の関係機関に対して一時生活支援事業の周知のために活用した方法

(3) 平成 27 年度の一時生活支援事業の認知状況

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、一時生活支援事業の利用者との最初の相談で、「一時生活支援事業を知っていたかどうかを尋ねていない」自治体が圧倒的に多くなっていた。尋ねていた場合、利用者が一時生活支援事業を知っていた割合は、おおよそ 2 割未満、5 割以上 8 割未満、10 割、の 3 つの傾向が見られた(表 5-45)。

また、一時生活支援事業を知っていた利用者は「自治体のウェブサイト」、「支援員からの情報提供」や「支援員以外からの情報提供」から主に情報を入手していた(表 5-46)。

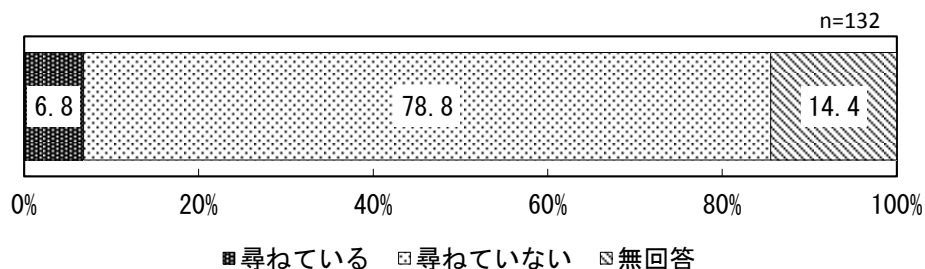


図 5-23 一時生活支援事業の認知状況

表 5-45 利用者が一時生活支援事業を知っていた割合

	件数	1割未満	1割2割未満	2割3割未満	3割4割未満	4割5割未満	5割6割未満	6割7割未満	7割8割未満	8割9割未満	9割10割未満	10割	無回答
合計	9	2	2				2	1	1			1	
	100%	22.2%	22.2%				22.2%	11.1%	11.1%			11.1%	

表 5-46 情報の入手先

	件数	自治体のウェブサイト掲載	委託先のウェブサイトに掲載	自治体の広報誌への掲載	ポスター	パンフレット	メールマガジン	支援員からの情報提供	支援員以外からの情報提供	その他	無回答
合計	9	4	1	2		2		3	3	1	
		44.4%	11.1%	22.2%		22.2%		33.3%	33.3%	11.1%	

※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

5.3.14 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の利用人数

(1) 平成 27 年度の借り上げ型シェルターの利用者延べ人数

平成 27 年度の一時生活支援事業を借り上げ型シェルターで実施したと回答した 121 自治体では、平成 27 年度の借り上げ型シェルターの利用者延べ人数は、5 人以下の回答が、「10 人以上」の回答が多くなっていた。利用者の年齢区分は、「40-49 歳」が最も多く、次いで「50-59 歳」、「30-39 歳」となっていた。ただし、無回答の割合が高いため、上記は一時生活支援事業全体の傾向とは言えず、あくまで回答を得られた中での傾向となる（以降、同項目においては同様）。

表 5-47 借り上げ型シェルターの利用者延べ人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	合計延べ利用人数
19歳以下	121 100%	10 8.3%	8 6.6%	5 4.1%	2 1.7%	4 3.3%					2 1.7%	4 3.3%	86 71.1%	130
20-29歳	121 100%	4 3.3%	17 14.0%	10 8.3%	3 2.5%	3 2.5%		2 1.7%	1 0.8%		3 2.5%	8 6.6%	70 57.9%	335
30-39歳	121 100%	3 2.5%	19 15.7%	11 9.1%	7 5.8%		3 2.5%		1 0.8%	1 0.8%		14 11.6%	62 51.2%	560
40-49歳	121 100%	4 3.3%	12 9.9%	9 7.4%	7 5.8%	4 3.3%	3 2.5%	1 0.8%	5 4.1%		1 0.8%	14 11.6%	61 50.4%	703
50-59歳	121 100%	4 3.3%	22 18.2%	4 3.3%	4 3.3%	2 1.7%	1 0.8%	3 2.5%	1 0.8%	2 1.7%	2 1.7%	12 9.9%	64 52.9%	609
60-64歳	121 100%	4 3.3%	22 18.2%	10 8.3%	2 1.7%	1 0.8%	4 3.3%		2 1.7%			7 5.8%	69 57.0%	255
65歳以上	121 100%	7 5.8%	13 10.7%	5 4.1%	6 5.0%		3 2.5%	2 1.7%	4 3.3%	1 0.8%	3 2.5%	6 5.0%	71 58.7%	428

※「件数」は、回答自治体のうち平成 27 年度の一時生活支援事業を借り上げ型シェルターで実施していた自治体数を示す。

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用人数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(2) 平成 27 年度の借り上げ型シェルターの利用者延べ人数（うち女性）

平成 27 年度の借り上げ型シェルターの女性利用者数については、利用者の年齢区分は、「40-49 歳」が最も多く、次いで「30-39 歳」、「20-29 歳」となっていた。

表 5-48 借り上げ型シェルターの利用者延べ人数（うち女性）

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	合計 延べ 利用 人数
19歳以下	121 100%	17 14.0%	10 8.3%	3 2.5%	1 0.8%		2 1.7%			1 0.8%			87 71.9%	37
20-29歳	121 100%	18 14.9%	9 7.4%	8 6.6%			1 0.8%	1 0.8%		1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%	81 66.9%	69
30-39歳	121 100%	23 19.0%	7 5.8%	5 4.1%	1 0.8%	3 2.5%			2 1.7%			1 1.7%	78 64.5%	99
40-49歳	121 100%	21 17.4%	12 9.9%	3 2.5%	3 2.5%		2 1.7%		1 0.8%	1 0.8%		3 2.5%	75 62.0%	113
50-59歳	121 100%	22 18.2%	8 6.6%	4 3.3%	1 0.8%	1 0.8%			1 0.8%	1 0.8%		1 0.8%	82 67.8%	57
60-64歳	121 100%	26 21.5%	8 6.6%	3 2.5%	1 0.8%							1 0.8%	82 67.8%	30
65歳以上	121 100%	21 17.4%	7 5.8%	3 2.5%	2 1.7%	1 0.8%		1 0.8%				2 1.7%	84 69.4%	73

※「件数」は、回答自治体のうち平成 27 年度の一時生活支援事業を借り上げ型シェルターで実施していた自治体数を示す。

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用人数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(3) 平成 27 年度の借り上げ型シェルターの利用日数別延べ利用者数

平成 27 年度の一時生活支援事業を借り上げ型シェルターで実施したと回答した 121 自治体では、平成 27 年度の借り上げ型シェルターの利用日数別延べ利用者数は、無回答を除いて実数合計で比較した場合、最も多い区分は「15 日間以上、1 か月未満」で、次いで「3 日間以内」、「4 日間以上、7 日間以内」、「8 日間以上、14 日間以内」となっていた。「2 ヶ月以上、6 ヶ月未満」は最も少なく、借り上げ型シェルターは短期間利用されていたことがわかる。

表 5-49 借り上げ型シェルターの利用日数別延べ利用者数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	合計延べ利用人数
3日間以内	121 100%	3 2.5%	15 12.4%	4 3.3%	9 7.4%	4 3.3%	2 1.7%	1 0.8%	2 1.7%	1 0.8%	2 1.7%	8 6.6%	70 57.9%	889
4日間以上、7日間以内	121 100%	8 6.6%	21 17.4%	8 6.6%	6 5.0%	1 0.8%		1 0.8%		2 1.7%		11 9.1%	63 52.1%	751
8日間以上、14日間以内	121 100%	2 1.7%	20 16.5%	5 4.1%	7 5.8%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%	2 1.7%	13 10.7%	67 55.4%	609
15日間以上1ヶ月未満	121 100%	3 2.5%	15 12.4%	6 5.0%	6 5.0%	3 2.5%	4 3.3%	2 1.7%	3 2.5%			13 10.7%	66 54.5%	924
1ヶ月以上、2ヶ月未満	121 100%	7 5.8%	9 7.4%	3 2.5%	2 1.7%	1 0.8%	1 0.8%	1 0.8%		1 0.8%	1 0.8%	11 9.1%	84 69.4%	514
2ヶ月以上、6ヶ月未満	121 100%	10 8.3%	7 5.8%	3 2.5%	4 3.3%			2 1.7%	1 0.8%		1 0.8%	7 5.8%	86 71.1%	293
その他	121 100%	12 9.9%	1 0.8%				1 0.8%		1 0.8%			1 0.8%	105 86.8%	28

※「件数」は、回答自治体のうち平成 27 年度の一時生活支援事業を借り上げ型シェルターで実施していた自治体数を示す。

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用人数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(4) 平成27年度の借り上げ型シェルターの利用日数別延べ利用者数（うち女性）

平成27年度の利用日数別女性利用者数は、実数合計で比較した場合、全体の傾向同様に、最も多い区分は「15日間以上、1か月未満」だが、その後は「1ヶ月以上、2ヶ月未満」と「8日間以上、14日間以内」の順に多くなっていた。

表 5-50 借り上げ型シェルターの利用日数別延べ利用者数（うち女性）

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	合計延べ利用者数
3日間以内	121 100%	20 16.5%	6 5.0%	5 4.1%	4 3.3%		1 0.8%	1 0.8%					84 69.4%	39
4日間以上、7日間以内	121 100%	25 20.7%	9 7.4%	4 3.3%	1 0.8%	1 0.8%			1 0.8%			1 0.8%	79 65.3%	43
8日間以上、14日間以内	121 100%	19 15.7%	11 9.1%	5 4.1%	2 1.7%	1 0.8%	1 0.8%	2 1.7%	1 0.8%	1 0.8%			78 64.5%	63
15日間以上1ヶ月未満	121 100%	22 18.2%	7 5.8%	4 3.3%		2 1.7%	2 1.7%					5 4.1%	79 65.3%	137
1ヶ月以上、2ヶ月未満	121 100%	13 10.7%	5 4.1%	2 1.7%		2 1.7%			2 1.7%			3 2.5%	94 77.7%	116
2ヶ月以上、6ヶ月未満	121 100%	16 13.2%	7 5.8%	2 1.7%	1 0.8%				1 0.8%	1 0.8%		1 0.8%	92 76.0%	57
その他	121 100%	13 10.7%	1 0.8%			1 0.8%							106 87.6%	5

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用者数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(5) 平成 27 年度の設置型シェルターの利用者延べ人数

平成 27 年度の一時生活支援事業を設置型シェルターで実施したと回答した 13 自治体では、平成 27 年度の設置型シェルターの利用者延べ人数は、借り上げ型シェルターの回答傾向と同様に、5 人以下の回答か、「10 人以上」の回答が多くなっていた。実数合計で比較した場合、利用者の年齢区分も、「40-49 歳」が最も多く、次いで「50-59 歳」、「30-39 歳」となっていた。

表 5-51 設置型シェルターの利用者延べ人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	合計延べ利用人数	
19歳以下	13 100%	4 30.8%	1 7.7%			1 7.7%							7 53.8%	5	
20-29歳	13 100%	1 7.7%	2 15.4%		1 7.7%								3 23.1%	6 46.2%	122
30-39歳	13 100%		3 23.1%		1 7.7%		1 7.7%				1 7.7%		2 15.4%	5 38.5%	238
40-49歳	13 100%		1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%							3 23.1%	6 46.2%	313
50-59歳	13 100%		2 15.4%	2 15.4%	1 7.7%								3 23.1%	5 38.5%	270
60-64歳	13 100%	1 7.7%	1 7.7%	3 23.1%	1 7.7%				1 7.7%				2 15.4%	4 30.8%	114
65歳以上	13 100%	1 7.7%	2 15.4%				1 7.7%						3 23.1%	6 46.2%	170

※「件数」は、回答自治体のうち平成 27 年度の一時生活支援事業を設置型シェルターで実施していた自治体数を示す。

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用人数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(6) 平成 27 年度の設置型シェルターの利用者延べ人数（うち女性）

平成 27 年度の設置型シェルターの利用者延べ人数のうち女性利用者数は、「0 人」の回答が最も多くなっていた。実数合計で比較した場合、利用者の年齢区分は、「40-49 歳」が最も多く、「30-39 歳」、「20-29 歳」と続いていた。

表 5-52 設置型シェルターの利用者延べ人数（うち女性）

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	合計 延べ 利用 人数
19歳以下	13 100%	4 30.8%	1 7.7%										8 61.5%	1
20-29歳	13 100%	3 23.1%		1 7.7%						1 7.7%	1 7.7%		7 53.8%	19
30-39歳	13 100%	3 23.1%	1 7.7%				1 7.7%					1 7.7%	7 53.8%	21
40-49歳	13 100%	3 23.1%		1 7.7%								2 15.4%	7 53.8%	35
50-59歳	13 100%	3 23.1%		1 7.7%				1 7.7%	1 7.7%				7 53.8%	15
60-64歳	13 100%	3 23.1%			1 7.7%	1 7.7%							8 61.5%	7
65歳以上	13 100%	3 23.1%	1 7.7%				1 7.7%				1 7.7%		7 53.8%	15

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用人数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(7) 平成 27 年度の設置型シェルターの利用日数別延べ利用者数

平成 27 年度の一時生活支援事業を設置型シェルターで実施したと回答した 13 自治体では、平成 27 年度の設置型シェルターの利用日数別延べ利用者数は、実数合計で比較した場合、最も多い区分は「15 日間以上、1 か月未満」で、次いで「4 日間以上、7 日間以内」、「8 日間以上、14 日間以内」と続いていた。設置型シェルターも、借り上げ型シェルター同様に、短期間の利用が多いことがわかる。

表 5-53 設置型シェルターの利用日数別延べ利用者数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	合計延べ利用者数
3日間以内	13 100%	1 7.7%	3 23.1%	1 7.7%	1 7.7%							2 15.4%	5 38.5%	136
4日間以上、7日間以内	13 100%	1 7.7%	2 15.4%	1 7.7%			1 7.7%					3 23.1%	5 38.5%	255
8日間以上、14日間以内	13 100%		1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%			1 7.7%		1 7.7%	2 15.4%	5 38.5%	246
15日間以上1ヶ月未満	13 100%		1 7.7%	3 23.1%								3 23.1%	6 46.2%	433
1ヶ月以上、2ヶ月未満	13 100%	1 7.7%	1 7.7%	2 15.4%	1 7.7%							2 15.4%	6 46.2%	72
2ヶ月以上、6ヶ月未満	13 100%	2 15.4%	1 7.7%		3 23.1%							1 7.7%	6 46.2%	90
その他	13 100%	4 30.8%											9 69.2%	0

※「件数」は、回答自治体のうち平成 27 年度の一時生活支援事業を設置型シェルターで実施していた自治体数を示す。

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用者数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(8) 平成 27 年度の設置型シェルターの利用日数別延べ利用者数（うち女性）

平成 27 年度の設置型シェルターの利用日数別の女性利用者数は、利用者数が「0 人」のケースが多くなっていた。

日数の区分では、実数合計で比較した場合、最も多い区分は「15 日間以上、1 か月未満」で、次いで「8 日間以上、14 日間以内」および「4 日間以上、7 日間以内」となっていた。

表 5-54 設置型シェルターの利用日数別延べ利用者数（うち女性）

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人以上	無回答	合計延べ利用者数
3日間以内	13 100%	3 23.1%	1 7.7%	1 7.7%				1 7.7%					7 53.8%	9
4日間以上、7日間以内	13 100%	3 23.1%	1 7.7%			1 7.7%		1 7.7%					7 53.8%	11
8日間以上、14日間以内	13 100%	3 23.1%	1 7.7%					1 7.7%	1 7.7%				7 53.8%	14
15日間以上1ヶ月未満	13 100%	3 23.1%		1 7.7%								2 15.4%	7 53.8%	60
1ヶ月以上、2ヶ月未満	13 100%	4 30.8%			1 7.7%			1 7.7%					7 53.8%	9
2ヶ月以上、6ヶ月未満	13 100%	4 30.8%										1 7.7%	8 61.5%	10
その他	13 100%	4 30.8%											9 69.2%	0

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用者数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(9) 平成 27 年度の自立支援センターの利用者延べ人数

平成 27 年度の一時生活支援事業を自立支援センターで実施したと回答した 8 自治体では、平成 27 年度の自立支援センターの利用者の利用者延べ人数は、「65 歳以上」が最も多く、次いで「50-59 歳」、「40-49 歳」の順となっていた。

表 5-55 自立支援センターの利用者延べ人数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	満10歳未満	満20歳未満	未満50歳未満	100人以上	無回答	合計利用者人数
19歳以下	8 100%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%								1 12.5%		1 12.5%	1 12.5%	341
20-29歳	8 100%								2 25.0%			1 12.5%		2 25.0%	2 25.0%	1 12.5%	4374
30-39歳	8 100%									1 12.5%		1 12.5%			4 50.0%	1 12.5%	9173
40-49歳	8 100%						1 12.5%					1 12.5%	1 12.5%		4 50.0%	1 12.5%	10684
50-59歳	8 100%					1 12.5%						1 12.5%	1 12.5%		4 50.0%	1 12.5%	14762
60-64歳	8 100%	1 12.5%										3 37.5%			3 37.5%	1 12.5%	8683
65歳以上	8 100%	1 12.5%								1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%		2 25.0%	1 12.5%	16361

※「件数」は、回答自治体のうち平成 27 年度に一時生活支援事業を自立支援センターで実施していた自治体数を示す。

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用者数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(10) 平成 27 年度の自立支援センターの利用者延べ人数（うち女性）

平成 27 年度の自立支援センターの女性利用者については、利用者延べ人数は、「50-59 歳」が最も多く、次いで「65 歳以上」、「30-39 歳」の順となっていた。

表 5-56 自立支援センターの利用者延べ人数（うち女性）

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	満10歳未満	満20歳未満	未満50歳未満	100人以上	無回答	合計利用者人数
19歳以下	8 100%	4 50.0%										1 12.5%				3 37.5%	17
20-29歳	8 100%	3 37.5%		1 12.5%		1 12.5%									1 12.5%	2 25.0%	249
30-39歳	8 100%	2 25.0%	2 25.0%				1 12.5%								1 12.5%	2 25.0%	416
40-49歳	8 100%	2 25.0%		1 12.5%								2 25.0%			1 12.5%	2 25.0%	324
50-59歳	8 100%	2 25.0%		1 12.5%		1 12.5%		1 12.5%							1 12.5%	2 25.0%	666
60-64歳	8 100%	4 50.0%		1 12.5%											1 12.5%	2 25.0%	123
65歳以上	8 100%	4 50.0%									1 12.5%				1 12.5%	2 25.0%	633

※「件数」は、回答自治体のうち平成 27 年度に一時生活支援事業を自立支援センターで実施していた自治体数を示す。

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用者数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(11) 平成 27 年度の自立支援センターの利用日数別延べ利用者数

平成 27 年度の一時生活支援事業を自立支援センターで実施したと回答した 8 自治体では、平成 27 年度の自立支援センターの利用日数別延べ利用者数は、「2 ヶ月以上、3 か月未満」が最も多く、次いで「3 ヶ月以上、4 か月未満」、「5 ヶ月以上、6 ヶ月未満」と続いていた。

表 5-57 自立支援センターの利用日数別延べ利用者数

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	満10ヶ月未満	満20ヶ月未満	未50ヶ月未満	100人以上	無回答	合計延べ利用者数
3日間以内	8 100%	1 12.5%	2 25.0%									2 25.0%		2 25.0%		1 12.5%	197
4日間以上、7日間以内	8 100%		1 12.5%	1 12.5%					1 12.5%				1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	268
8日間以上、14日間以内	8 100%	1 12.5%			1 12.5%				1 12.5%				1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	719
15日間以上、1ヶ月未満	8 100%			2 25.0%								1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	2074
1ヶ月以上、2ヶ月未満	8 100%				1 12.5%	1 12.5%						1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	5438
2ヶ月以上、3ヶ月未満	8 100%					1 12.5%	1 12.5%					1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	1 12.5%	11560
3ヶ月以上、4ヶ月未満	8 100%							1 12.5%	1 12.5%			2 25.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	7223
4ヶ月以上、5ヶ月未満	8 100%		1 12.5%				1 12.5%	1 12.5%				1 12.5%	2 25.0%		1 12.5%	1 12.5%	6460
5ヶ月以上、6ヶ月未満	8 100%								1 12.5%		1 12.5%	2 25.0%	2 25.0%		1 12.5%	1 12.5%	6958
その他	8 100%			1 12.5%									4 50.0%	1 12.5%	1 12.5%	1 12.5%	19907

※「件数」は、回答自治体のうち平成 27 年度に一時生活支援事業を自立支援センターで実施していた自治体数を示す。

※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用者数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

(12) 平成 27 年度の自立支援センターの利用日数別延べ利用者数（うち女性）

平成 27 年度の自立支援センターの利用者のうち、女性利用日数別延べ利用者数は、実数合計で比較した場合、最も多い区分は「2 ヶ月以上、3 か月未満」、次いで「3 ヶ月以上、4 か月未満」となっていた。

表 5-58 自立支援センターの利用日数別延べ利用者数（うち女性）

	件数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	満10歳未満	満20歳未満	未50歳未満	100人以上	無回答	合計延べ利用者数
3日間以内	8	5							1			1				1	17
4日間以上、7日間以内	8	3	2										1			2	27
8日間以上、14日間以内	8	2	1	2										1		2	84
15日間以上、1ヶ月未満	8	4					1							1		2	88
1ヶ月以上、2ヶ月未満	8	3		1							1				1	2	472
2ヶ月以上、3ヶ月未満	8	2		1	1		1								1	2	807
3ヶ月以上、4ヶ月未満	8	3	2												1	2	495
4ヶ月以上、5ヶ月未満	8	3	2												1	2	266
5ヶ月以上、6ヶ月未満	8	4	1												1	2	161
その他	8	4	1						1							2	8

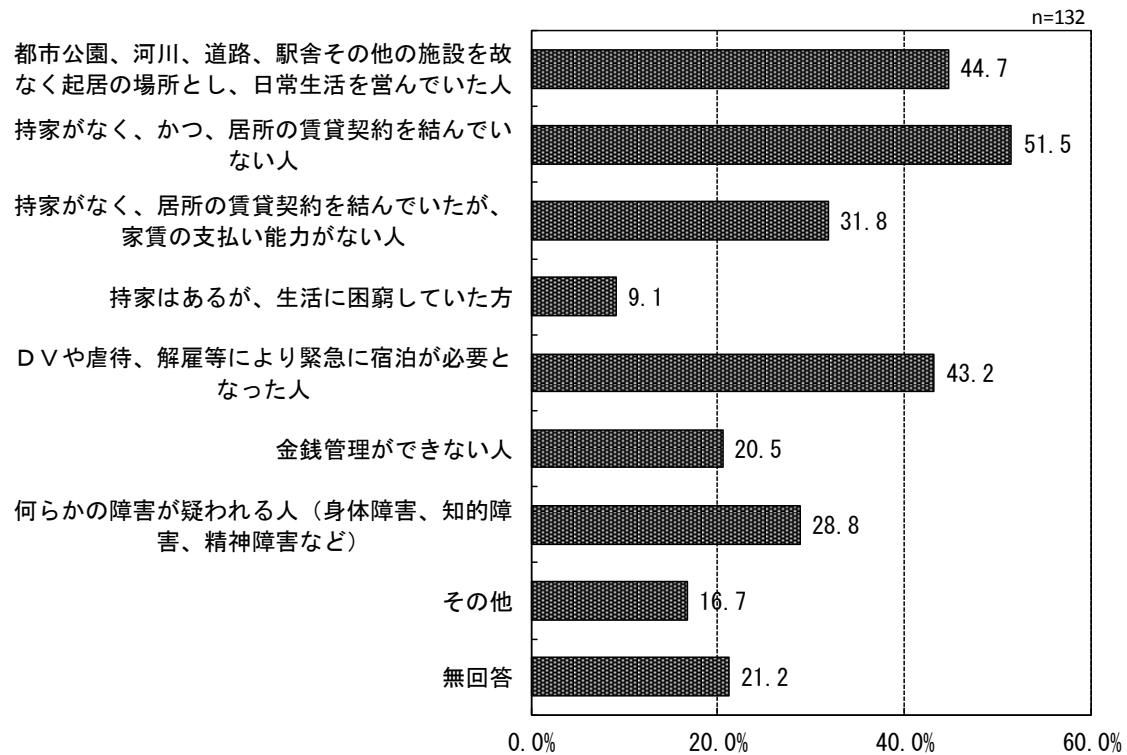
※各人数区分の数値は回答自治体数を示す。

※「延べ利用者数合計」は、各人数区分×回答自治体数を合計した、各年齢区分の延べ利用者数合計値を示す。

5.3.15 平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者

(1) 平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者の傾向・属性

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者の傾向・属性は、「持家がなく、かつ、居所の賃貸契約を結んでいない人」が最も多く、次いで「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいた方」、「DV や虐待、解雇等により緊急に宿泊が必要となった方」であった。



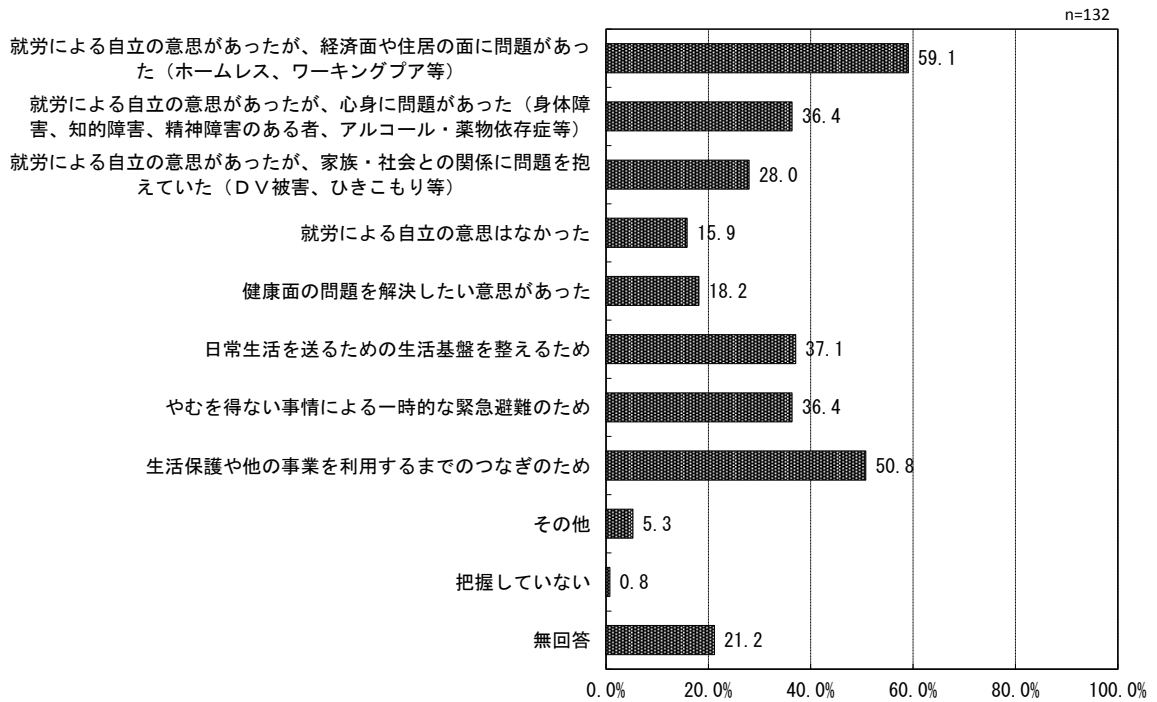
※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-24 一時生活支援事業の利用者の傾向・属性

(2) 平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者の入所時の状況・意思の傾向

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者の入所時の状況・意思の傾向は、「就労による自立の意思があったが、経済面や住居の面に問題があった（ホームレス、ワーキングプア等）」の回答が最も多く、「生活保護や他の事業を利用するまでのつなぎのため」、「日常生活を送るための生活基盤を整えるため」が続いた。

地方局別に見ると、近畿地方では「生活保護や他の事業を利用するまでのつなぎのため」の回答が最も多くなっていた。



※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-25 一時生活支援事業の利用者の入所時の状況・意思の傾向

表 5-59 一時生活支援事業の利用者の入所時の状況・意思の傾向（地方局区分別）

件数	居の面による自立の問題があった（ホームレス、ワーキングプア等）	就労による自立の問題があった（身体的障害、知的障害、精神障害のあ	就労による自立の問題を抱えていた（DV被害、ひきこもり等）	就労による自立の意思がなかったが、家族・社会との関係に問題を抱えていた	就労による自立の意思はなかった	健康面の問題を解決したい意思があった	日常生活を送るための生活基盤を整えるため	やむを得ない事情による一時的な緊急避難のため	生活保護や他の事業を利用するまでのつなぎのため	その他	把握していない	無回答
全体	132 78 59.1%	48 36.4%	37 28.0%	21 15.9%	24 18.2%	49 37.1%	48 36.4%	67 50.8%	7 5.3%	1 0.8%	28 21.2%	
北海道	3 100.0%	3 100.0%	2 66.7%	2 66.7%	1 33.3%	1 33.3%	2 66.7%	3 100.0%				
東北	2 100.0%	2 100.0%	2 100.0%	1 50.0%	1 50.0%	2 100.0%		1 50.0%	2 100.0%			
関東信越	26 16 61.5%	8 30.8%	7 26.9%	1 3.8%	4 15.4%	9 34.6%	11 42.3%	8 30.8%			7 26.9%	
東海北陸	18 12 66.7%	4 22.2%	2 11.1%	2 11.1%	2 11.1%	8 44.4%	5 27.8%	6 33.3%	1 5.6%		3 16.7%	
近畿	56 25 44.6%	19 33.9%	14 25.0%	11 19.6%	8 14.3%	19 33.9%	18 32.1%	32 57.1%	5 8.9%	1 1.8%	13 23.2%	
中国	9 7 77.8%	4 44.4%	5 55.6%	2 22.2%	2 22.2%	4 44.4%	3 33.3%	6 66.7%			1 11.1%	
四国	3 2 66.7%	2 66.7%	2 33.3%	1 33.3%			1 33.3%	2 66.7%	2 66.7%		1 33.3%	
九州	15 11 73.3%	7 46.7%	5 33.3%	3 20.0%	5 33.3%	6 40.0%	6 40.0%	8 53.3%	1 6.7%		3 20.0%	

※複数回答ありのため、回答合計は100%にならない

5.3.16 平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者の退所理由

(1) 就職によるシェルター退所の場合のうちわけ

利用者のシェルター退所の主な理由として、就職による退所では、「就労準備支援事業や就労訓練事業を利用せずに就職し、社員寮も含めたアパート等の住居を確保することができた」が最も多く、次いで「生活保護を受給し、半就労にてアパート等の住居を確保」となっていた。

表 5-60 就職によるシェルター退所の場合のうちわけ

	件数	等せ就 のず労 住に準 居就備 を職支 を職援 保、事 す社業 る員や こと寮 も就 が含 でめ きた たア パ ー ト 利 用	のし就 住て労 居就準 を職備 を確し支 保、援 す社事 る員業 こと寮 も就 が含 でめ きた たア パ ー ト 利 用	等生活 の住保 居護 をを 確給 保し、 半 就 労 に て ア パ ー ト	宿生活 泊所保 へ入護 所を 受給 給し、 半 就 労 に て 無 料 低 額	へ生活 入所保 を護 受給 し、 半 就 労 に て 保 護 施 設	無 回 答
合計	132	68 51.5%	8 6.1%	19 14.4%	4 3.0%	4 3.0%	60 45.5%

※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

(2) 就労せず福祉等の措置による退所の場合のうちわけ

シェルター退所の主な理由として、就労せず福祉等の措置による退所では、「生活保護を受給してアパート等の住居へ入居」が最も多く、次いで「生活保護を受給して、保護施設へ入所」、「生活保護を受給せずに知人等の住居へ転居」となっていた。

表 5-61 就労せず福祉等の措置による退所の場合のうちわけ

	件数	居生活保護を受給してアパート等の住居へ入	生活保護を受給して無料低額宿泊所へ入所	生活保護を受給して保護施設へ入所	生活支援施設等の女性向け施設へ入所	生活保護を受給して病気等により退所(入院含む)	生活保護を受給せずに知人等の住居へ転居	生活保護を受給せずに民間シェルター等へ入所	生活保護を受給せずに婦人保護施設や母子生活支援施設等の女性向け施設へ入所	生活保護を受給せずに民間シェルター等へ入所	生活保護を受給せずに住居確保給付金の受給による住居確保	生活保護を受給せずに病気等により退所(入院含む)	無回答
合計	132	63 47.7%	15 11.4%	35 26.5%	4 3.0%	22 16.7%	26 19.7%	3 2.3%	2 1.5%	6 4.5%	11 8.3%	52 39.4%	

※複数回答ありのため、回答合計は100%にならない

(3) 規則違反、無断退所等による退所の場合のうちわけ

シェルター退所の主な理由として、規則違反、無断退所等では、「無断退所」、「自主退所」、「規則違反や違法行為による退所」の順となっていた。

表 5-62 規則違反、無断退所等による退所の場合のうちわけ

	件数	無断退所	に規則違反や違法行為による退所	自主退所	無回答
合計	132	41 31.1%	25 18.9%	37 28.0%	68 51.5%

※複数回答ありのため、回答合計は100%にならない

(4) その他の理由による退所

シェルター退所の主な理由が「その他」の場合、自由記述の回答では、「帰郷」や「施設への入所」、「逮捕・収監」といった回答のほか、「帰来地へ帰還」が2件あった。

表 5-63 その他の理由による退所

	件数	その他	無回答
合計	132 100%	25 18.9%	107 81.1%

5.3.17 平成 27 年度の一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップ

(1) 平成 27 年度の一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップの実施状況

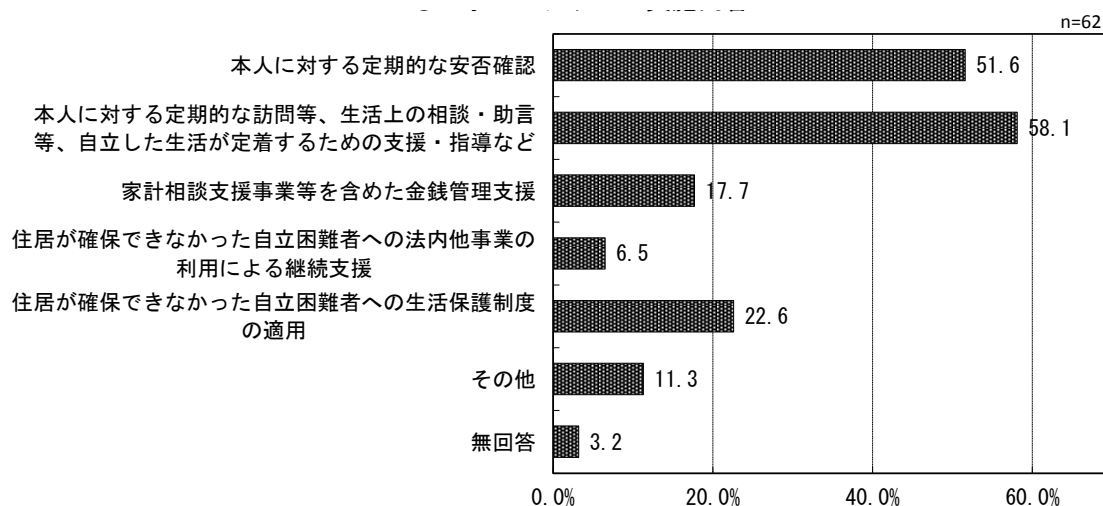
平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、平成 27 年度のフォローアップの実施状況は、「必要があると判断した一部の利用終了者に対して実施している」が最も多く、「原則として利用終了者全員に対して実施している」を合わせると、回答した自治体の約 5 割が何らかのフォローアップを実施していた。

表 5-64 フォローアップの実施状況

	件数	い全原 る員則 に 対 し て 利 用 終 了 者	し一必 て部要 実のが 施利あ して用 て終と 了判 る断 に 対	実 施 し て い な い	無 回 答
合 計	132 100%	19 14.4%	43 32.6%	42 31.8%	28 21.2%

(2) 平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップの実施内容

平成 27 年度のフォローアップの実施内容としては、「本人に対する定期的な訪問等、生活上の相談・助言等、自立した生活が定着するための支援・指導など」が最も多く、次いで「本人に対する定期的な安否確認」、「住居が確保できなかった自立困難者への生活保護制度の適用」となっていた。

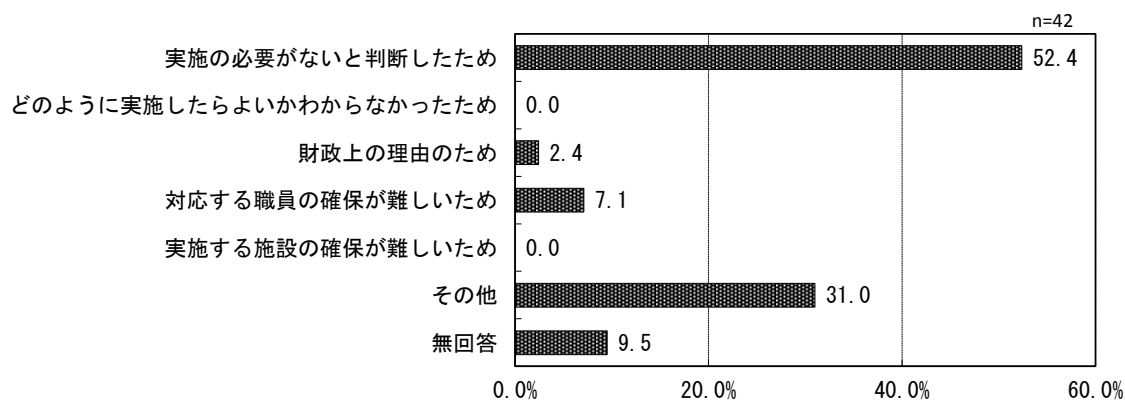


※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-26 フォローアップの実施内容

(3) 平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップを実施していない理由

平成 27 年度にフォローアップを実施しなかった理由としては、「実施の必要がないと判断したため」が最も多かった。「その他」の回答の自由記述では、「生活保護の適用によりケースワーカーへ引き継がれた」、「他機関に引き継がれた」といった回答があった。



※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-27 平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップを実施していない理由

5.3.18 他の自治体から依頼を受けて緊急に宿泊の対応が必要な人を受け入れた経験

平成 27 年度に他の自治体から依頼を受けて緊急に宿泊の対応が必要な人を受け入れた経験は「ない」という回答が 7 割弱であったが、回答した自治体の 1 割強が依頼の有無に関わらず、他の自治体から緊急に宿泊の対応が必要な人を受け入れた経験があることがわかった。

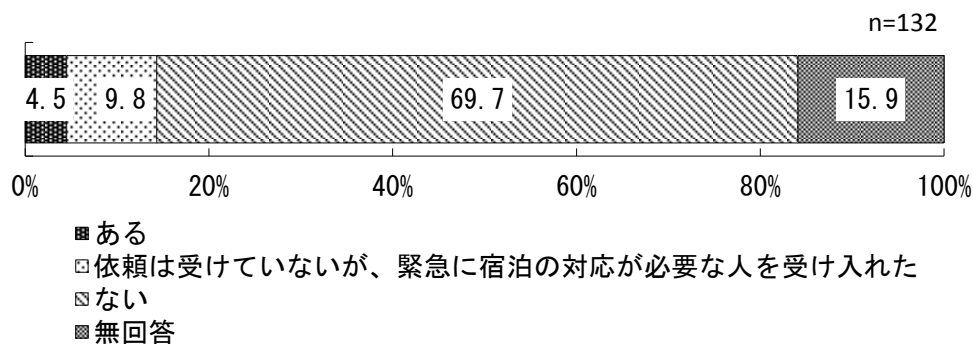


図 5-28 他の自治体から依頼を受けて緊急に宿泊の対応が必要な人を受け入れた経験

また、他の自治体から依頼を受けずに、他の自治体に滞在していた緊急に宿泊の対応が必要な人を受け入れた経験がある 13 自治体のうち、「回答自治体に隣接する同一都道府県内の自治体」が 12 件、「隣接する自治体以外の同一都道府県内の自治体」が 13 件、「他の都道府県の自治体」が 11 件となっていた。

表 5-65 依頼を受けずに受け入れた緊急に宿泊の対応が必要な人の元の滞在地

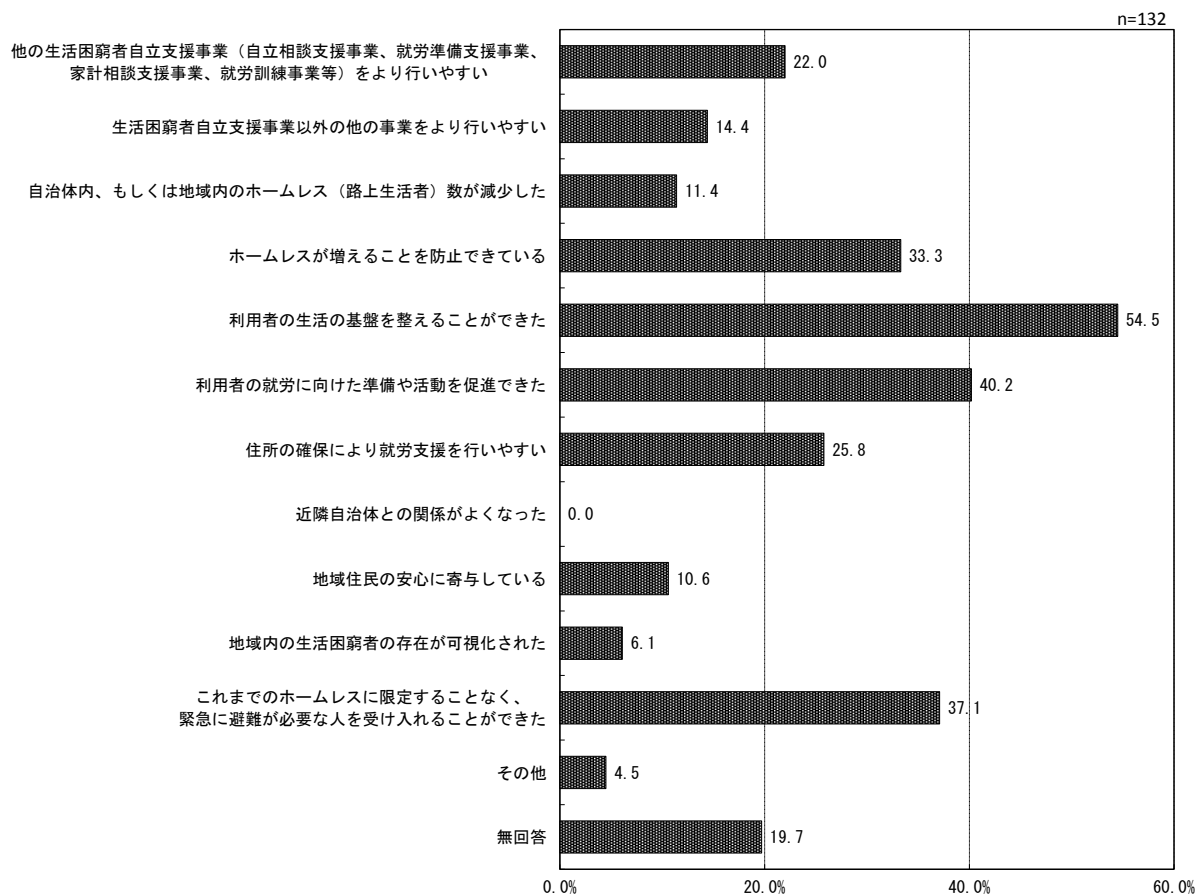
	件数	あり	なし	無回答
回答自治体に隣接する同一都道府県内の自治体	13 100%	12 92.3%		1 7.7%
隣接する自治体を除く、同一都道府県内の自治体	13 100%	13 100.0%		
他の都道府県の自治体	13 100%	11 84.6%	1 7.7%	1 7.7%

※各項目で「あり」「なし」を選択

5.3.19 平成 27 年度の一時生活支援事業の効果

(1) 平成 27 年度の一時生活支援事業の効果

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体では、平成 27 年度の一時生活支援事業の効果としては、「利用者の生活の基盤を整えることができた」が最も多く、半数以上の自治体が選択していた。次いで「利用者の就労に向けた準備や活動を促進できた」、「これまでのホームレスに限定することなく、緊急に避難が必要な人を受け入れることができた」、「ホームレスが増えることを防止できている」となっていた。

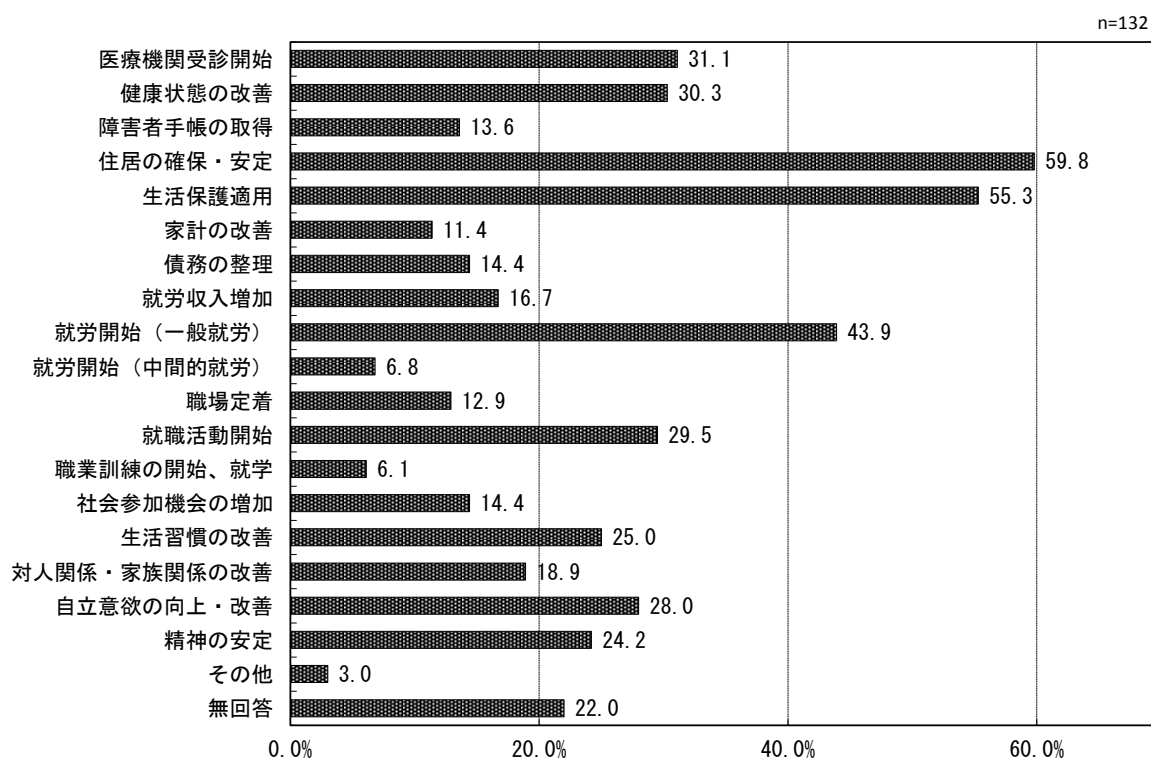


※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-29 平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の効果

(2) 平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者に見られた変化

平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者に見られた変化としては、「住居の確保・安定」が最も多く、以下、「生活保護適用」、「就労開始（一般就労）」の順となっていた。就労に関する項目以外では、「医療機関受診開始」、「健康状態の改善」、「就職活動開始」、「自立意欲の向上・改善」、「生活習慣の改善」、「精神の安定」をいずれも 2 割以上の自治体を選択していた。



※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-30 平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の利用者に見られた変化

5.3.20 平成 27 年度の一時生活支援事業の実施で工夫した点

平成 27 年度の一時生活支援事業の実施の工夫点については、主に、宿泊施設、他事業・他機関等との連携、支援の方針の 3 つに分類することができた。

宿泊施設に関する内容では、簡易宿泊所や救護施設を使用するほか、公営住宅の目的外使用といった工夫が行われていた。また、NPO 法人の活用により宿泊施設を確保するといった点もあげられていた。

他事業・他機関等との連携については、自立相談支援事業との連携を重視しているといった内容や、複数の施設を利用している場合は施設間でも情報共有をすること等の工夫が行われていた。

支援の方針については、利用者の状況に応じた支援を実施することや、利用者の自立への意欲喚起に留意している等の工夫が行われていた。

【自由記述回答一覧】

※内容は、自治体が特定されないよう一部表現を変更した。

◆ 宿泊施設に関する内容

- ・ いわゆる「狭義のホームレス」がない地域ということもあり、旅館組合に依頼しやすかった。今後は他の宿泊施設を開拓する必要がある。
- ・ 観光需要の増加等に伴い、従前より利用していた民間宿泊施設の空室がなく、利用が困難な状況となっていた。そのため、平成 27 年度中に NPO 法人が実施する事業との連携、救護施設の空室活用、民間不動産業者が保有する物件の空室活用等、協力施設の幅を広げる工夫を行った。
- ・ 公営住宅の目的外使用により実施している。
- ・ 平成 27 年度は、直営で事業をスタートしたものの、最も苦労したことは、宿泊施設の確保だった。年度当初、市内の宿泊施設数ヶ所で「一時生活支援事業」の主旨を理解していただいたが、実際は利用の受け入れは困難であった。そこで、NPO 法人に依頼して、宿泊施設の確保へとつなげることができ、大いに助けていただいたと思っている。
- ・ 旅館に理解を求めた。
- ・ 平成 27 年度当初は NPO 法人の施設のみの利用であったが、本事業のニーズの高さ、集団生活に適さない利用申請者も存在していたため、簡易宿泊所も利用して支援できるよう、事業を拡大して実施した。

◆ 他機関・他事業等との連携に関する内容

- ・ 一時生活支援事業の担当課は生活保護も担当しているため、スムーズな連携をとっている。
- ・ 自立相談支援事業と併せて実施することで、個々の利用者の実情に合わせた支援を行っている。
- ・ 自立相談機関と距離が近く、対応がしやすい。また、近いことで、利用者も自立相談機関へ相談しやすい。
- ・ 一時生活支援事業所へ移動する手段のない方ばかりだったため、事業所に送迎を依頼し、移動がスムーズに行えた。
- ・ 女性相談員に対して施設の立地地域についての研修を実施、正確な情報を提供し、今後の連携の意見交換を実施している。
- ・ 一時生活支援施設が複数あるため、施設間の情報共有と意見交換の場を設けている。

◆ **支援の方針に関する内容**

- ・ 病状把握に努め、入院の必要性を感じる対象者については、安易に宿泊させるのではなく、医療の受診をすすめた。
- ・ 社会福祉法人に委託しているため、利用者は食事や安心して休めるスペースを確保できた。また職員も優しく接してくれて、頑なな利用者が少しずつ社会に参画していく意欲喚起もしてくれている。
- ・ 3種類のシェルターを運営し、利用者の状態に合わせた支援を行っている。
 - ・ 集団支援型：刑余者等で非行や犯罪の問題を抱え、知的、精神的、あるいは発達障害があるために集団生活による支援が必要と認められる者を対象に実施。
 - ・ 個別支援型：高齢者や障害者等で日常生活にきめ細かい支援が必要と認められる者を対象に実施。
 - ・ 独立型：日常生活上の特別な支援を必要としない者を対象に実施。

5.3.21 自立支援センターに関する内容

(1) 平成 27 年度の自立支援センターの有無

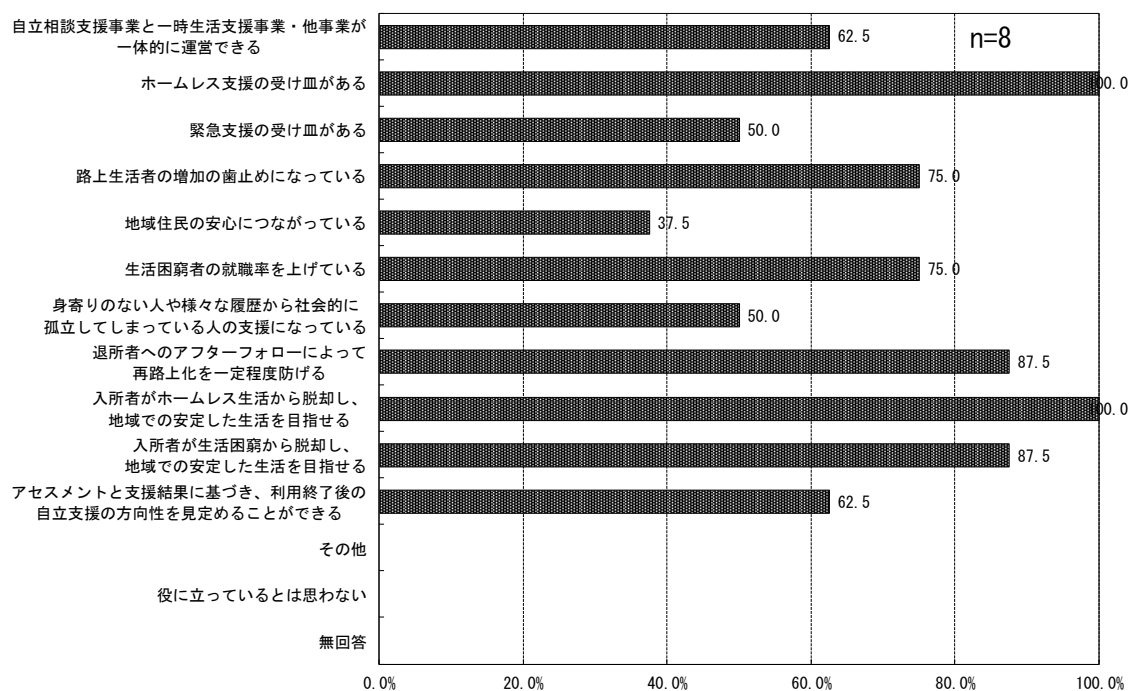
本調査に回答した 649 自治体のうち、平成 27 年度の自立支援センターの有無については、以下のとおりであった。

表 5-66 自立支援センターの有無

	件数	あり	なし
合計	649	8	641
	100%	1.2%	98.8%

(2) 自立支援センターが自治体にあることで役立っていると考えられること

自立支援センターがあると回答した 8 自治体では、自立支援センターが自治体にあることで役立っていると考えられることは以下のとおりであった。



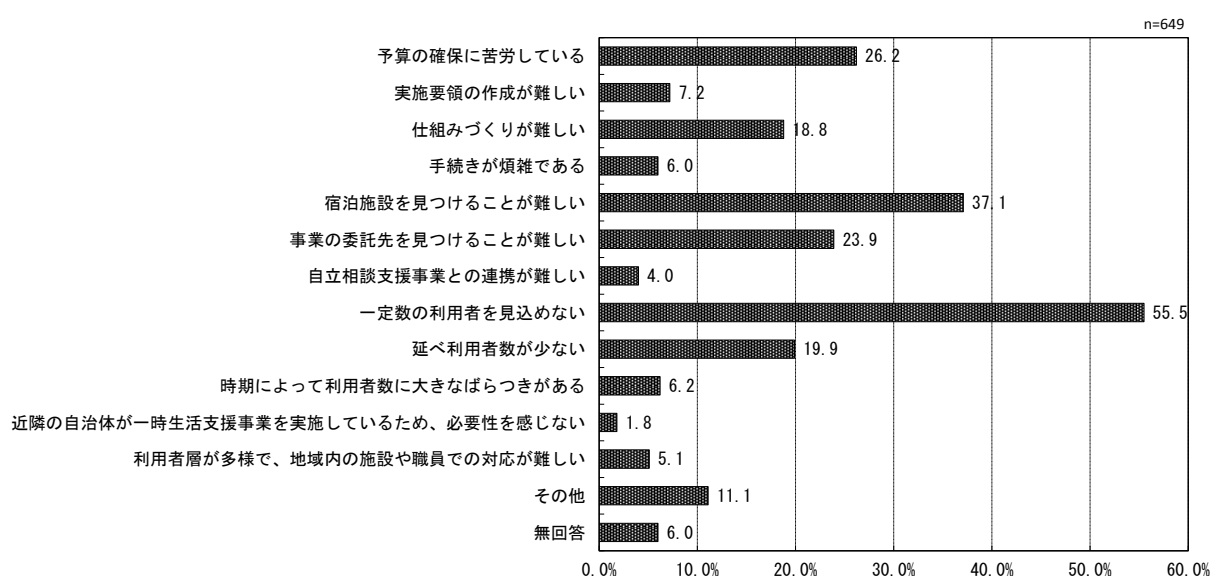
※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-31 自立支援センターが自治体にあることで役立っていると考えられること

5.3.22 一時生活支援事業を実施するうえでの課題

本調査に回答した 649 自治体では、一時生活支援事業を実施するうえでの課題については、「一定数の利用者を見込めない」が最も多く、過半数の自治体が選択していた。次いで「宿泊施設を見つけることが難しい」、「予算の確保に苦労している」、「事業の委託先を見つけることが難しい」の順であった。

「その他」の回答の自由記述は広域実施に関わる内容の回答が多く、「広域で実施されるべき」、「広域実施をしていても施設が遠い」等があげられていた。他には、他自治体からのホームレスの受け入れに関する内容が多く、一時生活支援事業の実施により他自治体からホームレスが流入することを懸念する意見や、実際に他自治体からホームレスを受け入れているといったことがあげられていた。



※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

※平成 27 年度の一時生活支援事業の実施の有無を問わない設問である

図 5-32 一時生活支援事業を実施するうえでの課題

5.3.23 平成 28 年度の一時生活支援事業（平成 28 年 4 月～9 月末までの状況）

(1) 平成 28 年度の一時生活支援事業の実施状況

本調査に回答した 649 自治体では、平成 28 年度に一時生活支援事業を実施していると回答した自治体が 4 分の 1 程度で 158、実施していないと回答した自治体が残りの 4 分の 3 で 491 であった。自治体区分別に見ると、実施していると回答した割合は「政令指定都市、特別区」、「施行時特例市」、「都道府県」の順に多い。地方局区分別に見ると、近畿は実施していると回答した割合が最も高く、東北が最も低い。

表 5-67 平成 28 年度の一時生活支援事業の実施状況（自治体区分別）

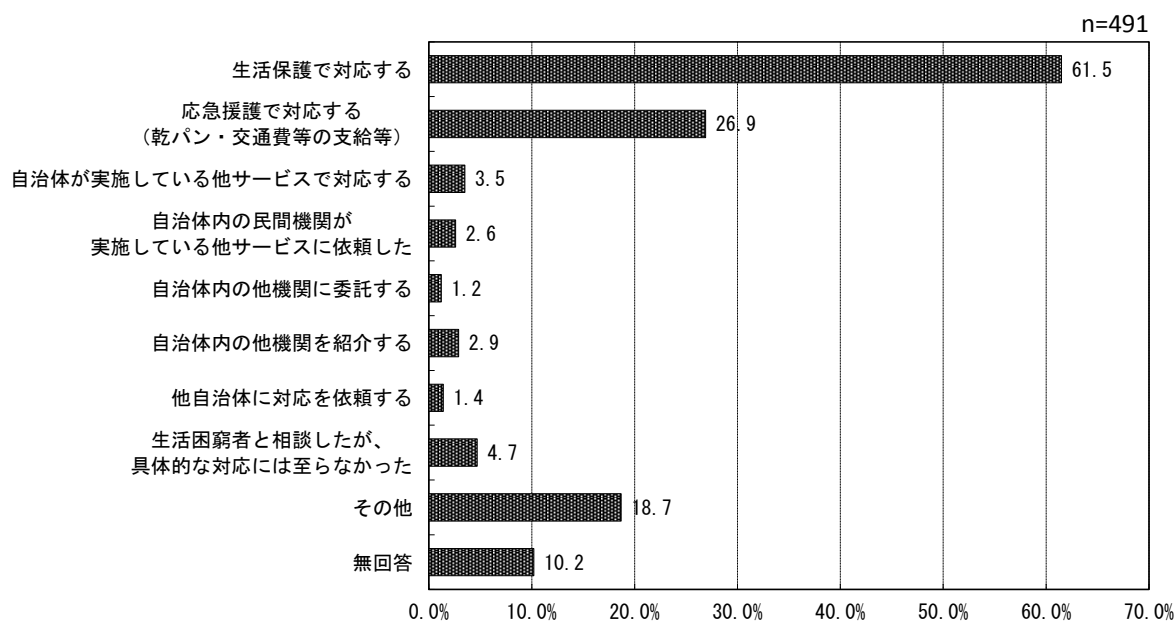
	件数	実施している	実施していない
全体	649 100%	158 24.3%	491 75.7%
都道府県	40 100%	14 35.0%	26 65.0%
政令指定都市、特別区	36 100%	24 66.7%	12 33.3%
中核市	44 100%	13 29.5%	31 70.5%
施行時特例市	19 100%	7 36.8%	12 63.2%
その他の市 (政令指定都市、中核市、施行時特例市以外)	485 100%	99 20.4%	386 79.6%
町村	25 100%	1 4.0%	24 96.0%

表 5-68 平成 28 年度の一時生活支援事業の実施状況（地方局区分別）

	件数	実施している	実施していない
全体	649 100%	158 24.3%	491 75.7%
北海道	23 100%	4 17.4%	19 82.6%
東北	64 100%	2 3.1%	62 96.9%
関東信越	193 100%	36 18.7%	157 81.3%
東海北陸	91 100%	20 22.0%	71 78.0%
近畿	90 100%	55 61.1%	35 38.9%
中国	63 100%	10 15.9%	53 84.1%
四国	32 100%	11 34.4%	21 65.6%
九州	93 100%	20 21.5%	73 78.5%

(2) 平成 28 年度に一時生活支援事業を実施していない場合に緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合の対応方法

平成 28 年度に一時生活支援事業を「実施していない」と回答した 491 自治体のうち、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自治体の窓口に来た場合の対応では、「生活保護で対応する」が最も高く、次に「応急援護で対応する（乾パン・交通費等の支給等）」が多い。「その他」の回答では、「相談実績なし」や「該当者なし」という回答が最も多かったが、中には「親族宅」や「友人宅」、「住みこみの仕事を紹介」という回答も見られた。

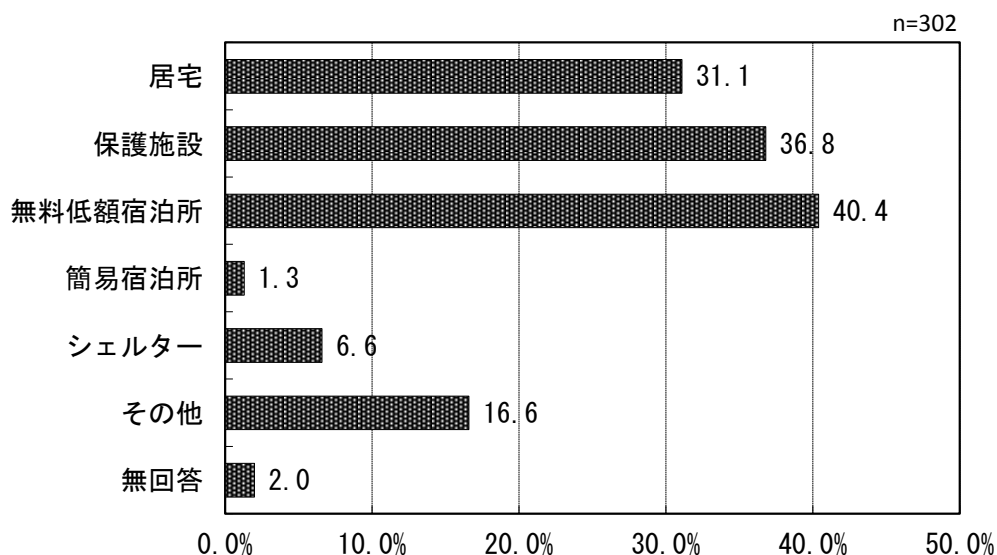


※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-33 平成 28 年度に緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自治体の窓口に来た場合の対応

(3) 平成 28 年度に一時生活支援事業を実施していない場合に生活保護で対応した場合の内容

平成 28 年度に一時生活支援事業を実施していない自治体のうち、平成 28 年度に緊急に宿泊が必要な生活困窮者が自治体の窓口で相談に来たときに「生活保護で対応した」と回答した 302 自治体では、対応内容は、「無料低額宿泊所」と「保護施設」が約 4 割で最も多く、次いで「居宅」となっていた。「その他」の回答では、「ホテルや旅館」、「入院」という回答が多くなっていた。



※複数回答ありのため、回答合計は 100%にならない

図 5-34 平成 28 年度に生活保護で対応した場合の内容

5.3.24 平成 28 年度の一時生活支援事業の広域実施

(1) 平成 28 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無

平成 27 年度に一時生活支援事業を実施したと回答した 132 自治体で、平成 28 年度の一時生活支援事業を広域実施しているかについて、以下のとおりであったが、平成 27 年度の広域実施の回答と比較すると、「実施している」は 40 件から 35 件に減少、「実施していない」は 78 件から 80 件に増加、「無回答」が 14 件から 17 件に増加していた。

表 5-69 平成 28 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無

	件数	実施している	実施していない	無回答
合計	132	35	80	17
	100%	26.5%	60.6%	12.9%

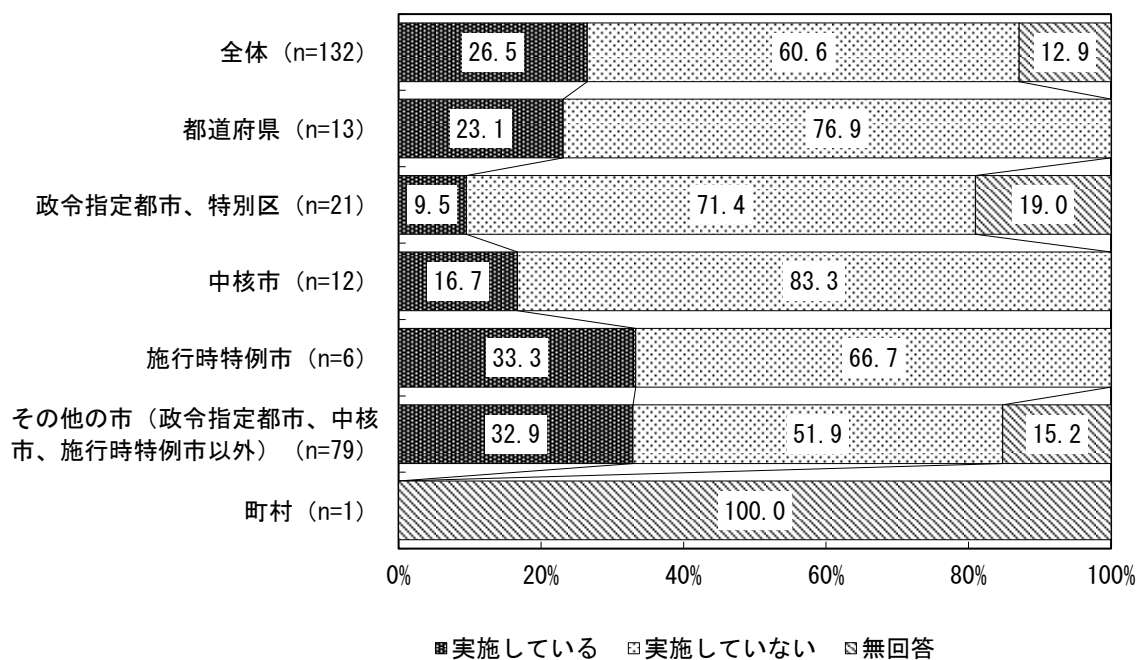


図 5-35 平成 28 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無 (自治体区分別)

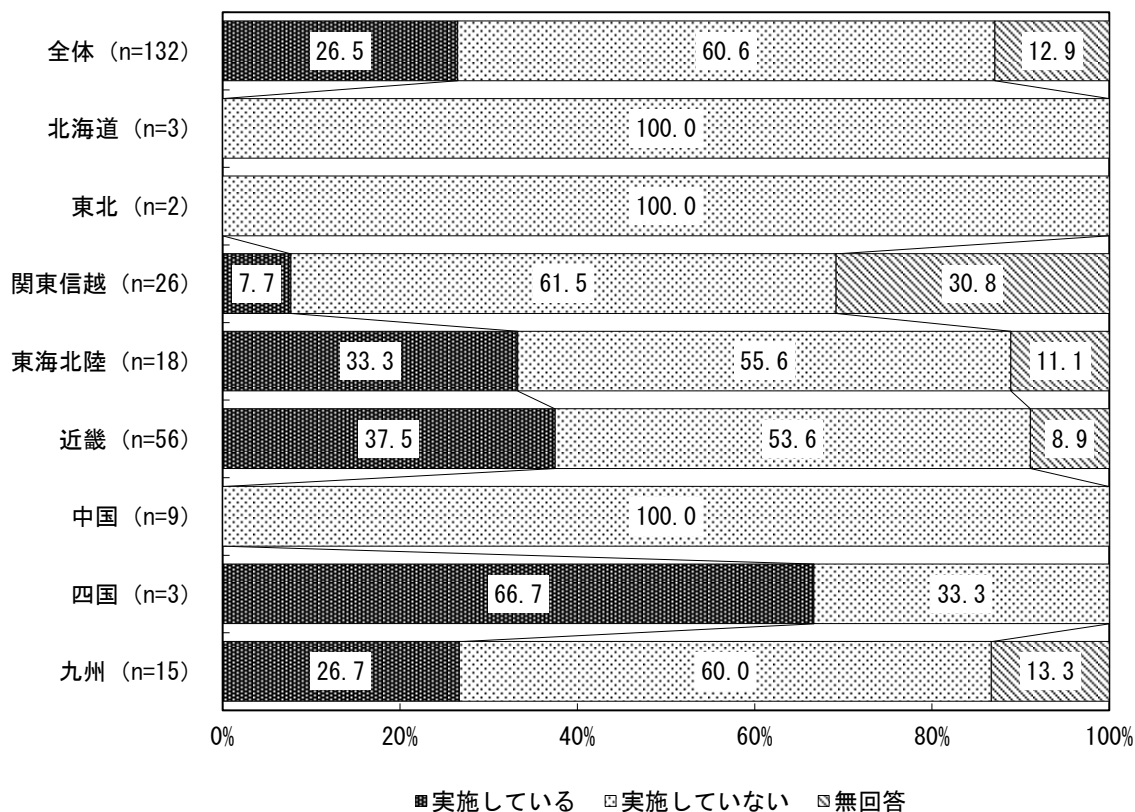


図 5-36 平成 28 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無（地方局区分別）

(2) 平成 27 年度と平成 28 年度の連携した自治体の比較

平成 28 年度に広域実施をしていると回答した 35 自治体のうち、平成 27 年度と連携した自治体数を比較すると、「変動はなかった」と回答した自治体が 21 自治体と最も多かった。

表 5-70 連携した自治体について平成 27 年度と平成 28 年度の比較

	件数	連携した自治体数は減少した	連携した自治体数は増加した	先連の携自した自治体に変動はなよびつた	27 年度と 28 年度は異なる自治体は 3 件	行平成 27 年度は広域実施を	無回答
合計	35 100%		4 11.4%	21 60.0%	3 8.6%		7 20.0%

(3) 平成 28 年度に広域実施している場合の今後の広域実施の意向・予定

平成 28 年度に広域実施をしていると回答した 35 自治体のうち、26 自治体が、広域実施の継続を予定していた。

表 5-71 平成 28 年度に広域実施している場合の今後の広域実施の意向・予定

	件数	継続する予定で	実施を見直す予定	実施しないこと	どうするかは未	無回答
合計	35 100%	26 74.3%	1 2.9%	1 2.9%		7 20.0%

(4) 平成 28 年度に広域実施していない場合の今後の広域実施の意向・予定

平成 28 年度に広域実施を行っていない自治体の今後の意向と予定は、「実施を検討するつもりはない」、「どうするかは未定である」が合計で約 9 割の回答となっており、平成 29 年度以降、新たに広域実施による一時生活支援事業の実施件数は大きな増加はないと見込まれる。

表 5-72 平成 28 年度に広域実施していない場合の今後の広域実施の意向・予定

	件数	実施していること	実施を検討して	実施を検討する	どうするかは未	無回答
合計	80 100%		3 3.8%	42 52.5%	29 36.3%	6 7.5%

5.3.25 今後の一時生活支援事業の実施の意向

今後の一時生活支援事業の実施意向を見ると、「一時生活支援事業を実施しない意向」が4割以上と最も高く、次に「検討中である」が2割以上、「自治体単独で一時生活支援事業を実施する意向」が約1割であった。

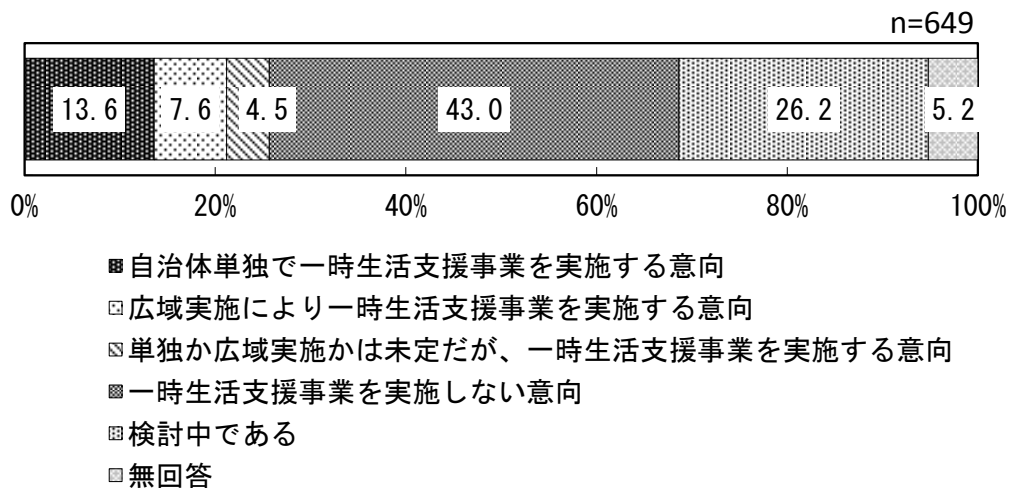


図 5-37 今後の一時生活支援事業の実施の意向

5.4 クロス分析

5.4.1 分析にあたっての視点

前項 5.3 の調査結果をもとに、検討委員会にて分析方針を検討し、以下の 6 つの視点でクロス集計を行い、調査結果を分析した。

表 5-73 クロス集計概要

	分析にあたっての視点	クロス集計の項目
(1)	生活困窮者自立支援法施行前後の一時生活支援事業の実施状況	① 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無別の平成 27 年度一時生活支援事業の実施の有無 ② 平成 26 年度のホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無別の平成 27 年度の一時生活支援事業の実施の有無と、一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題 ③ 平成 27 年度の一時生活支援事業の有無別の平成 28 年度の一時生活支援事業の実施状況 ④ 平成 27 年度の一時生活支援事業実施の有無別の平成 28 年度の平成 28 年度の一時生活支援事業の実施の有無と、一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題
(2)	生活困窮者自立支援法施行後の一時生活支援事業と他事業・他機関との連携	① 平成 27 年度の一時生活支援事業を実施している施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者が自立相談支援事業で相談する頻度 ② 平成 27 年度の一時生活支援事業を実施している施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップの実施状況
(3)	生活困窮者自立支援法施行後、一時生活支援事業の広域実施の広がり	① 平成 27 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無別の平成 28 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無
(4)	施設形態別の一時生活支援事業の事業予算	① 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の事業予算
(5)	事業効果および各施設の社会資源としての役割	① 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の効果 ② 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者に見られた変化
(6)	事業課題	① 平成 27 年度の一時生活支援事業の有無別の一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題

5.4.2 クロス集計結果

(1) 生活困窮者自立支援法施行前後の一時生活支援事業の実施状況

① 平成26年度のホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無別の平成27年度の一時生活支援事業の実施の有無

一時生活支援事業の実施状況について、平成26年度にホームレス緊急一時宿泊事業を「実施した」42自治体のうち、平成27年度に一時生活支援事業を「実施した」と回答した自治体は35自治体となっていた。一方で、平成26年度に「実施した」が平成27年度は「実施しなかった」と回答した自治体が7自治体だった。

また、平成26年度に「実施しなかった」が、平成27年度に「実施した」と回答した自治体は97自治体となっていた。

表 5-74 平成26年度のホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無別の平成27年度の一時生活支援事業の実施の有無

		件数	一時生活支援事業の有無 (平成27年度)		
			実施した	実施しなかった	無回答
全体		649 100.0%	132 20.3%	517 79.7%	- -
ホームレス緊急一時宿泊 事業実施の有無 (平成26年度)	実施した	42 100.0%	35 83.3%	7 16.7%	- -
	実施しなかった	607 100.0%	97 16.0%	510 84.0%	- -

② 平成26年度のホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無別の平成27年度の一時生活支援事業の実施の有無と一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題

平成26年度のホームレス緊急一時宿泊事業の実施有無と平成27年度の一時生活支援事業の実施有無をクロス集計し、さらに一時生活支援事業を実施するうえでの課題についての回答をクロス集計した。

平成26年度および平成27年度のそれぞれの事業実施有無に関わらず、「一定数の利用者を見込めない」、「宿泊施設を見つけることが難しい」、「予算の確保に苦労している」が共通して多くあげられていた。一方で、平成26年度および平成27年度のどちらも実施していた場合の回答では、「自立相談支援事業との連携が難しい」が3番目に多い回答で、他の実施有無のパターンとは異なる結果であった。

平成26年度と平成27年度のどちらも実施していない場合の回答では、「一定数の利用者を見込めない」が6割以上と、他の選択肢の回答割合を大きく上回る結果となっていた。

表 5-75 平成26年度と平成27年度の実施有無別の課題

	合計	予算の確保に苦労している	実施要領の作成が難しい	仕組みづくりが難しい	手続きが煩雑である	宿泊施設を見つけることが難しい	事業の委託先を見つけることが難しい	自立相談支援事業との連携が難しい	一定数の利用者を見込めない	延べ利用者数が少ない	時期によって利用者数に大きなばらつきがある	近隣の自治体が一時生活支援事業を実施しているため、必要性を感じない	利用者の層が多様で、地域内の施設や職員での対応が難しい	その他	無回答
平成26年度実施あり、平成27年度実施あり	35	13 37.1%	1 2.9%	4 11.4%	3 8.6%	13 37.1%	5 14.3%	6 17.1%	4 11.4%	2 5.7%	2 5.7%		6 17.1%	8 22.9%	2 5.7%
平成26年度実施あり、平成27年度実施なし	7	3 42.9%	1 14.3%	1 14.3%		2 28.6%	2 28.6%		5 71.4%	1 14.3%		1 14.3%		2 28.6%	
平成26年度実施なし、平成27年度実施あり	97	26 26.8%	4 4.1%	9 9.3%	8 8.2%	41 42.3%	18 18.6%	10 10.3%	28 28.9%	22 22.7%	20 20.6%		5 5.2%	17 17.5%	5 5.2%
平成26年度実施なし、平成27年度実施なし	510	128 25.1%	41 8.0%	108 21.2%	28 5.5%	185 36.3%	130 25.5%	10 2.0%	323 63.3%	104 20.4%	18 3.5%	11 2.2%	22 4.3%	45 8.8%	32 6.3%

※複数回答ありのため、回答合計は100%にならない

③ 平成27年度の一時生活支援事業の有無別の平成28年度の一時生活支援事業の実施状況

平成27年度に一時生活支援事業を実施した132自治体のうち、平成28年度も「実施した」と回答した自治体が129、平成27年度に「実施した」が平成28年度は「実施しなかった」と回答した自治体が3となっていた。

平成27年度に「実施していない」と回答した517自治体のうち、平成28年度は「実施した」と回答した自治体は29あり、平成27年度と比較して平成28年度の一時生活支援事業の実施自治体数は増加している。

表 5-76 平成27年度の一時生活支援事業の有無別の平成28年度の一時生活支援事業の実施状況

		件数	平成28年度の一時生活支援事業の実施状況 (平成28年4月～9月末までの状況)		
			実施している	実施していない	無回答
全体		649 100.0%	158 24.3%	491 75.7%	- -
一時生活支援事業の有無 (平成27年度)	実施した	132 100.0%	129 97.7%	3 2.3%	- -
	実施しなかった	517 100.0%	29 5.6%	488 94.4%	- -

④ 平成27年度の一時生活支援事業実施の有無別の平成28年度の一時生活支援事業の実施の有無と、一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題

平成27年度と平成28年度の一時生活支援事業の実施有無をクロス集計し、さらに一時生活支援事業を実施するうえでの課題についての回答をクロス集計した。

平成27年度および平成28年度のそれぞれの事業実施有無に関わらず、「一定数の利用者を見込めない」、「宿泊施設を見つけることが難しい」、「予算の確保に苦労している」が共通して多くあげられていた。また、平成27年度と平成28年度のどちらも実施していない場合の回答では、「一定数の利用者を見込めない」が6割以上と、他の選択肢の回答割合を大きく上回る結果となっており、これらは平成26年度と平成27年度がそれぞれ実施なしの場合の回答傾向と同様といえる。

一方で、平成27年度に実施していない場合の回答では、平成28年度の実施有無に関わらず「事業の委託先を見つけることが難しい」がどちらも3番目に多く、約25%となっていた。

表 5-77 平成27年度と平成28年度の実施有無別の課題

	件数	予算の確保に苦労している	実施要領の作成が難しい	仕組みづくりが難しい	手続きが煩雑である	宿泊施設を見つけることが難しい	事業の委託先を見つけることが難しい	自立相談支援事業との連携が難しい	一定数の利用者を見込めない	延べ利用者数が少ない	時期によって利用者数に大きなばらつきがある	近隣の自治体が必要を感じない	利用者の対応が難しい	その他	無回答
平成27年度実施あり、平成28年度実施あり	129	38 29.5%	5 3.9%	13 10.1%	11 8.5%	53 41.1%	22 17.1%	16 12.4%	30 23.3%	24 18.6%	22 17.1%		11 8.5%	25 19.4%	6 4.7%
平成27年度実施あり、平成28年度実施なし	3	1 33.3%				1 33.3%	1 33.3%		2 66.7%						1 33.3%
平成27年度実施なし、平成28年度実施あり	29	4 13.8%	2 6.9%	4 13.8%	4 13.8%	8 27.6%	7 24.1%	1 3.4%	14 48.3%	8 27.6%	2 6.9%	2 6.9%		4 13.8%	2 6.9%
平成27年度実施なし、平成28年度実施なし	488	127 26.0%	40 8.2%	105 21.5%	24 4.9%	179 36.7%	125 25.6%	9 1.8%	314 64.3%	97 19.9%	16 3.3%	10 2.0%	22 4.5%	43 8.8%	30 6.1%

※複数回答ありのため、回答合計は100%にならない

⑤ 小括

平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施したと回答した自治体の 8 割以上が、平成 27 年度に一時生活支援事業を実施しており、事業実施の継続性が見られた。これは、ホームレスを含む住居に窮している生活困窮者の支援の必要性を自治体が認識し、生活困窮者自立支援制度へ移行した後も支援体制をとっていることが考えられる。

その一方で、回答した自治体の 16.7%が、平成 26 年度にホームレス緊急一時宿泊事業を実施していたが平成 27 年度には一時生活支援事業を実施しなかった。一時生活支援事業の実施の課題としては、「一定数の利用者を見込めない」、「予算の確保に苦労している」、「宿泊施設を見つけることが難しい」、「事業の委託先を見つけることが難しい」の順で多く選択されていた。これらは一時生活支援事業の実施の有無および実施年度に関わらず多く選択されており、一時生活支援事業の実施にあたり大きな課題といえる。

また、平成 27 年度に一時生活支援事業を実施していると回答した自治体の 9 割以上が平成 28 年度も一時生活支援事業を実施していた一方で、若干の自治体が平成 28 年度の一時生活支援事業を実施していないと回答していた。

(2) 他事業・他機関との連携

① 平成27年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成27年度の一時生活支援事業の利用者が自立相談支援事業で相談する頻度

一時生活支援事業を実施している施設形態別に、自立相談支援事業で相談する頻度を見ると、自立支援センターでは回答の7割以上、設置型シェルターでは7割弱で週1回以上の相談を行っているのに対し、借り上げ型シェルターでは4割強にとどまっていた。また、借り上げ型シェルターでは、回答した自治体の1割強が「相談していない」と回答していた。

表 5-78 平成27年度の一時生活支援事業を実施している施設形態別の平成27年度の一時生活支援事業の利用者が自立相談支援事業で相談する頻度

		件数	平成27年度の一時生活支援事業の利用者が、自立相談支援事業で相談する頻度					無回答
			毎日	週3〜6回程	週1〜2回程	月1〜3回程	相談していない	
全体		132 100%	9 6.8%	18 13.6%	35 26.5%	27 20.5%	16 12.1%	27 20.5%
平成27年度の一時生活支援事業の施設形態	借り上げ型シェルター	121 100%	7 5.8%	16 13.2%	31 25.6%	25 20.7%	16 13.2%	26 21.5%
	設置型シェルター	13 100%	1 7.7%	3 23.1%	5 38.5%	3 23.1%		1 7.7%
	自立支援センター	8 100%	1 12.5%	3 37.5%	2 25.0%	2 25.0%		
	その他	15 100%	2 13.3%	1 6.7%	5 33.3%	3 20.0%	3 20.0%	1 6.7%

※「平成27年度の一時生活支援事業の施設形態」は複数回答可であり、かつ無回答を除外しているため、全体の件数と合計数が一致しない。

② 平成27年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成27年度の一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップの実施状況

一時生活支援事業を実施している施設形態ごとにフォローアップの状況を見ると、「原則として利用終了者全員に対して実施している」と回答した割合が高いのは自立支援センター、借り上げ型シェルター、設置型シェルターの順であったが、「必要があると判断した一部の利用終了者に対して実施している」も合わせると、設置型シェルターと自立支援センターは回答の5割以上がフォローアップを実施していた。

一方で、フォローアップを「実施していない」と回答した割合が高かったのは、設置型シェルター、借り上げ型シェルターの順であり、自立支援センターでは該当がなかった。

表 5-79 平成27年度の一時生活支援事業を実施している施設形態別の平成27年度の一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップの実施状況

		件数	平成27年度に実施した一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップの実施状況			
			原則として利用終了者全員に対して	必要があると判断した一部の利用	実施していない	無回答
全体		132 100%	19 14.4%	43 32.6%	42 31.8%	28 21.2%
平成27年度の一時生活支援事業の施設形態	借り上げ型シェルター	121 100%	16 13.2%	41 33.9%	36 29.8%	28 23.1%
	設置型シェルター	13 100%	1 7.7%	6 46.2%	6 46.2%	
	自立支援センター	8 100%	3 37.5%	5 62.5%		
	その他	15 100%	3 20.0%	7 46.7%	2 13.3%	3 20.0%

※「平成27年度の一時生活支援事業の施設形態」は複数回答可であり、かつ無回答を除外しているため、全体の件数と合計数が一致しない。

③ 小括

一時生活支援事業と自立相談支援事業の連携の状況を見ると、自立支援センターの利用者は自立相談支援事業で相談する頻度が高い傾向にあり、また、退所後のフォローアップも基本的には実施しているという回答となっていた。自立支援センターでは、施設の特性上、衣食住の提供と自立相談支援を一つの建物内で実施できることが自立支援センターの強みの一つといえるだろう。

一方で、自立支援センターと比較すると、借り上げ型シェルターと設置型シェルターは相談頻度が少ない結果となっており、特に借り上げ型シェルターでは「相談していない」という回答も1割以上見られ、これは一時生活支援事業の運営主体と自立相談支援事業の運営主体が異なっていることや、シェルターと自立相談支援機関が近接していないこと、生活保護申請から受給までの一時的な住居としての利用がされていること等が理由として考えられる。

フォローアップについては、すべての施設形態の回答のうち約5割が、「原則として利用終了者全員に対して実施している」、もしくは、「必要があると判断した一部の利用終了者に対して実施している」としており、自治体は一時生活支援事業の利用終了者に対する継続的な支援に尽力していると考えられる。

(3) 広域実施の広がり

① 平成 27 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無別の平成 28 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無

平成 27 年度に一時生活支援事業を広域で実施した自治体のうち、平成 28 年度も広域で実施したと回答した自治体が 34、平成 27 年度に広域で実施したが平成 28 年度は広域で実施しなかったと回答した自治体は 6 であった。

平成 27 年度に広域で実施していないと回答した自治体のうち、平成 28 年度は広域で実施したと回答した自治体は 1 であった。

表 5-80 平成 27 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無別の平成 28 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無

		件数	平成28年度の一時生活支援事業の広域実施の有無		
			実施している	実施していない	無回答
全体		132 100.0%	35 26.5%	80 60.6%	17 12.9%
平成27年度の一時生活支援事業の広域実施の有無	実施した	40 100.0%	34 85.0%	6 15.0%	- -
	実施しなかった	78 100.0%	1 1.3%	74 94.9%	3 3.8%

※「平成 27 年度の一時生活支援事業の広域実施の有無」は無回答を除外しているため全体の件数と合計数が一致しない。

② 小括

平成 27 年度に広域実施をせずに一時生活支援事業を実施した自治体のうち、1 自治体のみが平成 28 年度で広域実施による一時生活支援事業を実施していた。

「5.3.6 (5) 広域実施を実施しなかった理由」の回答結果では、回答の多くが「単独で事業を実施することに問題がなかった」だったことから、これまで一時生活支援事業を実施していない自治体に対して、広域実施という方法があることや、実施方法を周知することで、一時生活支援事業の実施を促進できるのではないかと考えられる。

(4) 施設形態別の一時生活支援事業の事業予算

① 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の事業予算

一時生活支援事業を実施している施設ごとに、一時生活支援事業の事業予算を見ると、借り上げ型シェルターでは「5000 千円以上」と回答した自治体が最も多く、次に「200 千円未満」、「200～400 千円未満」と続く。回答した自治体の 4 割弱が 1000 千円未満の事業予算で平成 27 年度の一時生活支援事業を実施していた。設置型シェルターでは、「5000 千円以上」が最も多く、次に「600～800 千円未満」、「1500～2000 千円未満」と続く。自立支援センターでは、回答した自治体すべてが「5000 千円以上」であった。

ただし、表 5-81 の欄外に注記したとおり、施設形態は複数回答可であり、無回答を除外したうえで事業予算とクロス集計を行っていることに留意する必要がある。

表 5-81 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の事業予算

	件数	200千円未満	200～400千円未満	400～600千円未満	600～800千円未満	800～1000千円未満	1000千円以上	無回答
全体	132	14	13	8	8	7	11	7
借上げ型シェルター	121	14	13	8	5	7	11	5
設置型シェルター	13				3			2
自立支援センター	8							
その他	15	4	1	1	1	1	2	
	200千円未満	200～400千円未満	400～600千円未満	600～800千円未満	800～1000千円未満	1000千円以上		
全体	7	5	2	2	3	4	22	19
借上げ型シェルター	7	5	2	2	3	4	17	18
設置型シェルター							7	1
自立支援センター							8	
その他		1			1		1	2

※「平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態」は複数回答可であり、かつ、無回答を除外しているため全体の件数と合計数が一致しない。

② 小括

借り上げ型シェルターの事業予算は 1000 千円未満が約 4 割あり、他の施設形態と比較して、小規模の事業予算でも借り上げ型シェルターを利用した一時生活支援事業の実施が可能ということがわかる。

(5) 事業効果および各施設の社会資源としての役割

① 平成 27 年度の一時生活支援事業を実施している施設形態別の平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の効果

一時生活支援事業を実施している施設形態ごとに一時生活支援事業の効果を見ると、借り上げ型シェルターでは、「利用者の生活の基盤を整えることができた」と回答した割合が 51.2%と最も高く、次いで「利用者の就労に向けた準備や活動を促進できた」、「これまでのホームレスに限定することなく、緊急に避難が必要な人を受け入れることができた」、「ホームレスが増えることを防止できている」の順であった。

設置型シェルターでは「利用者の生活の基盤を整えることができた」が 84.6%と最も高く、次に「利用者の就労に向けた準備や活動を促進できた」と「ホームレスが増えることを防止できている」が同数で続いた。

自立支援センターでは「ホームレスが増えることを防止できている」および「利用者の生活の基盤を整えることができた」が 87.5%と最も高く、次に「自治体内、もしくは地域内のホームレス（路上生活者）数が減少した」、「利用者の就労に向けた準備や活動を促進できた」、「住所の確保により就労支援を行いやすい」および「これまでのホームレスに限定することなく、緊急に避難が必要な人を受け入れることができた」が多い。

表 5-82 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の効果

	件数	平成27年度に実施した一時生活支援事業の効果												
		訓練、就業準備等（をより行いやすい）	他の生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、就労支援）	生活困窮者自立支援事業以外の他の事業をより行いやすい	自治体内、もしくは地域内のホームレス（路上生活者）数が減少した	ホームレスが増えることを防止できている	利用者の生活の基盤を整えることができた	利用者の就労に向けた準備や活動を促進できた	住所の確保により就労支援を行いやすい	近隣自治体との関係がよくなった	地域住民の安心に寄与している	地域内の生活困窮者の存在が可視化された	これまでにホームレスに限定することなく、緊急に避難が必要な人を受け入れることができた	その他
全体	132	29 22.0%	19 14.4%	15 11.4%	44 33.3%	72 54.5%	53 40.2%	34 25.8%		14 10.6%	8 6.1%	49 37.1%	6 4.5%	26 19.7%
平成27年度の一時生活支援事業の施設形態	借り上げ型シェルター	26 21.5%	16 13.2%	12 9.9%	36 29.8%	62 51.2%	44 36.4%	29 24.0%		12 9.9%	7 5.8%	43 35.5%	6 5.0%	26 21.5%
	設置型シェルター	2 15.4%	2 15.4%	1 7.7%	10 76.9%	11 84.6%	10 76.9%	3 23.1%		1 7.7%	2 15.4%	6 46.2%		
	自立支援センター	3 37.5%	1 12.5%	5 62.5%	7 87.5%	7 87.5%	5 62.5%	5 62.5%		4 50.0%	2 25.0%	5 62.5%		
	その他	5 33.3%	2 13.3%		4 26.7%	7 46.7%	7 46.7%	3 20.0%		2 13.3%	2 13.3%	5 33.3%	1 6.7%	3 20.0%

※「平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態」は複数回答可でありかつ無回答を除外しているため全体の件数と合計数が一致しない。

※「平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の効果」は複数回答可であるため全体の件数と合計数が一致しない。

② 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者に見られた変化

一時生活支援事業を実施している施設形態ごとに一時生活支援事業の効果を見ると、借り上げ型シェルターでは「住居の確保・安定」が最も高く、次いで「生活保護適用」、「就労開始（一般就労）」の順であった。設置型シェルターは「住居の確保・安定」が最も高く、次に「就労開始（一般就労）」、そして「健康状態の改善」、「生活保護適用」、「就職活動開始」が同数で続いた。

自立支援センターは「住居の確保・安定」および「生活保護適用」が最も高く、次いで「医療機関受診開始」、「健康状態の改善」、「障害者手帳の取得」、「債務の整理」、「就労開始（一般就労）」、「就職活動開始」、「生活習慣の改善」、「対人関係・家族関係の改善」、「自立意欲の向上・改善」および「精神の安定」が同数で続いていた。

表 5-83 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態別の平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者に見られた変化

		件数	平成27年度に実施した一時生活支援事業の利用者に見られた変化									
			医療機関受診開始	健康状態の改善	障害者手帳の取得	住居の確保・安定	生活保護適用	家計の改善	債務の整理	就労収入増加	就労開始（一般就労）	就労開始（中間的就労）
全体		132	41 31.1%	40 30.3%	18 13.6%	79 59.8%	73 55.3%	15 11.4%	19 14.4%	22 16.7%	58 43.9%	9 6.8%
活平成 支援2 7年 の度 の設 一 形 時 態 生	借り上げ型 シェルター	121	34 28.1%	32 26.4%	13 10.7%	69 57.0%	66 54.5%	12 9.9%	14 11.6%	18 14.9%	48 39.7%	8 6.6%
	設置型 シェルター	13	8 61.5%	9 69.2%	5 38.5%	12 92.3%	9 69.2%	3 23.1%	5 38.5%	5 38.5%	11 84.6%	3 23.1%
	自立支援センター	8	7 87.5%	7 87.5%	7 87.5%	8 100.0%	8 100.0%	5 62.5%	7 87.5%	6 75.0%	7 87.5%	5 62.5%
	その他	15	5 33.3%	5 33.3%	2 13.3%	7 46.7%	9 60.0%	3 20.0%	2 13.3%	1 6.7%	7 46.7%	1 6.7%
職場定着			就職活動開始	職業訓練の開始、就学	社会参加機会の増加	生活習慣の改善	善対人関係・家族関係の改	自立意欲の向上・改善	精神の安定	その他	無回答	
全体		17 12.9%	39 29.5%	8 6.1%	19 14.4%	33 25.0%	25 18.9%	37 28.0%	32 24.2%	4 3.0%	29 22.0%	
活平成 支援2 7年 の度 の設 一 形 時 態 生	借り上げ型 シェルター	14 11.6%	31 25.6%	7 5.8%	14 11.6%	26 21.5%	22 18.2%	31 25.6%	28 23.1%	4 3.3%	29 24.0%	
	設置型 シェルター	1 7.7%	9 69.2%	1 7.7%	3 23.1%	8 61.5%	3 23.1%	7 53.8%	5 38.5%			
	自立支援センター	6 75.0%	7 87.5%	4 50.0%	5 62.5%	7 87.5%	7 87.5%	7 87.5%	7 87.5%	1 12.5%		
	その他	1 6.7%	4 26.7%	1 6.7%	2 13.3%	5 33.3%	4 26.7%	6 40.0%	4 26.7%		3 20.0%	

※「平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態」は複数回答可でありかつ無回答を除外しているため全体の件数と合計数が一致しない。

※「平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の利用者に見られた変化」は複数回答可であるため全体の件数と合計数が一致しない。

③ 小括

一時生活支援事業の効果として「利用者の生活の基盤を整えることができた」を多くの自治体が回答しており、施設形態に関わらず、共通した一時生活支援事業の効果であるといえる。また、借り上げ型シェルターと設置型シェルターでは「利用者の就労に向けた準備や活動を促進できた」の回答も多く、一時生活支援事業のねらいである「自立相談支援事業と連携することで効果的な支援を行うことにより、住居を持たない生活困窮者に衣食住を確保するとともに、場合によっては、本事業を利用している間に、仕事を探し、アパート等を借りるため等の資金を貯蓄し、自立できるようになること」（『一時生活支援事業の手引き』平成 27 年厚生労働省発出）を一定程度達成できていると考えられる。

自立支援センターについては、「ホームレスが増えることを防止できている」、「利用者の生活の基盤を整えることができた」の回答が多く、また、「自治体内、もしくは地域内のホームレス（路上生活者）数が減少した」や「地域住民の安心に寄与している」の回答割合も高くなっていた。

利用者に見られた変化については、借り上げ型シェルターと設置型シェルターは類似の傾向を示しており、「住居の確保・安定」を筆頭に、「生活保護適用」、「就労開始（一般就労）」が多くなっていた。

自立支援センターでも「住居の確保・安定」と「生活保護適用」が多くなっていたが、「医療機関受診開始」、「障害者手帳の取得」、「債務の整理」等も多く、利用者の健康面や生活面で抱える課題を解決、ないしは解決に向けた対応がなされていることが考えられる。

(6) 事業課題

① 平成 27 年度の一時生活支援事業の有無別の一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題

平成 27 年度の一時生活支援事業の実施の有無別に一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題を見ると、平成 27 年度に一時生活支援事業を実施した自治体のうち、「宿泊施設を見つけることが難しい」をあげた自治体が最も多く、次に「予算の確保に苦労している」、「一定数の利用者を見込めない」、「延べ利用者数が少ない」と続いている。

実施しなかった自治体では、「一定数の利用者を見込めない」をあげた自治体が最も多く、次に「宿泊施設を見つけることが難しい」、「事業の委託先を見つけることが難しい」、「予算の確保に苦労している」と続いている。

表 5-84 平成 27 年度の一時生活支援事業の有無別の一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題

		件数	一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題						
			予算の確保に苦労している	実施要領の作成が難しい	仕組みづくりが難しい	手続きが煩雑である	難し い 宿 泊 施 設 を 見 つ け る こ と が	事 業 の 委 託 先 を 見 つ け る こ と が	自 立 相 談 支 援 事 業 と の 連 携
全体		649 100.0%	170 26.2%	47 7.2%	122 18.8%	39 6.0%	241 37.1%	155 23.9%	26 4.0%
一時生活支援事業の有無 (平成27年度)	実施した	132 100.0%	39 29.5%	5 3.8%	13 9.8%	11 8.3%	54 40.9%	23 17.4%	16 12.1%
	実施しなかった	517 100.0%	131 25.3%	42 8.1%	109 21.1%	28 5.4%	187 36.2%	132 25.5%	10 1.9%
		い一 定 数 の 利 用 者 を 見 込 め な	延 べ 利 用 者 数 が 少 な い	き 時 期 に よ つ つ き が 利 用 者 数 に 大	め 援 近 、 事 業 の 自 治 体 が 一 時 生 活 支	し の 利 用 者 層 が 多 様 で 、 対 応 が 地 域 内	そ の 他	無 回 答	
全体		360 55.5%	129 19.9%	40 6.2%	12 1.8%	33 5.1%	72 11.1%	39 6.0%	
一時生活支援事業の有無 (平成27年度)	実施した	32 24.2%	24 18.2%	22 16.7%	- -	11 8.3%	25 18.9%	7 5.3%	
	実施しなかった	328 63.4%	105 20.3%	18 3.5%	12 2.3%	22 4.3%	47 9.1%	32 6.2%	

※「一時生活支援事業を実施するうえでの事業自体の実施に関する課題」は複数回答可であるため全体の件数と合計数が一致しない。

② 小括

平成 27 年度の一時生活支援事業の実施の有無に関わらず、「予算の確保に苦労している」、「宿泊施設を見つけることが難しい」、「一定の利用者数を見込めない」等が共通して多くあげられた課題である。

事業の委託先や宿泊施設の確保の問題は、もともとの地域資源や社会資源がなければ自治体が単独で解決するには難しい面もあり、一時生活支援事業の促進のための今後の課題である。

5.5 小括と今後の展望について

一時生活支援事業の利用の実態については、5.4.2(1)～5.4.2(6)に示したとおりであるが、特筆すべき点が二点ある。一点目は、借り上げ型シェルターが多く、商業用施設や民間物件が利用されており、利用期間は数日から数週間程度で短期の利用が多いことである。利用期間については、設置型シェルターも同程度の利用期間となっており、緊急に宿泊が必要な人たちに役立っている側面があるといえる。

二点目は、一時生活支援事業利用者の退所の主な理由のうち、就職による退所については、「就労準備支援事業や就労訓練事業を利用せずに就職し、社員寮も含めたアパート等の住居を確保することができた」が最も多く、次いで「生活保護を受給し、半就労にてアパート等の住居を確保」となっていたことから、一時生活支援事業の利用により一時的に住居が確保されて利用者の環境が安定することで、利用者の就労意欲や自立意欲を活かしているといえる。

また、平成 27 年度に比べて平成 28 年度は一時生活支援事業の実施数が増加しており、自治体の意識向上と努力によって、生活困窮者への支援体制が構築されつつある。

一方、一時生活支援事業と他の事業との同時利用や連携についてのマニュアル類の有無については、「マニュアル類の必要性を感じているが、どのように作成すればよいかわからない」の回答が 2 割弱となっており、一時生活支援事業と他の事業との連携方法についての情報提供が求められていることが明らかとなったが、本調査研究事業において提示した事例がその示唆となり、活用されることを期待したい。

6. 総括と今後の展望

本調査研究では、事例調査とアンケート調査により、平成 27 年度に実施された一時生活支援事業の実態を明らかにした。今回の調査からは以下のような事例を抽出できた。

- ・ 相談支援員が一時生活支援事業の利用者の自立の意欲を喚起し、密な支援の機会を持つことで、高い就労自立率を達成している例
- ・ 相談支援員が一時生活支援事業の利用者の就労先の雇用主とも情報共有して継続して支援を行っている例
- ・ 一時生活支援事業の実施開始後まもなく運用面での問題が生じたが、自治体を中心となって実施方法の見直しを図り、以後は適切に実施されるようになった例
- ・ 平成 27 年度と平成 28 年度の 2 年間の一時生活支援事業の実施を通じて、可視化されにくい女性の生活困窮者に対応できるような取組を開始した例
- ・ 広域実施により地域全体で生活困窮者を支援する体制を構築している事例
- ・ 自治体担当者や関連団体が、より多くの自治体が一時生活支援事業を実施できるよう働きかけを行っている例
- ・ 相談支援員が利用者に寄り添って、問題解決に向けて丁寧な支援を行い、利用者の自立を促進している自立支援センターの例
- ・ 「一時生活支援事業の運用の手引き」でも示した民間アパートや旅館等の施設のほか、公営住宅の空室や公共施設（勤労青少年ホーム等）を活用して一時生活支援事業を実施している例

これらの事例からは、自治体担当者や関連団体が、一時生活支援事業の実施や普及に向けて、個々に尽力している姿が明らかとなった。

今後、より多くの自治体が一時生活支援事業を実施することで、地域全体で生活困窮者への支援の枠組みと備えが整備されることが望ましい。アンケート調査の回答からは、一時生活支援事業を実施しない理由や課題について、利用者数が見込めない・少ないといった理由が明らかとなった。しかしながら、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が突発的に発生することは十分に考えられ、一時生活支援事業の潜在的な利用者が存在することを前提として、支援・対応できるようにしておくことが求められる。

そのためには、広域実施という実施形態や、借り上げ型シェルターといった施設形態を活用することが考えられる。さらに、一時生活支援事業の利用者は、性別や年齢を問わず利用することが考えられ、また、単身のみならず世帯や複数人で利用する場合もあるため、その受け入れ環境を整備することが必要であろう。

各自治体においては、地域の実情や、自治体の財政状況を勘案したうえで、運営形態（直営／委託／その他）、実施形態（単独実施／広域実施）、施設形態（借り上げ型シェルター／設置型シェルター／自立支援センター）を組み合わせることで一時生活支援事業を実施することが求められ、その体制づくりが課題となろう。

そして、自立相談支援事業と一時生活支援事業が連携することで、就労支援はもちろん、利用者の心身の問題や生活上の課題等の生活困窮に陥った要因が明らかになると期待される。また、その解決に向けた支援体制が形成され、支援を行うことができることで、一時生活支援事業の理念はもとより、生活困窮者自立支援制度の目指すところを達成できるのではないか。本調査研究がその一助となることを期待したい。

7. 参考資料

7.1 参考様式

一時生活支援事業の広域実施での、自治体間の協定書の参考様式を掲載する。

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者一時生活支援事業の実施に関する協定書

●●市、〇〇市、△△市、および◆◆市（以下「委託者」という。）と■■■（以下「受託者」という。）とは、委託者が、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 1 第 2 条第 5 項に定義する生活困窮者一時生活支援事業を実施するにあたり、受託者にその業務を委託することを前提に、次のとおり締結する。

（有効期間）

第 1 条 本協定の有効期間は、平成●●年●月●日から平成●●年●月●日までとする。

（宿泊場所）

第 2 条 受託者が、委託者から支援要請があった生活困窮者（以下「支援対象者」という。）に供与する宿泊場所は、■■市■町■番■号■■■とする。

（業務内容）

第 3 条 受託者は、支援対象者に食事、衣類等を提供するとともに、就労を支援し、早期の自立を図るものとする。また、受託者は、支援対象者の自立について、委託者が複数関わる場合は、委託者の協力のもとその調整を行う。

（定員）

第 4 条 一市あたりの宿泊定員は原則として 2 人（●●市は▲人）とするが、空きベッドの調整が可能であれば、当該市の定員を上回って宿泊させることができる。

（費用負担）

第 5 条 委託者の費用負担は、別表のとおりとする。

（委託者以外の自治体を利用した場合）

第 6 条 この協定にかかわらず、受託者は、委託者以外の自治体からの依頼による支援対象者を宿泊させ、食事、衣類等を提供することができる。ただし、当該自治体は、宿泊受け入れの翌年度以降に本協定に参加し、協議で決定した必要費用を負担していくことを前提とする。

（契約）

第 7 条 委託者に属する市は、本協定締結後、個々に受託者と委託契約を締結するものとする。

（その他）

第 8 条 本協定に定める事項について疑義が生じ、又は本協定に定めない事項が生じたときは、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として本書▲通を作成し、委託者、受託者ともに記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

平成▲▲年▲月▲日

(委託者) ●●市

所在地 ●●市××町×番×号

代表者 ●●市長 ●● ●● 印

○○市

所在地 ○○市○○町○○番○号

代表者 ○○市長 ●● ●● 印

△△市

所在地 △△市△△町△△番△号

代表者 △△市長 ●● ●● 印

◆◆市

所在地 ◆◆市◆◆町◆◆番地

代表者 ◆◆市長 ●● ●● 印

(受託者) ■■■■

所在地 ■■■市■■■町■■■番地

代表者 ■■■ ■■■ 印

●●県知事および〇〇市長は、●●県（以下「県」という。）が実施する一時生活支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する生活困窮者一時生活支援事業を言う。以下同じ。）の実施に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、県が実施する一時生活支援事業に関して、県および〇〇市（以下「市」という。）における事業実施体制を明確にし、一時生活支援事業の円滑な実施と適正な運営を図ることを目的とする。

（事業実施）

第 2 条 県は、別に定める●●県一時生活支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、一時生活支援事業を実施することとする。

（事業実施方法）

第 3 条 市又は市が委託する自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を言う。以下同じ。）の実施団体（以下「市等」という。）が実施する相談者のアセスメントの結果、当該相談者の状況が実施要領 3 の（1）又は（2）のいずれかに該当すると市等が判断したときは、県又は県が委託する一時生活支援事業の実施団体（以下「委託団体」という。）に速やかに連絡し、必要な調整を図るものとする。

2 前項の調整の結果、必要と認められる場合は、県又は委託団体は、当該相談者に対し一時生活支援事業を実施するものとする。

（経費の負担）

第 4 条 県が実施する一時生活支援事業の経費の負担は、県が負うものとする。

（疑義の決定等）

第 5 条 この協定に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、県および市における協議のうえ、これを定めるものとする。

（有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、平成▲▲年▲月▲日から平成▲▲年▲月▲日までとする。ただし、この協定の終了 1 箇月前までに協定当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌月において向こう 1 年間協定を更新したものとみなす。

前記協定の確実を証するため本書 2 通を作成し、双方記名捺印のうえ各 1 通を所持するものとする。

平成 年 月 日

●●市●●町●●丁目●●番地●

●●県知事 ●●●● ●●●●

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

〇〇市長 〇〇〇〇 印

7.2 アンケート調査

7.2.1 アンケート調査票

平成 28 年度厚生労働省社会福祉推進事業「一時生活支援事業における包括的支援と事業効果に関する調査研究事業」

一時生活支援事業に関するアンケート調査票

本アンケート調査は、一時生活支援事業が全国でどのように運営・展開されているか、実態を把握することを目的として実施しております。ご回答が難しい場合は、貴自治体の一時生活支援事業を実施している事業者等にご照会いただきますようお願いいたします。一時生活支援事業を実施していない自治体様にも、お聞きしたい設問を用意しておりますので、よろしくお願ひします。ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、平成 28 年 10 月 28 日（金）までに、同封の返信封筒により投函にてご返信をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-13-1 エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 社会公共政策部
「一時生活支援事業における包括的支援と事業効果に関する調査研究事業」調査事務局
電話：0120-9666-619（平日10時～17時） FAX：03-3256-7471

I 貴自治体について

(1)自治体名と生活困窮者自立支援ご担当部署名	()都・道・府・県 ()市・区・郡 ()町・村 ()部 ()課 ()係
(2)貴自治体の区分 (○は1つ)	1. 都道府県 2. 政令指定都市、特別区 3. 中核市 4. 施行時特例市 5. 市(2, 3, 4 以外の市) 6. 町村

II 実施状況

(3)平成 26 年度におけるホームレス緊急一時宿泊事業実施の有無 (○は1つ)	1. 実施した(平成 26 年度延べ利用人数:)人 2. 実施しなかった
1)「2. 実施しなかった」の場合、緊急に宿泊が必要な対象者が相談窓口に来た場合の対応方法、人数 (該当するもの全てに○) ※人数がわからない場合は、該当する選択肢に○をつけるのみで結構です。 ※巡回相談の相談者も含む。	1. 生活保護で対応した 2. 応急援護で対応した(乾パン・交通費等の支給等) ()人 3. 貴自治体の実施している他サービスで対応した [サービスの内容・名称:]()人 [サービスの内容・名称:]()人 [サービスの内容・名称:]()人 4. 貴自治体内の民間機関が実施している他サービスに依頼した [サービスの内容・名称:]()人 [サービスの内容・名称:]()人 [サービスの内容・名称:]()人 5. 貴自治体内の他機関に委託した [委託内容:]()人 [委託内容:]()人 [委託内容:]()人 6. 貴自治体内の他機関を紹介した [紹介先:]()人 7. 他自治体に対応を依頼した ()人 8. 生活困窮者から相談を受けたが、具体的な対応には至らなかった ()人 9. その他[]()人
a)うち「1. 生活保護で対応」した場合の人数 (該当するもの全てに○) ※人数がわからない場合は、該当する選択肢に○をつけるのみで結構です。	1. 居宅 ()人 2. 保護施設 ()人 3. 無料低額宿泊所 ()人 4. 簡易宿泊所 ()人 5. シェルター ()人 6. その他[具体的内容:]()人

以下の「Ⅲ 予算の状況」(P.3)から「X 一時生活支援事業の効果」(P.10)の項目の設問は、平成27年度に一時生活支援事業を実施した自治体様のみ、平成27年度の実績についてご回答ください。

平成27年度に一時生活支援事業を実施していない自治体様は、P.11にお進みください。

Ⅲ 予算の状況

(5)平成27年度の一時生活支援事業の事業予算
(国費と地方費の合計金額を記入)

()千円

Ⅳ 広域実施

※本調査票における「広域実施」とは、複数の自治体が連携して一時生活支援事業を実施することを意味します。

(6)平成27年度の一時生活支援事業の広域実施の有無 (○は1つ)	1. 実施した 2. 実施しなかった
1)「1. 実施した」の場合、連携した自治体 (自治体名を全て記入)	()
a)広域実施を検討する段階で、自治体間の連携体制をつくる際を中心とした自治体 (○は1つ)	1. 貴自治体 2. 貴自治体が所属している都道府県 3. 市区町村 (自治体名:) 4. 民間の機関等 (機関名:) 5. その他 ()
b)広域実施を検討する段階で、連携対象となる自治体に対して呼びかけを行った自治体 (該当するもの全てに○)	1. 貴自治体 2. 貴自治体が所属している都道府県 3. 市区町村 (自治体名:) 4. 民間の機関等 (機関名:) 5. その他 ()
c)平成27年度に一時生活支援事業を広域実施する際に、委託先や協力事業者との調整や市町村間の調整、助言等の援助を行う総合調整役の自治体 (○は1つ)	1. 貴自治体 2. 貴自治体が所属している都道府県 3. 市区町村 (自治体名:) 4. 民間の機関等 (機関名:) 5. その他 ()
2)「2. 実施しなかった」の場合、広域実施を実施しなかった理由 (該当するもの全てに○)	1. 単独で事業を実施することに問題がなかった 2. 広域実施を検討したが、連携先が見つからなかった 3. 広域実施を検討したが、具体的な対応方法がわからなかった 4. 広域実施を検討し、他自治体と話し合ったが、合意形成できなかった 5. その他 ()
(7)平成28年度の一時生活支援事業の広域実施の有無 (○は1つ)	1. 実施している 2. 実施していない
1)「1. 実施している」の場合、連携した自治体 (自治体名を全て記入)	()
a)平成27年度と平成28年度の連携した自治体の比較 (○は1つ)	1. 連携した自治体数は減少した 2. 連携した自治体数は増加した 3. 連携した自治体数および連携先の自治体に変動はなかった 4. 連携した自治体数に変動はないが、連携先の自治体は平成27年度とは異なっている 5. 平成27年度は広域実施を行っていなかった

b) 今後の広域実施の意向・予定 (○は1つ)	1. 継続する予定である 2. 実施を見直す予定である 3. 実施しないことが決まっている 4. どうするかは未定である
2) 「2. 実施していない」の場合、今後の広域実施の意向・予定 (○は1つ)	1. 実施することが決まっている 2. 実施を検討している 3. 実施を検討するつもりはない 4. どうするかは未定である

V 運用の実態

(8) 平成 27 年度の一時生活支援事業の運用形態 (該当するもの全てに○)	1. 直営 2. 委託 3. 指定管理者による運営
1) うち「2. 委託」の場合の委託先 (該当するもの全てに○)	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人 3. NPO法人 4. その他()
2) うち「2. 委託」の場合の委託先との関係 (該当するもの全てに○)	1. 一時生活支援事業以外の他の生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業等)も委託している 2. 生活困窮者自立支援事業以外の他の事業も委託している 3. 現在は一時生活支援事業のみを委託しているが、過去に他の事業を委託したことがある 4. 一時生活支援事業の委託が貴自治体と委託先の初めての契約である 5. その他()
3) うち「3. 指定管理者による運営」の場合の指定管理者 (該当するもの全てに○)	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉協議会以外の社会福祉法人 3. NPO法人 4. その他()
4) うち「3. 指定管理者による運営」の場合、指定管理者との関係 (該当するもの全てに○)	1. 一時生活支援事業以外の他の生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業等)も指定管理により実施している 2. 生活困窮者自立支援事業以外の他の事業も実施している 3. 現在は一時生活支援事業のみを実施しているが、過去に他の事業を実施したことがある 4. 一時生活支援事業が貴自治体と指定管理者との初めての契約である 5. その他()
(9) 平成 27 年度の一時生活支援事業の施設形態 (該当するもの全てに○)	1. 借り上げ型シェルター ()箇所 2. 設置型シェルター ()箇所 3. 自立支援センター 4. その他 ()
1) うち「1. 借り上げ型シェルター」の場合、1泊あたりの料金 ※施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。	施設1 1泊()円 うち食費:()円
	施設2 1泊()円 うち食費:()円
	施設3 1泊()円 うち食費:()円
	施設4 1泊()円 うち食費:()円
	施設5 1泊()円 うち食費:()円

(10) (9)で「1. 借り上げ型シェルター」「2. 設置型シェルター」のどちらか、あるいは両方の場合、一時生活支援事業の実施場所(該当するもの全てに○)	1. 民間物件(例:アパート) 2. 委託先施設 3. 公的施設 4. 商業用施設(例:旅館、ホテル) 5. その他 ()
(11) (9)で「1. 借り上げ型シェルター」「2. 設置型シェルター」のどちらか、あるいは両方の場合、一時生活支援事業の施設の選定理由(該当するもの全てに○)	1. 自治体にとって都合が良い立地 2. 地域住民の理解を得やすい立地 3. 施設が複合的で望ましい 4. 単独施設で望ましい 5. 経営実績が良好 6. 提供サービスが一時生活支援事業に適している 7. 利用料金が安価 8. すでに施設とつながりや連携があり、円滑な利用が期待できた 9. 他の選択肢がなかったため 10. その他 ()
(12)平成27年度の一時生活支援事業実施のための職員用のマニュアル類の有無	1. あり 2. なし
1)「1. あり」の場合、使用しているマニュアル類の種類(該当するもの全てに○)	1. 貴自治体が独自に作成したマニュアル・手引き等 2. 「一時生活支援事業の手引き」(平成27年度厚生労働省発出) 3. 他自治体で作成したマニュアル・手引き等 4. その他 ()

VI 他事業・他機関との連携

(13)平成27年度の一時生活支援事業を実施した際に、他の事業と同時利用あるいは連携する際の手続きなどを定めたマニュアル類の有無	1. あり 2. なし		
1)「1. あり」の場合、マニュアル類の種類と作成者(該当するもの全ての欄に○。「その他」の場合は作成者を記入)	マニュアル類の作成者		
	1. 貴自治体もしくは貴自治体内の関連施設	2. 他自治体もしくは他自治体の関連施設	その他
他の生活困窮者自立支援事業と連携するためのマニュアル類	1	2	()
生活保護に引き継ぐためのマニュアル類	1	2	()
貴自治体独自の生活困窮者等向け事業と連携するためのマニュアル類	1	2	()
2)「2. なし」の場合、その理由(○は1つ)	1. マニュアル類がなくても、円滑な引継ぎ・連携ができています 2. 現在作成している途中である 3. マニュアル類の必要性を感じているが、どのように作成すればよいかわからない 4. その他 ()		
(14)平成27年度の一時生活支援事業の利用者が、自立相談支援事業で相談する頻度(1人当たりの平均)(○は1つ)	1. 毎日 2. 週3～6回程 3. 週1～2回程 4. 月1～3回程 5. 相談していない		

a)「8. 支援員以外から」の場合、情報提供者	()
b)「10. その他」の場合、その周知手段	()

VIII 利用者の状況

(20)平成 27 年度の一時生活支援事業利用者 ※該当する施設ごとに、延べ人数をお答えください。

		利用者の性年齢別人数						
		19 歳以下	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-64 歳	65 歳以上
1) 借り上げ型シェルターの状況	a)利用者延べ人数	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	うち女性	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人
	b)利用日数別の延べ利用者数 ※1ヶ月は30日で計算してください。	3日間以内	()人 うち女性()人					
		4日間以上、7日間以内	()人 うち女性()人					
		8日間以上、14日間以内	()人 うち女性()人					
		15日間以上1ヶ月未満	()人 うち女性()人					
		1ヶ月以上、2ヶ月未満	()人 うち女性()人					
		2ヶ月以上、6ヶ月未満	()人 うち女性()人					
		その他()	()人 うち女性()人					
	2) 設置型シェルターの状況	a)利用者延べ人数	()人	()人	()人	()人	()人	()人
うち女性		()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人
b)利用日数別の延べ利用者数 ※1ヶ月は30日で計算してください。		3日間以内	()人 うち女性()人					
		4日間以上、7日間以内	()人 うち女性()人					
		8日間以上、14日間以内	()人 うち女性()人					
		15日間以上1ヶ月未満	()人 うち女性()人					
		1ヶ月以上、2ヶ月未満	()人 うち女性()人					
		2ヶ月以上、6ヶ月未満	()人 うち女性()人					
		その他()	()人 うち女性()人					

a)利用者延べ人数		利用者の性年齢別人数						
		19歳以下	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上
		()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人
うち女性		()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人
3)自立支援センターの状況	b)利用日数別の延べ利用者数 ※1ヶ月は30日で計算してください。	3日間以内		()人 うち女性()人				
		4日間以上、7日間以内		()人 うち女性()人				
		8日間以上、14日間以内		()人 うち女性()人				
		15日間以上1ヶ月未満		()人 うち女性()人				
		1ヶ月以上、2ヶ月未満		()人 うち女性()人				
		2ヶ月以上、3ヶ月未満		()人 うち女性()人				
		3ヶ月以上、4ヶ月未満		()人 うち女性()人				
		4ヶ月以上、5ヶ月未満		()人 うち女性()人				
		5ヶ月以上、6ヶ月未満		()人 うち女性()人				
		その他()		()人 うち女性()人				
(21)平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者の傾向・属性 (該当するもの全てに○)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいた方 2. 持家がなく、かつ、居所の賃貸契約を結んでいない人 3. 持家がなく、居所の賃貸契約を結んでいたが、家賃の支払い能力がない人 4. 持家はあるが、生活に困窮していた方 5. DVや虐待、解雇等により緊急に宿泊が必要となった方 6. 金銭管理ができない方 7. 何らかの障害が疑われる方(身体障害、知的障害、精神障害など) 8. その他() 						
(22)平成 27 年度の一時生活支援事業の利用者の入所時の状況・意思の傾向 (該当するもの全てに○)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 就労による自立の意思があったが、経済面や住居の面に問題があった(ホームレス、ワーキングプア等) 2. 就労による自立の意思があったが、心身に問題があった(身体障害、知的障害、精神障害のある者、アルコール・薬物依存症等) 3. 就労による自立の意思があったが、家族・社会との関係に問題を抱えていた(DV被害、ひきこもり等) 4. 就労による自立の意思はなかった 5. 健康面の問題を解決したい意思があった 6. 日常生活を送るための生活基盤を整えるため 7. やむを得ない事情による一時的な緊急避難のため 8. 生活保護や他の事業を利用するまでのつなぎのため 9. その他() 10. 把握していない 						

(23)平成 27 年度に実施した一時生活支援事業利用者の退所の主な理由 (該当するもの全てに○、人数を記入) ※人数がわからない場合は、該当する選択肢に○をつけるのみで結構です	
1) 就職による退所 ※人数がわからない場合は、該当する選択肢に○をつけるのみで結構です	1. 就労準備支援事業や就労訓練事業を 利用せず に就職し、社員寮も含めたアパート等の住居を確保することができた()人 2. 就労準備支援事業や就労訓練事業を 利用して 就職し、社員寮も含めたアパート等の住居を確保することができた ()人 3. 生活保護を受給し、半就労にてアパート等の住居を確保 ()人 4. 生活保護を受給し、半就労にて無料低額宿泊所へ入所 ()人 5. 生活保護を受給し、半就労にて保護施設へ入所 ()人
2) 就労せず福祉等の措置による退所 ※人数がわからない場合は、該当する選択肢に○をつけるのみで結構です	◆生活保護を受給して 1. アパート等の住居へ入居()人 2. 無料低額宿泊所へ入所()人 3. 保護施設へ入所()人 4. 婦人保護施設や母子生活支援施設等の女性向け施設へ入所()人 5. 病気等により退所(入院含む)()人 ◆生活保護を受給せずに 6. 知人等の住居へ転居()人 7. 婦人保護施設や母子生活支援施設等の女性向け施設へ入所()人 8. 民間シェルター等へ入所()人 9. 住居確保給付金の受給による住居確保()人 10. 病気等により退所(入院含む)()人
3) 規則違反、無断退所等 ※人数がわからない場合は、該当する選択肢に○をつけるのみで結構です	1. 無断退所 ()人 2. 規則違反や違法行為による退所 ()人 3. 自主退所 ()人
4) その他 ※人数がわからない場合は、該当する選択肢に○をつけるのみで結構です	1. その他 [具体的に:]()人 [具体的に:]()人 [具体的に:]()人
(24)平成 27 年度に実施した一時生活支援事業の利用終了者に対するフォローアップの実施状況 (○は一つ)	1. 原則として利用終了者全員に対して実施している 2. 必要があると判断した一部の利用終了者に対して実施している 3. 実施していない
1)「1. 実施している」もしくは「2. 必要があると判断した一部の利用終了者に対して実施している」の場合、実施内容 (該当するもの全てに○)	1. 本人に対する定期的な安否確認 2. 本人に対する定期的な訪問等、生活上の相談・助言等、自立した生活が定着するための支援・指導など 3. 家計相談支援事業等を含めた金銭管理支援 4. 住居が確保できなかった自立困難者への法内他事業の利用による継続支援 5. 住居が確保できなかった自立困難者への生活保護制度の適用 6. その他 ()
2)「3. 実施していない」の場合、実施しない理由 (該当するもの全てに○)	1. 実施の必要がないと判断したため 2. どのように実施したらよいかわからなかったため 3. 財政上の理由のため 4. 対応する職員の確保が難しいため 5. 実施する施設の確保が難しいため 6. その他 ()

IX 利用者の受入

(25)平成27年度に、他の自治体から依頼を受けて、緊急に宿泊の対応が必要な人を受け入れた経験 (○は1つ)	1. ある 2. 依頼は受けていないが、緊急に宿泊の対応が必要な人を受け入れた 3. ない												
1)「2. 依頼は受けていないが、緊急に宿泊の対応が必要な人を受け入れた」の場合、緊急に宿泊の対応が必要な人が貴自治体の訪問前に滞在していた場所 (各項目で、あり・なしに○)	<table border="0"> <tr> <td>1. 貴自治体に隣接する同一都道府県内の自治体</td> <td>あり</td> <td>・</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>2. 隣接する自治体を除く、同一都道府県内の自治体</td> <td>あり</td> <td>・</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3. 他の都道府県の自治体</td> <td>あり</td> <td>・</td> <td>なし</td> </tr> </table>	1. 貴自治体に隣接する同一都道府県内の自治体	あり	・	なし	2. 隣接する自治体を除く、同一都道府県内の自治体	あり	・	なし	3. 他の都道府県の自治体	あり	・	なし
1. 貴自治体に隣接する同一都道府県内の自治体	あり	・	なし										
2. 隣接する自治体を除く、同一都道府県内の自治体	あり	・	なし										
3. 他の都道府県の自治体	あり	・	なし										

X 一時生活支援事業の効果

(26)平成27年度に実施した一時生活支援事業の効果 (該当するもの全てに○)	1. 他の生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業等）をより行いやすい 2. 生活困窮者自立支援事業以外の他の事業をより行いやすい 3. 自治体内、もしくは地域内のホームレス（路上生活者）数が減少した 4. ホームレスが増えることを防止できている 5. 利用者の生活の基盤を整えることができた 6. 利用者の就労に向けた準備や活動を促進できた 7. 住所の確保により就労支援を行いやすい 8. 近隣自治体との関係がよくなった 9. 地域住民の安心に寄与している 10. 地域内の生活困窮者の存在が可視化された 11. これまでのホームレスに限定することなく、緊急に避難が必要な人を受け入れることができた 12. その他()																				
(27)平成27年度に実施した一時生活支援事業の利用者に見られた変化 (該当するもの全てに○)	<table border="0"> <tr> <td>1. 医療機関受診開始</td> <td>11. 職場定着</td> </tr> <tr> <td>2. 健康状態の改善</td> <td>12. 就職活動開始</td> </tr> <tr> <td>3. 障害者手帳の取得</td> <td>13. 職業訓練の開始、就学</td> </tr> <tr> <td>4. 住居の確保・安定</td> <td>14. 社会参加機会の増加</td> </tr> <tr> <td>5. 生活保護適用</td> <td>15. 生活習慣の改善</td> </tr> <tr> <td>6. 家計の改善</td> <td>16. 対人関係・家族関係の改善</td> </tr> <tr> <td>7. 債務の整理</td> <td>17. 自立意欲の向上・改善</td> </tr> <tr> <td>8. 就労収入増加</td> <td>18. 精神の安定</td> </tr> <tr> <td>9. 就労開始（一般就労）</td> <td>19. その他()</td> </tr> <tr> <td>10. 就労開始（中間的就労）</td> <td></td> </tr> </table>	1. 医療機関受診開始	11. 職場定着	2. 健康状態の改善	12. 就職活動開始	3. 障害者手帳の取得	13. 職業訓練の開始、就学	4. 住居の確保・安定	14. 社会参加機会の増加	5. 生活保護適用	15. 生活習慣の改善	6. 家計の改善	16. 対人関係・家族関係の改善	7. 債務の整理	17. 自立意欲の向上・改善	8. 就労収入増加	18. 精神の安定	9. 就労開始（一般就労）	19. その他()	10. 就労開始（中間的就労）	
1. 医療機関受診開始	11. 職場定着																				
2. 健康状態の改善	12. 就職活動開始																				
3. 障害者手帳の取得	13. 職業訓練の開始、就学																				
4. 住居の確保・安定	14. 社会参加機会の増加																				
5. 生活保護適用	15. 生活習慣の改善																				
6. 家計の改善	16. 対人関係・家族関係の改善																				
7. 債務の整理	17. 自立意欲の向上・改善																				
8. 就労収入増加	18. 精神の安定																				
9. 就労開始（一般就労）	19. その他()																				
10. 就労開始（中間的就労）																					
(28)平成27年度に一時生活支援事業の実施で工夫した点	<p>一時生活支援事業を実施する上で、貴自治体内で工夫したことがあれば自由に記入してください。</p> <p>例)幅広い利用者を受け入れるために他の課（ひとり親家庭の対応をしている課等）と連携し、定期報告を行い、来訪者の情報交換をしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【自由記述欄】</p> </div>																				

<p>1)「2. 実施していない」の場合、緊急に宿泊が必要な生活困窮者が貴自治体の窓口にご相談に来た場合の対応(平成 28 年 4 月～9 月末までの実績) (該当するもの全てに○)</p> <p>※人数がわからない場合は、該当する選択肢に○をつけるのみで結構です。 ※自立相談支援事業で対応した内容について、回答してください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活保護で対応する 2. 応急援護で対応する(乾パン・交通費等の支給等) ()人 3. 貴自治体の実施している他サービスで対応する [サービスの内容・名称:]()人 [サービスの内容・名称:]()人 [サービスの内容・名称:]()人 4. 貴自治体内の民間機関が実施している他サービスに依頼した [サービスの内容・名称:]()人 [サービスの内容・名称:]()人 [サービスの内容・名称:]()人 5. 貴自治体内の他機関に委託する [委託内容:]()人 [委託内容:]()人 [委託内容:]()人 6. 貴自治体内の他機関を紹介する [紹介先:]()人 7. 他自治体に対応を依頼する ()人 8. 生活困窮者と相談したが、具体的な対応には至らなかった()人 9. その他[]()人
<p>a)うち「1. 生活保護で対応する」の場合 (該当するもの全てに○)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅 2. 保護施設 3. 無料低額宿泊所 4. 簡易宿泊所 5. シェルター 6. その他 (具体的内容:)
<p>(32)今後の一時生活支援事業の実施の意向 (○は1つ)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貴自治体単独で一時生活支援事業を実施する意向 2. 広域実施により一時生活支援事業を実施する意向 3. 単独か広域実施かは未定だが、一時生活支援事業を実施する意向 4. 一時生活支援事業を実施しない意向 5. 検討中である

以上で調査は終了です。お忙しいところご協力ありがとうございました。

一時生活支援事業における包括的支援と事業効果に関する調査
報告書

平成29年3月 発行

編 集 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

〒101-0047

東京都千代田区内神田一丁目13番1号

TEL 03-3518-8432

FAX 03-3518-8437

<http://www.mri-ra.co.jp/>
